

目 次
第1号（12月5日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
常任委員会研修報告	4
議案第74号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）	7
議案第75号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	7
議案第76号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）	7
議案第77号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第3号）	7
議案第78号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）	7
議案第79号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第80号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	17
議案第81号 錦町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例	19
議案第82号 財産の取得の変更について	21
議案第83号 錦町教育委員会委員の任命について	22
議案第84号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任について	23
諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	24
散 会	24

第2号（12月6日）

出席及び欠席議員	25
職務のため議場に出席した者の職、氏名	25
説明のため出席した者の職、氏名	25
議事日程	26
本日の会議に付した事件	26
開 議	26
一般質問	26
3番 梶原 誠二君	26
7番 竹田農利人君	31

2番 丸小野聖一君	39
散 会	46

第3号 (12月7日)

出席及び欠席議員	47
職務のため議場に出席した者の職、氏名	47
説明のため出席した者の職、氏名	47
議事日程	48
本日の会議に付した事件	48
開 議	48
一般質問	48
9番 池田 秀晴君	48
1番 谷口 一也君	56
5番 吉田 眞二君	63
10番 金山 民幸君	74
6番 石松まゆ子さん	81
散 会	91

第4号 (12月8日)

出席及び欠席議員	93
職務のため議場に出席した者の職、氏名	93
説明のため出席した者の職、氏名	93
議事日程	94
本日の会議に付した事件	94
開 議	94
一般質問	94
8番 岡田 武志君	94
4番 早田 和彦君	103
12番 荒川 孝一君	111
議案第74号 令和5年度錦町一般会計補正予算 (第6号)	119
議案第75号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	119
議案第76号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算 (第3号)	119
議案第77号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算 (第3号)	119
議案第78号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算 (第2号)	119
議員派遣の件について	121
委員会の閉会中の継続調査申し出について	121
閉 会	121

署 名 1 2 2

令和5年 第4回 錦町議会定例会議録 (第1号)

招集年月日	令和5年12月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 散会	令和5年12月 5日 令和5年12月 5日	午前10時00分 午前11時56分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	11	高 田 孝 徳	1 谷 口 一 也		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 長	山 園 琢 磨	農林振興課 長	有 瀬 耕 二
副 町 長		保険政策課 長	吉 田 誠 二	地域整備課 長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課 長	森 山 毅 宏	農業委員会 事務局長	高 波 昌 一
教育 長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課 長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課 長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会研修報告
- 日程第5 議案第74号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第75号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第76号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第77号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第78号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第79号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第80号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第81号 錦町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第13 議案第82号 財産の取得の変更について
- 日程第14 議案第83号 錦町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第84号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会研修報告
- 日程第5 議案第74号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第75号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第76号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第77号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第78号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第79号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第80号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第81号 錦町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第13 議案第82号 財産の取得の変更について
- 日程第14 議案第83号 錦町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第84号 錦町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第4回錦町議会定例会を開会し、直ちに会議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、11番、高田孝徳議員、1番、谷口一也議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について御報告を願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。

去る11月24日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期については、次のとおり協議しましたので報告いたします。

会期は、令和5年12月5日火曜日から12月8日金曜日までの4日間です。

5日火曜日は本会議の後、各常任委員会、6日水曜日は各常任委員会の後、本会議、7日木曜日、8日金曜日は本会議となります。なお、一般質問は6日水曜日から8日金曜日に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から8日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から8日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、そしてその他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定しました。

まず、議長から報告します。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

(1) 9月定例郡議長会議、日時、9月22日午前10時、場所、錦町役場。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②令和5年度議長全国大会及び産業行政視察について、③令和4年度本会事業報告と決算について。

(2) 10月定例郡議長会議。日時、10月11日午後3時、場所、相良村総合体育館。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②令和5年度議長全国大会及び産業行政視察について、③令和5年度町村議会議員グラウンドゴルフ大会開催について。

(3) 11月定例郡議長会議。日時、11月16日午後3時、場所、相良村総合体育館。

協議事項。①球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、②令和5年度議長全国大会及び産業行政視察について、③令和5年度球磨郡町村議会議員研修会の開催について、④12月定例郡議長会議及び正副議長・議事事務局合同会議の開催について。

以上で、議長報告を終わります。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、早田和彦議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（早田 和彦君） おはようございます。

では、諸般の報告をいたします。報告議員、早田和彦。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、令和5年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会。3、開催日及び場所、日時、令和5年11月24日（金曜日）午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。4、内容（要点）。

議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名、日程第2、会期の決定、日程第3、行政報告、日程第4、認定第1号令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、継続中です、日程第5、議案第11号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第12号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第13号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正について（第1号）。

以上で報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。

○人吉下球磨消防組合議員（竹田農利人君） おはようございます。

諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、令和5年11月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会。3、開催日及び場所、日時11月22日（水曜日）午後2時より、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。4、内容（要点）。

議事日程。日程第1、会期の決定、日程第2、会議録署名議員の指名、日程第3、議案第1号令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第4号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）について、日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告。

以上であります。

○議長（荒川 孝一君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 常任委員会研修報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、常任委員会研修報告を行います。

まず、総務建設常任委員長、吉田眞二議員。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） 令和5年12月5日、錦町議会議長、荒川孝一様。総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。

令和5年総務建設常任委員会研修報告。このことについて、下記のとおり報告します。

記。

1、研修参加者。

委員長、吉田眞二、副委員長、丸小野聖一、委員、荒川孝一、池田秀晴、竹田農利人、早田和彦。

随行者、総務課財政係長、矢野智浩、総務課管財係参事、鎌田直樹。

2、研修期日及び研修目的。

令和5年11月13日（月曜日）①熊本県高森町、一般社団法人南阿蘇鉄道管理機構「南阿蘇鉄道全線運転再開に向けた取組について」

令和5年11月14日（火曜日）②熊本県熊本市、熊本県防災センター及び球磨川流域復興局「住民の安全確保や危機管理対応について」③熊本県西原村「災害応急仮設住宅の利活用について」

3、研修内容。

①熊本県高森町、一般社団法人南阿蘇鉄道管理機構「南阿蘇鉄道全線運転再開に向けた取組について」

平成28年熊本地震により被災した南阿蘇鉄道は、南阿蘇村と高森町をつなぐ10駅からなる路線で、被災後の平成29年度に熊本県副知事を会長とした南阿蘇鉄道再生協議会を設立した。鉄道用地及び鉄道施設の上下分離方式を導入し、交付税措置を含めて97.5%を国から支援を受けている。また、災害後の輸送人員の回復も見込まれ、JR豊肥本線との直接乗入れを開始し、新型車両やトロッコ列車、ワンピースコラボ列車の導入により、移動手段だけでなく観光鉄道としての側面も大きく路線の維持に寄与していると思われる。

②熊本県熊本市、熊本県防災センター及び球磨川流域復興局「住民の安全確保や危機管理対応について」

過去の災害体験を基に災害発生のメカニズム等の展示、プロジェクションマッピングやVRゴーグルによる学習もでき、災害に備えなければと考える機会となった。また、防災センター2階には実際の災害発生時に指揮を執るオペレーションルームもあり、災害に特化した機能を集約した施設であった。

緑の流域治水による復旧・復興プラン、球磨川水系河川整備計画に基づく説明及び被災後の取組についての紹介があった。田んぼダムなどの実証実験も始まっており、ハード・ソフト一体として事業を進めていくことであった。

③熊本市西原村「災害応急仮設住宅の利活用について」

平成28年熊本地震による西原村の応急仮設住宅であった小森仮設団地では、利活用事業等を活用して46戸の住宅を総事業費1億9,823万9,079円をかけて整備した。事前に本町の大王原仮設団地を見学しており、利活用事業と内容がほぼ一緒で、木造住宅の構造も似たようなものであった。

家賃については著しく低い金額に設定されており、被災者がそのまま住まわれることを前提にしているためと思われる。

本町も大王原仮設団地を今後いかに活用するかを考えるべきである。

以上、今回の総務建設常任委員会の研修は、災害が起こる前の対策、災害時の対応、そして災害後の行動についての研修であった。これらの対策は、災害時に限らず、日頃からの備えが大切で、避難所等の確保や避難路の整備は公助が中心となる。また、防災教育、防災訓練は学校・地域家庭が連携して行うことが必要であり、自助・共助・公助

の連携が不可欠であると再確認できた研修であった。

以上、報告します。

○議長（荒川 孝一君） 次に、厚生文教経済常任委員長、高田孝徳議員。

○厚生文教経済常任委員長（高田 孝徳君） おはようございます。

令和5年12月5日、錦町議会議長、荒川孝一様。厚生文教経済常任委員会委員長、高田孝徳。

令和5年厚生文教経済常任委員会研修報告。このことについて、下記のとおり報告します。

記。

1、研修参加者。

委員長、高田孝徳、副委員長、谷口一也、委員、金山民幸、岡田武志、石松まゆ子、梶原誠二。

随行者、教育振興課課長、尾方良一、農林振興課主事、中村優誠。

2、研修期日及び研修目的。

令和5年11月16日（木曜）①宇城市、宇城市立不知火美術館・図書館「図書館の利用状況等について」②鹿児島県長島町、道の駅黒之瀬戸だんだん市場「地域特産品について」

令和5年11月17日（金曜）③葦北郡芦北町、芦北町総合コミュニティセンター「総合コミュニティセンター整備の経緯及び利用状況等について」

3、研修内容。

①宇城市、宇城市立不知火美術館・図書館「図書館の利用状況等について」

斬新なデザインの美術館・図書館と熊本地震災害仮設住宅の集会場を移設改築されたこどもえほんの家を併設した複合施設となっており、来館利用者の状況等について視察研修を行った。

改修前の図書館は、年間来館者約6万人であったが、昨年の来館者は約48万人へと大きく増加し、子どもから大人までゆっくりのんびりと過ごすことができる憩いの場となっており、コーヒースタアスターバックスが来店するブック&カフェエリア、児童書・エンタメエリア、本のオアシスエリア、学習席エリアの4つのフロアで構成され、目的にあった図書スペースの設定により、来館者を満足させる造りとなっていた。併設のこどもえほんの家には、平日でも多くの親子が来館し、土日にはフリーマーケットやキッチンカーが並ぶ中庭広場もあり、多くの来場者でにぎわいを見せているとのことであった。

スターバックが入った図書館で話題性があり、人気店であることから、交流人口の増加は見込めるが、1店舗当たり10万人の人口規模と設定され、8万人ほどの人吉球磨地域には厳しい条件となる。地域貢献等も勘案した独自ルールもあるということであり、交流人口増加を目的とした圏域設定等のアイデア創出が必要と思われる。

魅力的であり、集客の核となり得ると考える。

②鹿児島県長島町、道の駅黒之瀬戸だんだん市場「地域特産品について」

鹿児島県北西部の長島の黒之瀬戸大橋近くにあり、海産物を中心とした地域の野菜や果物、焼酎など多くの商品が並ぶ地域の情報発信地となっていた。

生け簀では、伊勢えび、サザエ、タイ、アジなどが安く販売されており鮮魚を求めての来客も多く、釣り人も立ち寄るにぎわいのある道の駅であった。

③葦北郡芦北町、芦北町総合コミュニティセンター「総合コミュニティセンター整備の経緯及び利用状況等について」

施設の管理費の節減、共有する空間の有効活用、連携による相乗効果を目的に図書館、公民館、子どもの広場、研

修室などを一体化した複合施設であり、令和2年12月に開館した。

「全ては次代を担う子どもたちのために」をコンセプトに、あらゆる世代が集い、学ぶ場所として、図書館機能と学習する空間を有し、蔵書5万6,000冊があり、次代を担う子どもたちを育む場所としての子どもの広場、人と人が出会い、つながり、学習し、継承する公民館、展示室などが整備され、地元産及び県産材の杉をフルに活用した木造2階建てのぬくもりを感じる建物であった。

来館者は令和4年度約15万人であり、そのうち子ども広場の利用者は、4割が町外からの来館者であった。また、国道や県道から近く、肥薩おれんじ鉄道佐敷駅と連携する建物となっており、周辺には体育施設等も整備され、一体的な整備がなされていることから、児童や園児の遠足などにも利用される利便性の高い施設となっていた。

以上、3つの異なる複合施設を視察研修したが、いずれの施設も多額の経費を投じて整備がなされており、過疎債が活用できない本町にとっては、財源確保の問題や大型事業としての投資に対する厳しい目が向けられると予想される。そのためには、明確な基本構想の策定が必要であり、その基本構想の実現のため、ハード面の整備と併せソフト面の充実も必須となり、そのための人材育成も必要と考える。

本町において、図書館や青年会館の老朽化に伴う整備が必要と思われるが、子どもセンターなど、多目的施設としての整備が図られるよう検討してもらいたい。

また、その施設を運用するソフト面を具体的に計画し、将来を見つめたハード・ソフト両面において、運営者、来場者それぞれが満足できる施設となるよう、慎重に検討を願いたい。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 以上で、常任委員会研修報告を終わります。

日程第5. 議案第74号

日程第6. 議案第75号

日程第7. 議案第76号

日程第8. 議案第77号

日程第9. 議案第78号

○議長（荒川 孝一君） 日程第5、議案第74号令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）から日程第9、議案第78号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 皆様おはようございます。

令和5年第4回錦町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変忙しい中、御出席を賜り御礼を申し上げます。

それでは、提案しております議案について説明をいたします。

議案第74号令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）、議案第75号令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第76号令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第77号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第3号）、議案第78号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

以上、5議案につきましては、令和5年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億321万1,000円を追加し、予算の総額を74億3,510万9,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、肉用牛及び乳用牛の改良・増殖を推進するための受精卵協議会への運営補助金、町道の道路改良事業費、人事院及び熊本県人事委員会勧告に準じた人件費の増額、ほか地方債の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,021万円を追加し、予算の総額を13億8,695万6,000円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万円を追加し、予算の総額を12億7,291万7,000円とする案件でございます。

次に、下水道特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万2,000円を追加し、予算の総額を2億6,023万4,000円とする案件でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の補正で、支出を2万5,000円、資本的収入及び支出の補正で収入を50万円、支出を47万5,000円、それぞれ減額する案件と企業債の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、一般会計から御説明いたします。

議案つづりの6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、追加が1件、変更が1件です。

まず、追加分の公共土木施設災害復旧事業（現年発生補助災害復旧事業債）ですが、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、起債の限度額を130万円とするものです。内容は、一武地区、町道山の手線の災害復旧工事の財源として、借入額を計上するものです。

次に、変更分の道路整備事業、（公共事業等債）ですが、起債の限度額を870万円減額し、7,090万円とするものです。内容は、主に国費負担分の確定に伴う借入額の調整となります。本件について、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりであり、補正前と変更はありません。

次に、議案つづり12ページ、13ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入から申し上げますが、5万円未満の補正については、以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いいたします。

初めに、総務課関係から御説明いたします。上から3つ目の欄になります。

11款1項1目1節地方交付税4,474万5,000円は、財源調整として普通交付税を計上をしております。

次に、議案つづり18ページ、19ページをお願いします。上から2つ目の欄になります。

17款2項1目1節土地売却収入348万円は、道路改良事業などに伴う道路残地などの土地売却分の4件分となります。

次の欄です。18款1項1目1節一般寄附金151万9,000円は、町外にお住まいの一般の方などからの寄附金4件分となります。

次のページをお願いいたします。一番下の欄になります。

22款町債は、地方債補正で御説明をしたとおりです。

次に、歳出です。

まず、全般的なことを申し上げますと、今回の補正予算では、議案第79号で御審議いただきますが、人事院勧告及び県人事院会勧告に伴う、主に若年層を対象とした給料月額の上上げと期末手当、勤勉手当の各支給割合を年額

0.05月分ずつ増額する条例改正を上程しており、それに係る補正予算を計上をしております。そのほか、現段階で判明している手当等の調整等を計上しておりますが、その件については説明を割愛させていただきます。併せて、歳入と同様5万円未満の補正についても、以降の各課長からの説明は原則として割愛をさせていただきます。

それでは、22ページ、23ページお願いします。一番上の欄からです。

1款1項1目議会費11節役務費27万7,000円、13節使用料及び賃借料33万円、17節備品購入費、減額の225万円は、ペーパーレス会議システム導入に際し必要となる回線使用料、ソフト使用料などをタブレット購入の入札残と組み替えるものです。

次に、2款1項1目一般管理費18節負担金補助及び交付金138万1,000円です。

こちら内容、次のページをお願いいたします。

説明欄の乗合タクシー運行費補助金分となります。乗合タクシー事業についてはにしき中央タクシーさんに実施をいただいておりますが、あさぎり町から派遣をいただいていることと、さらに燃旅費の高騰、運転手不足などにより、現行の補助額では運行が難しいと申出があったため今回見直しを行い、所要額を計上するものです。

28ページ、29ページお願いします。

2款4項4目町長選挙費、減額の164万5,000円、6目町議会議員選挙費、減額の614万9,000円は、執行残を減額をするものです。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。一番下の欄になります。

12款1項1目元金22節償還金利子及び割引料8万1,000円は、令和2年7月豪雨災害での災害援護資金の県への償還金となります。

総務課関係は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係について御説明いたします。

まず、歳入です。12、13ページをお開きください。下段です。

15款1項1目民生費国庫負担金367万8,000円のうち、1節障がい者福祉費負担金360万円は障がい児通所給付費等負担金で、歳出増額に伴う歳入予算の増額です。2分の1負担分です。

14、15ページをお開きください。2段目です。

15款2項1目総務費国庫補助金852万円のうち、1節社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金12万4,000円は、会計年度職員分の人件費増に伴う増額です。

3節社会保障・税番号制度システム整備補助金838万6,000円は、戸籍情報システム改修業務とマイナンバーカードの氏名ローマ字表記対応業務に関わるものです。10割補助です。

同項2目民生費国庫補助金4節社会福祉費補助金16万5,000円は障がい者総合支援事業費補助金で、報酬改定に係るシステム改修事業分です。2分の1補助です。

16、17ページをお開きください。2段目です。

16款1項1目民生費県負担金183万9,000円のうち、1節障がい者福祉費負担金180万円は障がい児通所給付費等負担金で、歳出の増額に伴う歳入予算の増額です。4分の1負担分です。

16款2項2目民生費県補助金75万9,000円のうち、1節社会福祉費補助金5万9,000円は民生児童委員活動助成費補助金で、交付要綱の改定に伴う増額です。

2節児童福祉費補助金70万円は保育所等物価高騰対策支援金補助金で、10割補助、6園分です。

20、21ページをお開きください。2段目です。

21款5項1目貸付金元利収入1節貸付金元利収入7万9,000円は、令和2年7月豪雨災害援護資金借受人元利償還金です。

次に歳出です。26、27ページをお願いします。2段目です。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費922万1,000円のうち、12節委託料838万7,000円は、戸籍情報システム改修業務委託料389万4,000円、戸籍附票システム改修業務委託料162万8,000円、住民基本台帳システム改修業務委託料286万5,000円で、戸籍情報の振り仮名対応及び2024年からマイナンバーカードの海外利用開始に伴うマイナンバーカードにローマ字表記をするための戸籍附票システム、住基システムの改修です。

30、31ページをお開きください。2段目です。

3款1項1目社会福祉費総務費2,477万円のうち12節委託料33万円は、134障がい者福祉サービス事業の支給管理台帳システム改修業務委託料です。

19節扶助費720万円は、135障がい児通所給付等事業の給付費で、サービスの実績が当初予算より増加する見込みのため、所要額を増額するものです。

22節償還金利子及び割引料1,645万3,000円は、133一般事務費の令和4年度事業分の国県負担金の精算による返納金です。

32、33ページをお開きください。下段です。

3款2項1目児童福祉費総務費892万9,000円のうち、次ページをお願いします、22節償還金利子及び割引料810万7,000円は、一般事務費の令和4年度事業分の国県負担金の清算による返納金です。

同項4目保育所費18設負担金補助及び交付金70万円は、保育所等物価高騰対策支援金補助金で、6園分を計上しております。

以上で、住民福祉課分の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入からです。議案つづり18、19ページをお開きください。3段目です。

18款1項6目1節地方創生応援税制寄附金300万円は、2社から企業版ふるさと納税があったことにより計上するものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。24、25ページをお開きください。下から2段目です。

2款1項23目にしき・まち・ひと・しごと創生推進基金費24節積立金300万円は、歳入でもございました2社分の寄附額を積立てるものです。

次に28、29ページをお開きください。2段目です。

2款7項1目企画費、説明欄一番下のふるさと回帰推進事業、減額の166万9,000円は、当初予算で2人分計上しておりました地域おこし協力隊が現在1名であることから、不要となりました8ヶ月分の報酬、期末手当、社会保険料を減額するものです。

次に40、41ページをお開きください。下段です。

7款1項2目観光費10節需用費25万円は、錦町観光パンフレットをリニューアルするものです。1万部を予定しております。

次に、12節委託料36万3,000円は、お土産用に使っております紙袋の作成業務委託料となります。
企画観光課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 箕田税務課長。

○税務課長（箕田 俊哉君） 税務課関係を説明いたします。

歳入です。議案つづり12、13ページをお開きください。

1款1項1目町民税個人1節現年度課税分、増額の3,806万9,000円、3項1目軽自動車税種別割1節現年度課税分、増額の200万円です。共に、課税結果によるものです。

次に歳出です。議案つづり26、27ページをお開きください。

2款2項2目賦課徴収費12節委託料増額の26万4,000円です。

内容については、令和6年度から運用が開始されますeL-TAXを経由し、税務署へ相続税法第58条通知を行うための連携テスト委託料になります。

以上、税務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 保険政策課関係の説明をいたします。

まず、一般会計の歳入からです。議案つづり12ページ、13ページをお開きください。

15款1項1目民生費国庫負担金5節介護保険事業費等負担金7万8,000円は、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の精算によるものです。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

21款4項1目1節雑入1,116万円は、令和4年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金精算金で、令和4年度分の負担金確定によるものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。30ページ、31ページをお開きください。下段です。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金21万円は国民健康保険特別会計への繰出金で、人件費の増額によるものです。

次のページをお開きください。

2目老人福祉費18節負担金補助及び交付金30万円は高齢者タクシー利用料助成事業補助金で、利用者の増加に伴う不足額を計上するものです。

27節繰出金56万4,000円は介護保険特別会計への繰出金で、人件費等の増額によるものです。

4目国保基盤安定費27節繰出金、減額20万2,000円は、交付見込額の減額によるものです。

一般会計については以上です。

次に、国民健康保険特別会計です。

66ページ、67ページをお開きください。歳入です。

4款1項3目保険給付費等交付金1節保険給付費等交付金（普通交付金）7,000万円は、歳出の療養給付費及び高額療養費の増額によるものです。

次に、7款1項2目その他繰越金20万2,000円は前年度繰越金で、財源調整です。

歳入は以上です。

次のページをお開きください。歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費6,000万円と同款2項1目一般被保険者高額療養費1,000万円は、いずれも18節負担金補助及び交付金で不足が見込まれる分を計上するものです。

国民健康保険特別会計の説明は以上です。

次に、介護保険特別会計です。

82ページ、83ページをお開きください。歳入です。

3款1項1目介護給付費負担金105万円は、交付額変更に伴うものです。

2項4目介護保険事業費補助金156万2,000円は、介護保険改正に伴うシステム改修補助金です。

8目保険者機能強化推進交付金、減額10万2,000円、9目介護保険者努力支援交付金72万3,000円は、交付額変更によるものです。

次に、4款1項2目地域支援事業支援交付金、減額8万4,000円と5款1項1目介護給付費負担金減額105万円は、交付額変更に伴うものです。

次のページをお開きください。

6款1項4目その他一般会計繰入金40万6,000円は、人件費の補正に伴うものです。

5目低所得者保険料軽減繰入金15万8,000円は、令和4年度低所得者保険料軽減負担金の精算に伴うものです。

次に、7款1項1目繰越金86万7,000円は前年度繰越金で、財源調整です。

次のページをお開きください。歳出です。

1款1項1目一般管理費12節委託料312万4,000円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料です。

2款1項1目居宅介護サービス給付費2,000万円、5目施設介護サービス給付費、減額2,000万円、次のページをお開きください、7目居宅介護福祉用具購入費20万円、9目居宅介護サービス計画給付費、減額600万円は、現在見込まれる過不足分を計上するものです。

2項1目介護予防サービス給付費550万円、次のページをお開きください、5目介護予防福祉用具購入費40万円、6目介護予防住宅改修費60万円、7目介護予防サービス計画給付費30万円は、現在見込まれる不足分を計上するものです。

次のページをお開きください。

5項1目特定入所者介護サービス費、減額100万円は、現在見込まれる超過分を計上するものです。

以上で、保険政策課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 農林振興課関係を御説明いたします。

議案つづり16ページ、17ページをお願いします。歳入からです。下段になります。

16款2項1目18節球磨川流域復興基金交付金31万円は、県林業公社が行う森林作業道の復旧事業に係る補助金です。

次のページをお願いします。上段からです。

4目1節農業費補助金、減額の11万4,000円は、水田産地化総合推進事業費補助金で、交付決定によるものです。

次に、3節林業費補助金84万1,000円は、タケノコ生産のための竹林整備に係る補助金で、詳細は歳出で説

明いたします。

次に、一番下です。21款3項3目1節農地中間管理受託事業収入41万1,000円は、農地中間管理事業会計年度職員2名分の人件費の改定による増額です。

次に歳出です。38ページ、39ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金93万9,000円は農業用ビニールハウス等設置事業補助金で、ビニールハウス、スプリンクラー等、設備一式の導入に対する補助金1件分です。補助率は、設備によって3割から6割となります。

次に、4目畜産業費18節負担金補助及び交付金230万円は錦町受精卵協議会運営補助金で、本町における肉用牛及び乳用牛の改良、増殖を推進するため、町内の肉用牛農家及び酪農家で新たに設立される受精卵移植推進協議会に対する液体窒素ボンベ、器具等の初期費用及び採卵移植費等の補助金になります。

次に、6目水田農業構造改革対策事業費18節負担金補助及び交付金、減額の11万3,000円は、農業再生協議会及び営農座談会経費等に対する補助金で、交付決定によるものです。

次に下段です。2項1目林業総務費18節負担金補助及び交付金121万6,000円のうち、次のページをお願いします、説明欄上段から、県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会負担金11万円は、一武原地区で取り組まれる竹林整備に伴う町負担金になります。

次に、たけのこ生産支援事業補助金84万1,000円は、一武上忠ヶ原地区で実施されるタケノコ生産のための竹林整備、作業道整備に伴う補助金になります。

次に、森林作業道自立復旧支援事業補助金31万円は、県林業公社が行う西大鶴地区の作業道復旧に係る補助金になります。

次に、2目林業振興費11節役務費、減額の21万円は、通信運搬費、森林保険料について、現時点での不用額を減額するものです。

次に、12節委託料187万5,000円は、町道沿いの支障木の伐採業務で、場所は一武東方地区になります。

次に、18節負担金補助及び交付金、減額の100万円は、九州電力との協定に基づき、配電線への影響のおそれがある樹木の伐採費用を九州電力と折半するための経費として計上しておりましたが、今年度実施予定がないため、減額するものです。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明します。

歳入からです。12ページ、13ページをお開きください。下から2段目です。

13款2項2目土木費負担金1節道路橋梁費負担金200万円は、木綿葉大橋補修補強事業相良村負担金で、事業費の増額に伴い負担金を増額補正するものです。

次のページをお開きください。上段からです。

15款1項2目1節公共土木施設災害復旧費負担金261万1,000円は公共土木施設災害復旧費負担金で、今年6月30日の大雨により被災しました町道山の手線災害復旧事業の国負担分です。

次に下段、2項3目衛生費国庫補助金1節浄化槽設置整備事業費補助金130万円は、国の内示による増額補正となります。

次のページをお開きください。上段です。

4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金、減額222万1,000円及び10節道路メンテナンス事業補助、減額の1,115万8,000円は内示額による減額となります。

次に、下段の16款2項3目衛生費県補助金2節浄化槽設置整備事業費補助金、減額237万6,000円は、交付決定に伴う減額補正となります。

次は歳出です。42、43ページをお開きください。一番下の段です。

8款2項1目道路維持費425万円です。

12節委託料60万5,000円は、町道山江錦線及び町道滝の水線に係る支障木伐採業務の委託料になります。

14節工事請負費334万5,000円は、町道狩政線の舗装打ち替えほか、突発的な維持工事対応の予算確保のため増額補正するものです。

18節負担金補助及び交付金30万円は、町道等支障木伐採補助金で、今後の見込額を増額補正するものになります。

次のページをお開きください。

2目道路新設改良費3,220万円です。

12節委託料1,190万円は町道平野線道路改良事業、平良工区に係る委託料で、これまでの工事終了区間を起点に、味岡建設錦砕石工場へ延長にしまして230メートル区間の測量設計業務委託料です。

14節工事請負費2,030万円は、町道狩政線道路改良事業の1,430万円、ほか3件の舗装復旧事業及び木綿葉大橋補修補強工事の増額分の追加補正を行うものです。

次に3段目、5項1目住宅管理費12節委託料32万円は、町営新指杉住宅敷地内の支障木伐採及び先般9月補正予算で計上しました町営雨堤第一住宅の解体工事についてアスベストの事前調査が必要なことから、所要額を計上するものです。

次に52、53ページをお開きください。2段目です。

11款2項1目現年災害復旧費14節工事請負費449万9,000円は、歳入でも説明いたしました町道山の手線の災害復旧費を計上するものです。

一般会計は以上です。

次に、下水道特別会計予算を御説明します。

108ページ、109ページをお開きください。歳入です。

2款1項1目下水道使用料1節現年度分244万2,000円は、歳出の増額に伴う財源補正となります。

次に、歳出です。次のページをお開きください。

1款1項1目総務管理費44万2,000円です。

10節需用費26万4,000円は、下水道事業が新年度から企業会計に移行することから、納付書専用紙の印刷経費を計上するものです。

次に、3目施設整備費14節工事請負費200万円は公共ます設置工事費で、今後の見込み分を追加計上するものです。

下水道特別会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算を御説明いたします。

別冊の水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

議案第78号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）になります。

第2条で、収益的支出の補正として2万5,000円を減額しております。

第3条では、資本的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で50万円、支出で47万5,000円を減額するものです。

次のページをお開きください。

第4条で、企業債の内容を改めております。起債の限度額を250万円から200万円に減額します。起債の目的、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。内容は令和2年に被災した水無川橋の橋梁連絡管復旧事業のための実施設計分で、今年度事業費の確定による減額となります。

次に、補正の内容について、予算実施計画明細書により御説明します。

6ページをお開きください。収益的支出です。

1款1項1目原水及び浄水費27節動力費、減額の29万7,000円は、電気料金について、当初見込額から減額を見込み、現時点における不用額を減額するものです。

次に、7ページを御覧ください。資本的収入です。

1款1項1目1節企業債、減額の50万円は、先ほど第4条企業債で説明したとおりです。

次に、支出です。次のページを御覧ください。

1款1項1目1節水道施設整備事業費、減額の47万5,000円は、企業債で説明しましたとおり、水無川橋連絡管災害復旧事業に係る設計委託料の入札残を減額するものです。

以上で、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳出です。46、47ページをお開きください。下段になります。

10款2項1目学校管理費77万8,000円です。

11節役務費8万円は、木上小の電話機増設に伴う通信運搬費の増額です。

17節備品購入費69万8,000円は、テント3張りと自走式草刈機1台の購入費用になります。

次のページを御覧ください。

2目教育振興費228万2,000円のうち、10節需用費、消耗品費55万7,000円は、各小学校で使用するタブレット用ヘッドフォン250個分の購入費用になります。

次に、3項1目学校管理費85万2,000円です。

10節需用費、修繕料70万円は、今年9月の台風6号により被災した錦中学校屋内運動場の屋根修繕になります。

17節備品購入費15万2,000円は、テント1張りの購入費用です。

次に、2目教育振興費171万6,000円のうち、7節報償費18万2,000円は、錦未来塾事業における指導員2人増員による講師謝金の増額になります。錦未来塾事業は、中学生を対象とする英語検定受験のための学習会を開催しておりますが、2級から5級まで107人の生徒に指導を行うため、2人体制では足りないことから、2人を追加増員し、4人体制で取り組むための増額になります。

次に、10節需用費、消耗品費78万円は、タブレット用ヘッドフォン350個の購入費用です。

次のページを御覧ください。

4項1目社会教育総務費3節職員手当等27万1,000円のうち、時間外勤務手当9万9,000円は、今後必要見込額を計上しております。

次に、5項2目体育施設費43万9,000円のうち、10節需用費、光熱水費43万2,000円は、国体記念運動公園電気料の増額計上分になります。

以上、教育振興課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑、採決は8日に行います。

ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時20分から会議します。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き会議します。

日程第10. 議案第79号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第79号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第79号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、人事院及び熊本県人事委員会の勧告に準じ、一般職の職員の月例給及び給与を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） それでは、議案つづり115ページをお願いいたします。

議案第79号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、人事院及び熊本県人事委員会勧告に準じ、条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、毎月の給料を、特に若年層を重点的に引き上げるもの。6月と12月に支給される期末手当と勤勉手当をそれぞれ年額0.05月分ずつ引き上げるものです。第1条では、期末手当、勤勉手当の率改定と給料月額額の改正を行っております。

それでは、新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。左の欄が改正後、右の欄が改正前となります。

まず、第8条の2は、初任給調整手当に関する規定ですが、医師・歯科医師の職員が対象で、本町にはおりませんので説明を割愛いたします。

次に、第19条は期末手当に関する規定となります。第2項で、改正前の率は100分の120ですが、こちら2ページ目をお願いします、一番上の1行目になりますが、改正後の率は12月を100分の125とし、年間100分の5、0.05月分引き上げる改正となります。

次の第3項ですが、こちらは定年前再任用短時間勤務職員に対する規定で、改正後の率は、6月は100分の67.5でそのまま、12月は100分の70とし、年間100分の2.5、0.025月分引き上げる改正となります。

真ん中の第20条ですが、こちらは勤勉手当に関する規定となります。第2項第1号で、改正前の率は100分の100ですが、改正後の率は6月は100分の100でそのまま、12月は100分の105とし、年間100分の5、0.05月分引き上げる改正となります。

次、1番下の第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の率を規定をしております。3ページ上のほう、1行目から2行目お願いします。改正後は、6月は100分の47.5でそのまま、12月は100分の50とし、年間100分の2.5、0.025月分引き上げる改正となります。

下の3ページの別表第1ですが、こちらは行政職の給料表となります。給料月額に下線のある金額が改正される号給となりますが、全号級が改正対象となります。左側の欄は改正後の給料となります。

左端の給料の金額の上から5番目の金額を御覧ください。

この金額は、高等学校卒業程度の新規採用職員の初任給となりますが、16万6,600円となります。改正前の右側の表では、15万4,600円ですので、1万2,000円の引上げとなります。2級では最高9,500円、3級では最高6,500円、給料月額が引上げとなります。

議案つづり133ページにお戻りください。

こちらの第2条では、第1条で改正した期末手当、勤勉手当の率を再度改正する内容となります。第1条では、期末手当、勤勉手当いずれも12月分で率を引き上げましたが、第2条では、期末手当、勤勉手当いずれも6月と12月で率を均等に調整する改正で、年間の引上げ率はいずれも同じ金額となります。

134ページをお願いします。こちら附則となります。

最後に附則として、第1条第1項では施行期日を規定し、第1条改正は公布の日から、第2条改正は令和6年4月1日から施行することとしております。附則第1条第2項では、第1条改正については、令和5年4月1日から遡及適用することとしております。附則第2条では、給与の内払いについて、第3条では、条例の施行について、その他必要な事項は規則で定めることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第79号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第80号

○議長（荒川 孝一君） 日程第11、議案第80号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議案とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第80号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正と、国民健康保険税の納期を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田税務課長。

○税務課長（箕田 俊哉君） 議案第80号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案つづり135ページをお願いいたします。

今回の改正については、1点目が国民健康保険税の納期の改定と、2点目が全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正法律が、令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係政令の整備に関する政令が、令和5年7月20日に公布されたことに伴い、錦町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容としましては新旧対照表にて説明いたします。

新旧対照表31ページをお願いいたします。

第12条については、第1期を4月1日から同月30日を7月1月から同月31日までに、第2期を7月1月から同月31日を8月1日から同月31日までに、第3期以降についても同様に一月ずつずらし、最終8期を翌年2月1日から同月末日までに改定いたします。

次に、第23条第3項、第24条の3が新たに追加になります。第23条第3項では、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出生被保険者が属する場合に、出生被保険者分の国民健康保険税を減額に関することとなります。

新旧対照表32ページをお願いいたします。

第1号では、出生被保険者分の所得割額。第2号では、出生被保険者分の均等割額。第3号では、出生被保険者分の後期高齢者支援金課税額の所得割額。第4号では、出生被保険者分の後期高齢者支援金課税額の均等割額。第5号では、出生被保険者分の介護納付金課税額の所得割額。第6号では、出生被保険者分の介護納付金課税額の均等割額。各号からそれぞれを、単体妊娠の場合には出生予定月の前月から出生予定月、翌月、翌々月の合計4月分を、多胎妊娠の場合、出生予定月の3月前から出生予定月、翌月、翌々月の6月分を減額するものです。

新旧対照表33ページをお願いいたします。

次に、第24条の3では、出生被保険者の国民健康保険税の減額に伴う届出に記載する内容となります。

新旧対照表34ページをお願いします。

同条第2項で提出書類、同条第3項で提出期間、同条第4項では、第1項、第2項の各号関係書類を明らかにすることができる場合、町長は第1項の規定に基づく届出を省略させることができる内容となります。

議案つづり137ページをお願いします。

附則として、第1条では、改正後の錦町国民健康保険税条例は施行期日を令和6年1月1日から、第12条第1項納期の改定については令和6年4月1日から施行します。

次に、第2条納期の改定に伴う経過措置では、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

次に、第3条出生被保険者に係る産前・産後期間の国民健康保険税減額に伴う経過措置では、令和5年度分の国民

健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第80号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第81号

○議長（荒川 孝一君） 日程第12、議案第81号錦町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第81号錦町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

本案件につきましては、令和6年4月1日から、下水道事業の会計を特別会計から公営企業会計へ移行し公営企業法を適用することに伴い、関係条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） それでは、御説明いたします。

議案つづりは138ページになります。

議案第81号錦町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について御説明いたします。

平成31年1月に総務省が示しました公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップにより、人口3万人未満の地方自治体においても、令和5年度末までに地方公営企業法の適用をするよう要請されました。それに伴い錦町では、公共下水道事業及び農業集落排水事業について公営企業法適用に向けた準備を令和3年度より実施しており、今回令和6年4月からの企業会計開始に向け、関係条例の改正を行うものです。

また、今回の条例改正に合わせまして、条項中の表現について、町の代表者である町長と管理者の権限を行う町長とのどちらの権限で行う事務を規定したのかを明確にするため、町の代表者である「町長」と上下水道事業の権限を行う町長を「管理者」として整理しております。

それでは、新旧対照表の35ページをお開きください。

第1条関係で、既成の錦町水道事業の設置等に関する条例に下水道事業の規定を加える改正を行います。

まず、題名を「錦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。第1条の「錦町水道事業」の次に、「並びに公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下、「下水道事業」という）」の文言を加え、第2条の見出し中、「水道事業」を「水道事業及び下水道事業」に改め、同条第2項に下水道事業の設置条項を加えます。第3条から第8条を繰下げ第4条から第9条とし、第3条に下水道事業に公営企業法の全部を適用する条項を加えます。第4条中、「水道事業」の次に、「及び下水道事業（以下、「上下水道事業」という）」の文言を加え、次のページ、第2項で水道事業の内容について、第3項で公共下水道事業の内容について、第4項で農業集落排水事業の内容について規定します。

次のページ、第5条、第1項及び第2項中、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、以下、第6条から第9条についても同様の改正を行います。また、同条第2項で「管理者の権限」を、「管理者の権限を行う町長（以下、「管理者」という）」に改め、第7条では、地方自治法の引用条項を改めます。

次のページをお開きください。

第9条、第1項及び第2項、第3項中、「管理者の権限を行う町長」を「管理者」に改めます。

39ページからは第2条関係で、錦町下水道条例の一部改正となります。

第2条、第13号中、条例の名称を今回改正する「錦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。第4条、第3号及び第5号中、「町長」とあるのを「管理者」に改め、以下、第5条から第7条、第11条から第19条、第21条から第25条についても同様の改正を行います。

48ページになります。

第3条関係で、錦町下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正となり、第1条、第3条及び第5条から第11条中、「錦町長（以下、「町長」という）」の文言及び「町長」という文言を「管理者」に改めます。

51ページからは第4条関係で、錦町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正となります。第3条及び第5条から第19条中、「町長」とあるのを「管理者」に改め、第4条、第15条中、条例の名称を今回改正する「錦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

議案つづり140ページをお開きください。

第5条の錦町特別会計条例の廃止については、唯一規定されておりました下水道特別会計が今回企業会計へ移行することから廃止するものです。

最後に、附則として、本条例は令和6年4月1日から施行することとします。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第81号錦町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する

る条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第82号

○議長（荒川 孝一君） 日程13、議案第82号財産の取得の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第82号財産の取得の変更についてでございます。

本案件につきましては、令和5年第5回臨時会において財産の取得に際しての議決を頂いたところでございますが、取得金額の変更が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづり141ページをお開きください。

議案第82号財産の取得の変更について御説明いたします。

1、取得の目的、情報通信サービスプラットフォーム構築業務に伴う高齢者等世帯向け専用タブレット端末及び通信用Wi-Fiルーター購入。2、品名等、変更前、専用タブレット端末及び通信用Wi-Fiルーター各1,200台、変更後、専用タブレット端末及び通信用Wi-Fiルーター各1,500台。3、取得金額、変更前、業務委託契約額1億4,971万円のうち7,656万円、変更後、業務委託契約額1億8,579万円のうち9,570万円。4、契約の相手方、所在地、愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地、名称、株式会社デンソー、代表者、代表取締役社長林新之助。

8月臨時会で可決いただきました情報通信サービス・プラットフォーム構築業務につきましては、65歳以上のみの世帯1,200世帯を見込み契約をしておりました。契約後、IP告知端末設置世帯3,022件を対象に配付希望のアンケートを実施いたしました結果、2,153件の回答がございまして、1,051件の配付の希望がございました。アンケート未回答世帯869件につきましては、今後、電話等で確認作業を実施するところですが、以降の設置要望等を勘案いたしまして今回300台追加し、変更契約をするものです。今後の計画といたしましては、年明けから順次タブレットを設置する予定としております。

議案第82号の説明は以上となります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今回、このタブレットが300ほど、今回錦町議会も大体予定では12月からタブレットを導入予定でありましたが、結局業者の納入が間に合わないということで、来年3月ぐらいからが正式に多分導入になるだろうというふうになっております。今回また300台増台したことによって、年明けからの更新がどの程度、計画どおりにいくのか、伸びるのかというのは、今把握できているのか、質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

今、現状のところ、遅れ等の報告は頂いておりませんので、順次、世帯ごとに交換といえますか、取付け作業が進

むものと思っているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 計画どおりにいくということですので、いくようによろしくをお願いします。

以上、終わります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） タブレット導入ということですが、65歳以上、我々もスマホを使いこなす可能性が薄いですよね。どういった使用上の状態を説明されていくのか。色々な教育的なことでものすごく企画のほうに負担がかかると思いますけども、そこをちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

タブレットの操作の説明につきましては、現在株式会社デンソーさんのほうで設置業者さんも選定いただいて、その選定業者さんが各世帯、世帯を訪問されて、その際に詳しく操作方法を説明していただくということになっています。

タブレットに関しましては、今のIP告知端末と同様に、基本的にWi-Fiルーターが届くお部屋に置いていただければ、自動的に定時の放送でありましたり流れるような設定となっているところです。あと、充電だけは行っていただく必要がある、そのようなことを設置する際に詳細に説明する予定でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第82号財産の取得の変更については、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第83号

○議長（荒川 孝一君） 日程第14、議案第83号錦町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第83号錦町教育委員会委員の任命についてでございます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て行うこととなっております。

今回提案します西志穂氏は、昭和56年7月8日お生まれで、錦町大字一武3039番地にお住まいでございます。現委員であります西氏は、人格高潔にして、教育、学術及び文化に関し識見高く、教育委員として最適任者でござ

いますので、引き続き任命をいたしたく提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第83号錦町教育委員委員会委員の任命については、議案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって議案第83号は、議案のとおり同意されました。

日程第15. 議案第84号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第84号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第84号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て行うこととなっております。

今回提案します荒川伸一氏は、昭和24年1月28日お生まれで、錦町大字西2896番地1にお住まいでございます。

現委員であります荒川氏は、人格、識見とも高く、固定資産についても実情に通じておられ、同委員として再適任者でございます。再任をお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第84号錦町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16. 諮問第2号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本案件は、人権擁護委員候補者を法務大臣に推薦するに当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

今回推薦します山富照巳氏は、昭和37年2月20日お生まれで、錦町大字一武4343番地にお住まいでございます。

町職員として長年にわたり住民の福祉の向上に努められ、地域においても広く信頼され、人格、執権とも高く、社会貢献の精神に基づき、熱意を持って活動ができる人物でございます。同委員として適任者でございます。

よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます、推薦理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、適任と答申することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第4回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午前11時56分散会

令和5年 第4回 錦町議会定例会議録 (第2号)

招集年月日	令和5年12月 5日	招集の場所	錦町議会議場
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和5年12月 6日 令和5年12月 6日	午後 1時30分 午後 3時41分
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11
	3	〃 梶 原 誠 二	12
凡例	4	〃 早 田 和 彦	
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二	
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子	
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人	
	8	〃 岡 田 武 志	
	9	〃 池 田 秀 晴	
会議録署名議員	11	高 田 孝 徳	1
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名			
職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 長	山 園 琢 磨
副 町 長		保険政策課 長	吉 田 誠 二
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課 長	森 山 毅 宏
教育 長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課 長	岩 尾 和 文
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会 議 の 経 過	別紙のとおり		

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時30分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第4回錦町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は抽せんにより決定しております。

3番、梶原誠二議員、7番、竹田農利人議員、2番、丸小野聖一議員、9番、池田秀晴議員、1番、谷口一也議員、5番、吉田眞二議員、10番、金山民幸議員、6番、石松まゆ子議員、8番、岡田武志議員、4番、早田和彦議員、12番、荒川孝一の順となります。

本日は、3番、梶原誠二議員、7番、竹田農利人議員、2番、丸小野聖一議員の予定です。

3番、梶原誠二議員の一般質問を許可します。3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 皆様、こんにちは。3番議員の梶原誠二です。

ただ今より議長の質問の許可を頂きましたので、令和5年第4回錦町議会定例会における一般質問を行います。今回の一般質問は11人中の1番目ということで、所要時間も30分と一番短いですので、答弁については簡潔にお願いしたいと思います。

さて、今回の一般質問について述べさせていただきます。

近年、社会福祉法人制度改革による地域における公益的な取組や生活困窮者自立支援、生活支援体制整備事業等に加え、地域共生社会の実現に向けた各種施策が展開されています。まさに、地域福祉の政策化とも言えるようないろんな改革が進行しております。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義してあります。

このことに係る今回の質問は、質問事項、地域福祉を推進する中心的な団体としての社協の在り方について。

質問要旨1、令和5年度社協事業計画の基本方針に、「国県町が進める施策と合わせて、地域福祉の推進を図る」とあるが、国が進めている地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりにおける社協の役割の検証はされているか。

質問要旨2、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、既存事業を見直す必要があるのかについてまずお尋ねし、あとは質問席にて行います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 質問の要旨1、社会福祉協議会の役割は検証されているかについてお答えいたします。

厚生労働省は平成28年に地域共生社会の実現を掲げ、改革を進めております。平成30年の社会福祉法の改正に

より市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。令和2年の改正では、重層的支援体制の整備事業が定義され、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を図ることとされました。

具体的には、高齢者は介護保険法で対応しており、障がい者については障がい者支援法で支援を行っております。

既存の制度による解決が困難な課題として、高齢の親と無職、独身の子どもが同居する8050、いわゆる引きこもりの問題等に対応できる体制の整備が求められております。

令和4年度事業報告では、心配事相談、行政相談で10件、無料法律相談で37件、常設相談で25件の相談が寄せられております。常設相談では、生活困窮等の相談が多く寄せられ、保険政策課、住民福祉課と連携を取りながら、借金問題や仕事が見つからない、家に引きこもっている家族がいる、住むところがないなど、あらゆる課題を処理しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） すみません、質問要旨2まで続けてお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

質問の要旨2、既存事業を見直す必要があるのではないかについてお答えいたします。

平成28年に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランでは、女性も、男性も、お年寄りも、若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病がある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で誰もが活躍できる、言わば全員参加型の社会を目指しております。また、住民一人一人が暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものであります。

引きこもり等の課題解消については法律上の制度整備がなく、市町村が伴走型支援を実践する上で、専門職が時間をかけて調査を行い、問題を解きほぐすと共に、本人と世帯の状況変化に寄り添う継続的な支援が必要です。

また、地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて、日常の暮らしの中で行われる地域住民同士の支え合いや穏やかな見守りが行われております現在の地区社協活動が必要とされております。地域におけるセーフティネットを重層的にしていくことが、国が目標とするところでございます。

社協事業につきましては、既存の事業にプラスして専門職による既存の法律では対応できない支援を提供していくことが望まれると思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 答弁ありがとうございます。

まず、質問要旨1について述べさせていただきます。

地域共生社会の実現に向けた取組として、重層的支援体制の整備事業が令和2年の社会福祉法改正で定義されたということですが、従来の高齢、障がい、子ども、生活困窮等の各制度を問わない包括的な支援体制を市町村の創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとされています。国はその財源として重層的支援体制整備事業交付金を創設し、市町村に実施を求めているところです。

その事業は、3つの取組で構成されています。1つ目は、高齢、障がい、子ども等の属性にとらわれない相談支援。2つ目は、引きこもり問題等を含めた就労支援、居場所提供などの多様な社会参加へ向けた参加支援。3つ目に、地域における多様なつながりを育成支援する地域づくりに向けた支援であり、その3つの支援を一体的に実施する事業

と言われております。

答弁の中で、社協の総合相談事業で生活困窮、借金、引きこもり、住まい等の問題の相談を受け付けたとありましたが、まさに属性にとらわれない相談ではないでしょうか。現状では専門職との連絡調整の状況のようですが、現行相談処理体制を見直し、充実すれば、この事業の相談支援ができるのではないかというふうに思います。

次に、質問要旨2について述べさせていただきます。

答弁のニッポン一億総活躍プランは、急速な少子高齢化の進展、日々現実感を増している人口減少への危機感から、できるだけ多くの人たちが有用感や生きがいを持つことができる社会の実現が必要ということから策定されたプランだと聞いております。その厚労省版が地域共生社会の実現だということですが。

複雑化、複合化した支援ニーズの対応として、引きこもり問題についての答弁がありました。専門職の伴走型支援と併せて、地域における支え合いや見守りが必要とありましたが、これは社協の現行事業のふれあいいきいきサロン、小地域福祉ネットワーク、地域の縁がわづくり事業等を見直すことにより、重層的支援体制整備事業の地域において多様なつながりを育つことを支援する地域づくりに向けた支援に対応できるのではないのでしょうか。

以上、意見として、提案として述べさせていただきます。

次に、質問要旨3、6月定例会で質問した地域包括ケアシステムの実現には、地域の福祉力に係ることが大きいので、社協委託型の地域包括支援センターに組織改編してはどうか。

質問要旨4、地域の福祉力はボランティアの育成が重要であり、「和」等の自立運営できるボランティア団体の育成支援の取組についてどのように考えるか。

質問要旨5、ボランティア支援としてのポイント制度の活用拡大を図るべきでは。

以上、3点について質問いたします。一括で答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） まず質問要旨3、社協委託型の地域包括支援センターに組織改編してはどうかについてお答えいたします。

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されると介護保険法第115条の4第1項で示されております。現在、地域包括支援センターは直営で運営をしているところですが、直営で運営するメリット・デメリットがそれぞれあると思われませんが、設置当初から直営で運営されていることを考えますと、メリットのほうが大きいとの判断であったものと思います。

私どもといたしましては、現在でもメリットのほうが大きいと判断しており、今のところ地域包括支援センターを社会福祉協議会へ委託することは考えておりません。

次に質問要旨4、「和」等の自立支援できるボランティア団体の育成支援についてはどのように考えるかについてお答えいたします。

現在、社会福祉協議会内にはボランティアセンターが設置されており、ボランティア活動に関する様々な取組やボランティアの募集、相談や案内を行っていることから、ボランティア団体の育成支援について、その柱となるのは社会福祉協議会であると考えております。とは言いましても、行政としましては社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアの育成支援に関しましては全面的に協力していかなければならないと考えております。

次に、質問の要旨5、ボランティア支援としてのポイント制度の活用拡大を図るべきではについてお答えいたしま

す。

現在のボランティアポイント制度につきましては、介護保険の地域支援事業の中で行っているものであり、地域支援事業ではできない様々なボランティア支援があることは認識しております。地域支援事業などの公的な支援ができないボランティア事業をポイント制度として運用していくには、町主体ではなく社会福祉協議会が主体となったボランティアポイント制度は必要であるとは考えますが、今後社会福祉協議会と協議を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 質問要旨3から順を追ってちょっと提案がありますけども、意見を述べさせていただきます。

質問要旨3の地域包括支援センターの社協委託の件ですけども、これについては自分が現職のときに、やはり介護費用抑制とかそういった意味で直営がいいのかということではしておりますので、多分これは難しいと思っています。特に専門職の配置がありますので、なかなか今、専門職も公募しても来ない時代なので非常に難しいかと思えます。ただ、地域包括支援センターが今後取り組んでいく地域包括ケアシステムについて、取り組んでいただきたいと願うことがありますのでお話をしたいと思えます。

地域包括ケアシステムは、必要なサービスが使えて、その地域でできるだけ長く生活できるようにしようとする仕組みです。その中には、見守り活動、カフェ、サロン活動などの生活支援をつくり上げていく地域づくりが含まれています。介護サービスや在宅医療等が充実すればいいというのではなく、地域の中で住民が主体的に活動し、生活支援をつくっていくことであり、社協の地域福祉の各種事業メニューを効果的なものへと連携してブラッシュアップするなり、そういったことを取り組んでいただくことも必要なことだと思ってこの質問をさせていただき、そういった意見を述べさせていただきます。

次に、質問要旨4、重層的支援体制整備事業の2つ目の取組に参加支援というのがあります。利用者が介護保険のサービスを使うだけでなく、例えば、認知症の人が認知症カフェに行って自分の役割を果たしたり、障がい者の方が様々な形で関わったりするなど、そういったことをすることによって、主体的に社会に関わっていることとなります。そういった取組を実践しているのが、今あります傾聴ボランティア「和」ではないでしょうか。認知症カフェという形で平成26年から始められ、11月7日に10周年イベントを開催されたところでした。毎週火曜日に開催され、平均利用者約14人ということをお聞きしております。この和のメンバーが、主体的に地域で自分たちの地域にいろんな課題があることを理解し、関わっていくことで孤立を防ぎ、役割を生み出す取組が、重層的支援体制整備事業の3つ目の取組の地域づくりに向けた支援になるのではないのでしょうか。補助事業用にリメイクするなどの取組は必要になりますが、自立的運営というボランティア活動としては重要な要素だと思えます。

「和」の取組は、介護事業所と連携して一武地区と西地区でも行われています。このような自立運営ができるようなボランティア団体の育成支援を、答弁があったように、是非社協と共に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、質問要旨5について述べさせていただきます。

ボランティアポイントは、介護支援ボランティアへのポイント付与でスタートしたものです。もともと東京都の稲城市が介護保険法の中での制度化を厚労省へ提案要望したのが始まりで、平成19年に介護保険の地域支援事業として認定されたものです。現在では、全国的には様々な形で普及しているようです。スマートフォンのアプリでポイントを付与している自治体等もあり、介護支援ボランティアだけでなく、健康づくり、地域づくりなどへの複数の活動

を対象としているところもあります。それぞれの自治体や団体等運用に創意工夫され、普及を図られております。

答弁があったように、ボランティア活動を中心に進めているのは社協なので、ボランティアポイント制度の管理、運営を社協に移管されたほうがいいのではないかというふうに思いますので、そういった取組を是非お願いしたいと思います。

いろんな意見として述べさせていただきました。地域共生社会の実現、重層的支援体制整備事業、地域包括ケアシステム等の内容的には、重複して非常に分かりにくいことを色々とお話しさせていただきましたが、年間約1,800万円の補助をしている社協の在り方を見直す契機として、是非重層的支援体制整備事業の取組を提案したいと思います。

取組の財源としては交付金があり、そもそも社協の基本方針の地域福祉の推進は、福祉や保険などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みづくりであり、今まで取り組んできた各種事業メニューは、リメイクすることにより重層的支援体制整備事業に十分対応できるものだというふうに思います。そして、ボランティアを中心とした地域福祉の推進のプラットフォームとしての位置づけを明確に確立できるものだというふうに考えます。

最後に、国は急速な少子高齢化の中で、地域福祉の在り方として地域共生社会の実現を進めていますが、それに係る社協の在り方について、町長のほうにお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今、社協に関しましての課題、問題点といいますか、その提示をしていただきました。

社協には、町から約1,700万円程度の委託料を払っております。中身というのはほとんどが人件費でございます。

今、少子高齢化が進む中で、私は町の力というのは福祉の力が、いかにそのボランティアを含めてカバーしていくか、こういうことに尽きるんじゃないかなと思っております。私も後期高齢者の中に入ってきておりますし、我が家を見て或いは地域を見ても、一人暮らしの高齢者というのは非常に多くなってきております。今後、この社会を構築していくため、或いは住みよい町、或いはずっと住み続けていくというためには、その地域の力、福祉の力、これはもう絶対必要だろうと思っております。

今、るる御提示を頂きました。社協の会長として理事会等に諮りながら、しっかりと検証をさせていただきたいと思っております。

今、包括支援センターを直営でやっておりますけれども、私はこれについては直営でやったほうがいいのか、つくづく思っております。いろんなアイデア等も出てきますし、スピード感も出てきますし、そういう面では、今のやり方というのはもう絶対必要だなと思っております。

結びになりますけれども、先ほど言いますようにしっかりと提示しながら、福祉の力、ボランティアポイント制も含めて、ただポイント制を充実していけば、今度はその財源というのをどこから出していかと。今支援事業でやっております、これは介護保険からの金が出るわけですので、介護保険も9段階ありますけれども、錦町は5,600円です。今回、とても足りないということで6,000円代になっていくわけですが、そういうふうにサービスをすれば逆に保険料が、負担金上がるというなかなか難しい面もありますけれども、そういうのをしっかり考えながら、ポイント制もまだ充実できる部分があれば、しっかりと充実をしていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） ありがたい回答ありがとうございます。町長言われるように、今からのこういった超高齢化社会、人口減少の中では地域の力が非常に大事だということで、御回答いただきありがとうございます。

そういった中で、特に社協としても人員不足のところもあると思いますけれども、役場のほうも各課やはり人員の不足化の話を聞いております。ただ、そういった中で、こういった財政援助団体、外郭団体ですけれども、共同しながら取り組むことも非常に大事かなと思っております。財源的には、何回か言葉が出てきましたけれども、重層的支援事業整備事業の交付金とかありますので、それも中身見ればやっぱり保険料とかの財源がなっているようです。そういったことも十分検討されて、本当に福祉力をつけていただいて、それでもってこの厳しい状況の超高齢化社会、少子化社会、人口減少社会を、そういった地域力を高めていただくことを是非お願いして、私の質問とさせていただきます。これで終わります。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原誠二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時10分から開議します。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き会議します。

7番、竹田農利人議員の一般質問を許可します。7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 皆さん、こんにちは。7番議員の竹田農利人でございます。

ただ今、議長より質問の許可を頂きましたので、令和5年第4回錦町議会定例会にて通告書に従い、一般質問をさせていただきます。本日、お忙しい中にあいねっと放送をお聞きの皆様に心から感謝申し上げます。

さて、10月の稲刈りが終わり、11月4日、5日に4年ぶりの錦町ふるさと祭りが盛大に行われ、町民の方をはじめ町外の方も多く御来場いただき、盛会のうちに終えることができたことに感謝申し上げます。今年は4年ぶりのふるさと祭りで、町民の方々の喜びと出店業者の方の久しぶりの張り切り、売上げもよかったのではないかと思います。

また、11月下旬より温度の格差があり、健康管理に十分注意していただきたいと思います。インフルエンザも大変多くの患者がおられるようです。毎日、手洗いうがいをよくしていただいで過ごしていただきたいものだと思います。

今回の一般質問は、質問事項1、錦町におけるボランティア活動ポイントカードについて。

質問事項2、今後の乗合タクシーについて。

質問事項3、錦町中小規模事業所への支援についてであります。

これより、質問席にて順次質問をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 要旨1、錦町におけるボランティア活動ポイントカードの現状について伺います。

錦町ボランティア活動支援事業実施要綱に基づいて実施されている、ボランティア活動を通じて、社会参加、地域貢献を行うと共に、自身の生きがいをつくり介護予防を推進する目的と定めて活動されていますが、錦町ボランティア支援事業で、現在各地域でのいきいきサロン、縁がわ等の活動状況についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 質問の要旨1、錦町ボランティア支援事業でいきいきサロン、縁がわのボランティア活動状況はについてお答えいたします。

現在、いきいきサロン36ヶ所、地域の縁がわ35ヶ所で行われております。

開催状況は、毎週であったり、月1回であったり、偶数月の開催であったりと様々でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

今年は新型コロナが5類以降になったのを受け、各地域にていきいきサロン、縁がわなどが開かれています。去年まではコロナ禍の中でしたので、サロン等の活動はできませんでしたが、今年から、本格的とは言えませんが、活動されているようでございます。

地域のサロンのお手伝いをする人は、錦町ボランティア支援事業登録申請書により登録を行うことになっています。現在約77名の方の登録、活動され、錦町ボランティア支援事業ポイントカードの交付を受けておられますが、ボランティア活動のポイントカードのスタンプ押韻は誰がするのか、評価はどうか。町内にてポイントカード評価は統一されているのか、それとも各サロンにて行うのか。地域にて、評価といっても1日2時間程度のボランティア活動がありますが、ポイントは2ポイントですので大差はないと思いますが、サロンでは食事の手伝い、キーパーソンの手伝いにて体操、ゲームなどをされるようですが、ボランティア活動のポイントカードの1回のポイント額は、ポイント活動おおむね1時間当たり1個100円、1日最高200円を限度として、5ポイント貯めると、カードにて500円分の協賛店においての買物ができるようですが、1年間にボランティアポイントに対する予算交付額はどれくらいかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の質問にお答えいたします。

評価ポイント1ポイントにつき100円に交換しておりますが、交付の状況は令和2年度28万4,500円、令和3年度23万6,500円、令和4年度24万1,000円、令和5年度、これは11月末現在ですが、24万6,500円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 私も資料の中で思っておりますけれども、令和4年度の予算額が88万7,000円、4年度の支出額が24万1,000円、5年度は各地区のサロンの再開が多く、ボランティアポイントも伸びるのではないかと思います。今のボランティア活動とはいえ1ポイント100円は安いのではないかと思います。今、燃油、物価高などでの生活であります。大変厳しい田舎での生活であると考えます。ボランティア活動ではありますけれども、もう少しポイントの額1ポイントを上げることができないか、金額を上げることができないか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の質問にお答えいたします。

評価ポイント1ポイント当たり100円としておりますが、年度ごとの限度額は、サロン等のお手伝いの方8,000円、介護予防サポーターの方は5万5,000円としております。ですが、今のところ、この評価ポイントの見直しのほうは考えておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 評価ポイントの見直しは考えていないとのことですが、予算額88万7,000円ありますので、今後検討をお願いしたいと思います。

今のボランティア活動は、いきいきサロンなど、高齢者の方々のお世話をしてポイントを得ているのが、サロンの手伝いの方も高齢者、受ける側も高齢者だと思っていますが、今後はサロンだけではなく、高齢者自身がボランティア活動に参加して、ポイントを得ることが楽しみになるようなことをすることも必要ではないかと思えます。今、サロンのキーパーソンの方々も高齢者です。指導を受ける人も高齢者であります。これからは、自分たちが地域の活性化のために、地域の公民館周りの清掃、花植え、草取り、また地域の耕作放棄地を利用した花畑づくりの活動などを行うことによって、ポイントを得ることができないか。

また、ボランティア活動をしてポイントカードを得て、貯まったポイントで、例えばタオルや石けんなどの物品を得るのも一つではないかと思えます。

ボランティア活動ポイント制度は、活動の対象となる事業、活動内容等がありますが、もう少し視野を広げてはどうかと思えます。介護予防とも関わっているのではないかと思えますので、地域貢献型の活動、介護予防とつながっていきましますし、錦町ボランティア支援事業実施要綱にも、ボランティア活動を通じ、社会参加、地域貢献を行うと共に、自身の生きがいをづくり、介護予防を推進することが目的とあります。

また、先ほど3番議員も言うておられましたが、介護支援ボランティアだけではなく、健康づくり、地域づくりなどの複数の活動を対象としているところもあるとのことでした。いきいきサロンを公民館でする前に作業をすることでポイントカードを得る楽しみがあるのではないかと思えます。

また、農地・水等にて排水路などに芝桜を植えてありますが、私たちの地区では、その管理を老人会にて管理されておられます。このような活動も、ボランティア活動ポイントのカードのほうを出せないか。錦町社会福祉協議会の事業計画重点事項にボランティア活動の振興、1、ボランティア活動者の発掘、育成、組織化をはじめ、13項目があります。ボランティアポイント活動での高齢者対策の1つとして、ボランティアポイントカードの今後の見直しを行い、高齢者の方が地域福祉への参加活動を行う高齢者のボランティア活動地域貢献へのポイントカードは出せないか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の質問にお答えいたします。

地域貢献型のボランティア活動にボランティアポイントカードは出せないかということですが、現状のボランティア支援事業実施要綱では、介護保険の地域支援事業の中で行っているため、ポイントの付与は今のところできないことにはなっております。できますれば、公民館周辺の清掃や花畑づくりなど、地域で造った施設、管理等は地域で行っていただきたいと思っております。また、先ほど3番議員の質問にもお答えしましたが、今後社会福祉協議会のほうと協議を行っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

活動となる対象ではないとのことと言われましたが、ボランティア活動を通じ、社会参加、地域貢献を行い、自身の生きがいをづくり、介護予防の推進することを考えますと、高齢者の方々によって地域がきれいになったり、景観がよくなったりもボランティア活動の1つではないかと思えます。確かに、地域の施設管理は地域でするのも大切ではありますが、高齢者の方のお手伝いですので、私はこういうのにもポイントをとっております。どうか高齢者の

方々がサロンや奉仕作業などに参加し、人と交わり、話が弾むことで、自身の生きがいがづくり、介護予防につながることを願ひまして、次の質問に入らせていただきます。

質問事項2、乗合タクシーについて。

今年の9月末にて、錦中央タクシーさんが撤退されるとのことでした。原因の1つは運転手の確保が厳しく、経営的にも厳しいとのことでしたが、運転手さんの確保ができたそうです。今のところ、来年の3月末ぐらいまでは錦にて営業されるようになったとのことでした。

町民の方々の中には、町外の病院に行くにもあさぎり町か人吉からタクシーを呼ばないといけないと思われた方や、また錦町の飲食店で飲んでもタクシーがないとの声が多く聞きますし、錦町にタクシーがないのも寂しい感じがいたしたところです。

1つ心配なのが乗合タクシーです。錦町乗合タクシーについて質問させていただきますが、今回12月の定例会にて乗合タクシー運行費補助金が上程されていますが、人と町がつながる錦町乗合タクシー、自宅までタクシーが迎えに来ます、目的地近くまでの停留所まで送ります、停留所から自宅まで送りますということで、錦町乗合タクシー事業検討委員会要綱を作られていますが、第1条、錦町地域公共交通会議において協議する事項のうち、乗合タクシー事業に関する調査・検討を行う錦町乗合タクシー事業検討委員会を設置。第2条、検討委員会は錦町が実施する乗合タクシー事業運行計画見直しに関する検討をし、その結果を交通会議に報告するとなっておりますが、検討委員会は定期的に会議を行っているのか。それとも開催が必要なときだけ行うのか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、錦町乗合タクシー事業検討委員会は、委員会設置要綱に基づきまして、乗合タクシー事業に関する調査・検討を行うため設置された組織でございます。

委員会では、乗合タクシー事業の運行計画見直しに関する検討を実施しまして、その結果を交通会議に報告することを任務としております。そのため、委員会は定期開催ではございませんで、運行計画見直しに関する協議事項が出てきた際に開催をしております。一番最後が平成28年度に事業見直しを行っておりますけれども、そのときに3回開催をしております。それが最後でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 今回回答いただきましたけれども、平成28年にされたのが最後というように聞いておりますけれども、今まで何ら問題がなくなってきたのか。といいますのも、今回乗合タクシー運行費補助金138万1,000円ですか、これらの運賃等の算出方法、これは役場と業者での算出なのか。これについて、分かる範囲でいいですので教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の補助金の今回補正予算案に計上いたしました増額について御説明したいと思います。

内訳としましては、運転手の人件費、乗合タクシー運行に係る運行管理費、あとは車両の燃料代、オイル代、車両整備費などを計上をしております。この増額分でも最も多いのは運転手の人件費でございます。増額分の75%程度が人件費分となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

現在、乗合タクシーは停留所が9ヶ所あります。運行日、運転時間、運行エリア分け、運賃は片道200円、ただし小学生以下、身体障がい者手帳の交付を受けている方、運転免許証返納者、80歳以上の方は150円と定めてありますが、1年間の利用者また利用が多い地区、運賃収入、運行経費はどれぐらいか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

乗合タクシー事業の利用実績についてでございますけれども、今年度についても、前年度同時期に比べまして、利用者は増加で推移をしております。ただ、まだ年度実績のほうが出ておりませんので、年度実績が出ている中で最新の令和4年度から利用実績を申し上げます。

令和4年度の利用者数は2,614人で、前年度に比べ303人増加をしております。

利用者が多い地区としては、一番多い地区は13分館で全体の20%、2番目が25分館で16%、3番目は16分館で全体の12%となっております。

目的地としましては、錦こども園が全体の45%、役場が34%で、2ヶ所で全体の約8割を占めております。

運賃収入は、年間で42万3,000円、運行経費は238万4,000円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 今伺いましたが、利用者数2,614人、運賃収入42万3,000円、運行経費約234万円、町の補助金は196万円。また、令和3年度からしますと、303名の利用者増となっておりますが、令和5年度は新型コロナが5類になりましたので利用も増えてくるかと思えます。利用者が多くおられますが、中心部より遠いところの地区のようですし、一人暮らし、二人暮らしの方が多いい地区のようです。今後も錦町においても高齢者が年々増加になりますが、乗合タクシーは現在2台から3台での運行を行っておりますけれども、これをもう少し増やすことができないか。この点についてもお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今回、補正予算案を計上しておりますけれども、それによっても人件費がかなりかさんできているという面もございますので、今後につきましても2台から3台で対応できないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

確かに人件費の占める割合というのが非常に大きいとは思っておりますけれども、迎えに行く方面によっては、人数次第では乗れない、3人または4人が乗れないというように伺っております。今後の検討をお願いしたいと思います。

現在、停留所が9ヶ所ありますが、この中で肥後西村駅、一武駅、木上駅の停留所は現在必要性について疑問視の声もありますが、なぜかと言いますと、くま川鉄道の運行時間帯を考えると、乗合タクシーの利用が少ないということでした。乗合タクシーの行く先の利用が多いのは、役場前、錦こども園前、JAくま錦支所前が多いと伺っており

ます。また、町民の方々が運行停留所に、イオン錦店前に乗合タクシーの乗り入れができないかとの声をよく聞きます。停留所の設置を検討していただけないか、この件についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

乗合タクシー事業の現状につきましては、利便性も上がりまして、利用件数も増加傾向にあります。ある程度、高評価を頂いているものと考えております。

今回の12月補正予算におきましても、乗合タクシー事業を持続可能な安定した事業運営とするために、事業者の要望により、今回補正予算のほう上程をさせていただいております。

イオン錦店前の乗合タクシー乗り入れにつきましては、乗合タクシーの利用者のほうから要望が出てきているということでございます。乗り入れするには、乗合タクシー事業の運行内容が変更となりますので、錦町公共交通会議での協議が必要となります。まずは、要望状況などを確認をして、必要であれば乗り入れに向けた協議を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 是非、今後の検討をお願いしたいと思います。この声が一番多いと伺っております。

現在乗合タクシーは、中央タクシー錦営業所にて運行委託されておりますけれども、この中央タクシー錦営業所は、先ほど言いましたが、一般タクシーは来年3月末で撤退されますが、今後のことを本社のあさぎり町にお尋ねいたしまして、話を伺いました。今は昨今、業界全体でタクシードライバーの不足、高齢化、雇用時間、雇用賃金の値上げ、また燃油の高騰で採算が取れないというようなことでございます。乗合事業の永続的な維持を目指すためには、労働者に対する最低賃金の補償を確保しなければならないとのことです。コスト的に、人件費、運行管理費、通信費、車両整備費、燃料費など、一月にしまして、錦町にある営業所の3台で月に約57万円かかるそうです。これらの問題点をタクシー会社と協議をしていただき、錦町乗合タクシーがなくならないようにしていただきたいと思っております。高齢者、免許証返納者の方々をはじめ、町民の方が大変困りますので、ここのところはタクシー会社との今後とも定期的な協議をしていただき、乗合タクシーがなくならないように是非していただきたいと思っております。その点については、よろしく願い申し上げます。

次に移らせていただきます。

質問事項3、質問要旨1、錦町中小規模事業者への支援について伺います。

令和2年の豪雨被害、新型コロナウイルス等の影響により、飲食店をはじめ中小企業者は厳しい状況の中、新型コロナウイルス感染症もピークを超え減少傾向にありますが、感染症法上の分類5類に移行し、県内各地域において旅行者の増加、祭り、イベントが4年ぶりに本格化して、社会経済が活発化しました。その一方では、燃油高、円高の進行する中、今度はインフルエンザの流行、また物価高、原材料高、燃油高、円安の影響拡大、長期化、人手不足の深刻化、最低賃金引上げ等により人件費上昇、消費税インボイス制度導入後の影響など懸念する材料が多く、先行きに対する不安感、不透明感も根強く、町内の中小企業者はこれらも不安が募るだけであります。9月の定例会にて、農家支援として資材価格高騰対策事業5,500万円の予算でしたが、現在農家の申請数、申請金額についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

11月末現在で申請者数192人、金額で2,209万5,000円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

11月末現在で申請者192人、金額2,209万5,000円と伺いましたけれども、一応始めの予定では約700件近くの農家とのことでございましたが、来年の2月末までですので、農家の方々の申請を早くしていただくものだと思いますので、農家の方も早く申請をお願いしたいと思います。

今回の資材価格高騰対策支援事業につきましては、非常に農家の方々も助かっておられますが、町内には大小の事業者数ですが580件、うち商工会会員数232件ですが、会員の方に伺いますと、飲食店では食用油、小麦粉、調味料など30%以上の値上げだそうです。製造業、サービス業、小売業でも厳しいし、お客様離れが心配、原材料の値上げが続いているので価格転換もできない状態です。令和4年の事業所の確定申告においても売上が、飲食店で前年対比で大きいところで40%前後、小さいところでは3%でございますが、平均で17%の売上減、建設業も厳しく、平均で25%の減、小売業平均15%の減、サービス業13%、製造業、理容業の方も15%前後、これでも令和3年の厳しい状況から比べますと、大変よくなっております。全体の平均は、令和3年度20.2%、令和4年は14.7%でしたが、令和5年は燃油高騰、原材料高、物価高、円安など影響の拡大長期化、人手不足の深刻化、最低賃金引上げ等による人件費の上昇など懸念材料も多く、先行きに対する不安感、不透明感も根強く、厳しい状況があります。これらを踏まえて、中小企業者への支援をどうにかできないかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和2年から新型コロナウイルス感染拡大を受け、飲食店をはじめ様々な業種において業績が悪化し、質問議員もおっしゃいましたように経営に苦慮されている中、人吉球磨管内におきましては、令和2年7月豪雨による被災や令和4年に勃発しましたロシア・ウクライナ問題による燃油高騰や円安、物価高など、事業所のみに関わらず、日々の生活にも多大なる影響を及ぼしているところではあります。そのような中、今年11月に可決されました国の補正予算の中に地方中堅中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現するという項目がございますが、今のところ詳細は不透明であり、この施策がどのように中小企業等に影響をもたらすか分からないところもございます。

現在、国が実施しております施策としましては小規模事業者持続化補助金がございます。これは小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度で、補助率の上限は3分の2、補助額の上限は200万円となっております。

本町におきましては、この補助金を活用された事業者に対し、地域経済の原動力となります小規模事業者の活性化を図ることを目的に令和2年3月に町独自の補助制度を創設し、支援を実施しているところではあります。

具体的には、国補助金を除く自己負担分の2分の1、上限が25万円を補助するものです。コロナ禍が始まりました令和2年度以降、11事業者の申請を受け、141万7,000円を交付しております。また、国の補助金は1,129万1,000円交付されているところではあります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

今、国の小規模事業者持続化補助金の活用や町独自の補助制度活用を事業所に、町商工会を通じてPRをお願いしたいと思います。商工会に加入されていない事業所も大変多くございますので、この点について、商工会を通じなが

ら周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、錦町プレミアム商品券についてですが、プレミアム商品券発行事業に町の御理解を頂き商品券発行をしておりますが、令和4年、令和5年は500万円の補助金、10%のプレミアム付きで5,500万円の発行。個人1人当たり3万円、特券は1世帯について20万円でした。令和4年度のまとめとして、令和3年度はコロナ禍の中でしたので20%付きで発行冊数も多かったのですが、令和4年は10%であった。予約された方々全員購入していただきました。また、令和5年は予約された方全員に行き届きましたが、商品券に余りがありましたので、商品券の予約をしていない方にも再度商工会窓口にて販売、商品券利用購買は100%でありました。錦町内で確実に流通、循環し、地域経済の活性化に一定の効果はあったと思います。

課題といたしましては、予約販売でのキャンセル時の対応、発行冊数、プレミアム率の検討が必要ではないかと思いますが、令和6年度はプレミアム率を15%から20%にできないか。また、町外の方の購入はできないか。町外の方々が購入されても、錦町内の事業所で買物をされますので経済的にはよいと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今年の3月定例会時に質問議員に答弁いたしました内容と重複する点はございますけれども、現在においての世界情勢により燃油高騰及び物価高が継続し、町内事業者の皆様、また町民の皆様がその影響を受けておられる状況を鑑みましても、何らかの経済対策は必要でありますので、今後の経済情勢を見ながら、なるべく多くの町民の皆様に効果をもたらす事業を検討しなければならないと考えます。

プレミアム付き商品券につきましては、町の財政状況を勘案しながら、まずは実施の可否の検討から進めていくことになろうかと考えております。

あと、町外の方々への販売についてでございますが、町の財源の中心には町民の皆様が納付いただきました税等がありますことから、御理解を得られにくいのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

町外の方への販売は難しいとのことですが、町内の方々のためにもプレミアム率15%か20%での発行をお願いし、継続的な魅力のある発行事業、在り方を検討し、消費喚起と商工工業者の活性化を図っていただきたいと思っております。

最後になりますが、本日質問事項3点ほど申し上げましたが、最後に町長の御意見を賜りたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

まず、最初のボランティアのポイントの話でございますけれども、いかがでしょうかね、ボランティアをされる方は、そのポイントがほしいからボランティア活動されるのか或いはそれじゃなくて、自分はもうポイントなんかどうでもいいですよと、地域のためになりたいということからボランティアされる。そこのところが、私もいろんな人に聞いてみますけれども、ある人はそりゃ自分らもう一生懸命したかって、それにポイントがつけばなおうれしかったというような話もされますし、いや、もうポイントはいらんばいと、もう先だつてのあるこの地域の人は、町道の草

まできれいに、うちの東方の下のところですけども払われて、そういう方もいらっしゃいますし、なかなか難しいなど。ただその誘引する、ボランティアを優先するためのポイントであれば、それも今後考えていく必要があるのかなと思っております。

先ほど3番議員にもお話はしましたように、制度の中のその補助金というのが皆さんで頂く分もありましょうし、あれをそれをなくすということになれば、一般的な町民の皆さん方の税金からそれをしていくという方法もありますので、これについては今後しっかりと検討をさせていただきたいと思っております。

それから、乗合タクシーの件につきましては、本当に高齢者、タクシードライバーも高齢化になってきたということ。それから1つは、やはり利用者が年々少なくなって利益が上げられないということからの撤退等も考えていらっしゃるということでありますので、これについてはもうなくなるということになれば、町にも相当、皆さん方の足という意味では不便を被りますし、いざというときの利便性、利用性というのも落ちてきますので、しっかりとタクシー業者と話をしながら、助成なり何なりしながら継続していく必要があるんじゃないかなと考えております。

それから、イオンについては先ほど言いますように、担当が話したとおりでございます。

それから、最後の中小企業支援の業者への支援はということで、今回間接的ではございましたけれども、1人当たり5,000円の商品券を発行をしております。これは12月、1月、2ヶ月に限ってですけどもそういうふうに、その消費先というのは、買物先というのは錦町の商店の皆さん方ということで限定しておりますので、そういう意味では、間接的ではございますけれども支援につながっているんじゃないかなと思っております。しっかりと経済状況を見ながらするときはしますけれども、だらだらしてもやっぱり私はあんまり効果がないと思っております。町の財政状況もありますから、そういうのをしっかりと検討をさせていただきたいと思っております。

それから、プレミアムの10%、15から20って、それは誰だって高いほうがよいございますから、これについてもしっかりと財政状況を見ながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

どの項目も今後のことがありますので、十分協議をしていただきながら、町民の方々が利用しやすい、便利になったと言われるようなまちづくりをお願いをしたいと思います。

これにて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田農利人議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後3時5分から開議します。

午後2時57分休憩

午後3時05分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆様、こんにちは。2番、丸小野でございます。議長より発言の許可が下りましたので、報告書に従い一般質問を行いたいと思います。

まず、前置きでございますが、私が議員として目指すものは、1、希望、将来が明るく、生きがいを感じる社会、

2、創生、今ある価値、そして新しい価値を創造する社会、3、伝統、過去を重んじ、未来につなげる社会でございます。

この視点に基づき、本日は、1、地域運動部活動推進事業について、2、社会現象となっている広義の引きこもりについて質問いたします。

それでは、質問席にて順次、質問を行いたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） それでは、地域運動部活動推進事業について質問いたします。

この地域運動部活動推進事業につきましては、昨年も多数の、数人の議員のほうから質問があったことと重複する部分もございますが、この地域運動部活動推進事業につきましては、現在、中学校で行われています部活動、これが民間だったり、クラブチームに期限付で移行するという事業でございます。

私ごとではありますが、自身の人格形成におきまして、中学時代の、とりわけ部活動は、多大な影響をその後の人生に与えており、部活動での様々な経験が、特に精神力形成に寄与したと自己分析するところです。

40年たっても中学校の部活動で忘れないシーンがございまして、300メートル走を走るわけですが、私は短距離だったので。無酸素状態で、非常に苦しい状態だったということだったり、私の時代は、水も飲めない状態だったので、その後の水のおいしさが今でも忘れないと。そのことが様々な人生の岐路に立ったとき、ピンチになったときに思い返され、それがいい方向に向いたり、悪い方向に向くのかかもしれませんが、私はその起路に立ったときの大きな経験として、役に立ったということがございます。そういうふうにご自己分析するところでございます。

さて、先日の11月30日の熊日新聞において、熊本市が中学部活を継続という記事がございました。その中で、非常に私の気持ちとマッチするところがございまして、学校部活動は、これは記事の中身でございます。生徒同士や生徒と教員が人間関係を構築し、自己肯定感や連帯感を育てる自主的で多様な学びの場として教育的意義が大きいという考え、記事が出されておりました。

前振りが長くなりましたが、質問の要旨1、地域運動部活動推進事業の錦町における運動部活動の現状を教えてくださいなればと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

錦町における運動部活動の現状についてですが、運動部活動の地域移行につきましては、昨年12月議会の4番議員、9月議会の7番議員からも同様の質問がっておりますが、現状としては、今年度中に地域移行への協議、検討を行う検討委員会を実施する予定としております。

その前段として、先月、11月1日に、現在の中学校部活動の指導を行う教職員に対してヒアリング調査を行ったところです。

中学校の教職員の中にも今後においても部活動の指導を行いたいという方もいれば、全く専門外の部活動の指導に当たっているため、できることなら関わりたくないという方もいらっしゃるため、どのような状況なのかを把握するために意見交換を行ったところです。

今後、実施予定の検討委員会の中で、様々な意見を頂戴し、方針を決定することとしておりますが、現在のところは、まだ方向性を示すことはできていない状況です。

熊本県の方向性としましては、1番目に、令和7年度末が改革推進期間と定めてありますけれども、その7年度末までに休日の地域移行を目指す。2番目に、令和8年度からは平日を含めた地域移行の早期実現を目指すというのが

県の方向性となっております。

先ほど来、質問議員からお話ありましたとおり、熊本市の方針が新聞報道なされておりましたけれども、本町においても熊本市と同様な考え方を有しております。どちらかと言えば、消極的な考えでいることも事実です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。移行については消極的であるという考えもあるということでしたが、まず、その検討委員会等々、今後、いろんな検討があるかと思うんですけど、課題としては、どのようなものがございませうでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

課題としましては、大きく3点ほどあるかと思えます。

1つ目は、指導者の確保の問題。これが最も大きい問題ではないかと思えます。2つ目は、クラブチームとしての運営と外部指導員等の報酬などの経営面での負担。それから送迎ですとか、保護者の負担。それらの考え方や町の支援の在り方の問題。それから3つ目が、教職員と外部指導員との連携や生徒、保護者と外部指導員との関係構築などの問題。

以上、3つが大きく挙げられるのではないかと考えております。

ほかにも課題となることはたくさんあると思えますが、中学3年間の中で、生徒が運動を通して心身共に健全で、将来に向かって活動できる経験や自信を得ることができるのか。充実した中学生生活が送れるような環境づくりをつくるということが重要だと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） いろんな課題が多いというお話でしたが、質問の要旨2に移りたいと思うんですけど、この地域運動部活動推進事業についての今、考えられるところのメリット、デメリットを教えてくださいなればと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まずはメリットですけれども、1つ目に、競技を集中して行いたい生徒に対しては、より専門的な指導を行うことができるということで、技術向上が図られやすい、競技の専門性が強くなるということが挙げられると思えます。2つ目は、教職員の負担軽減が図られ、働き方改革につながると。教職員が授業研究などの時間を確保できるということが挙げられると思っております。

続いて、デメリットですけれども、4点ほどあるかと思えます。

1つは、家庭的な事情等でクラブチームへの入部ができない生徒が競技を続けることができない可能性があるということ。2つ目に、保護者の負担、金銭的それから時間的にも負担が増加する可能性があるということ。3つ目に、既に、現在でも起こっているような部員不足の中学校部活動が存在するという。それから4つ目、中学校生活における教育的意義の大きい部活動をクラブチームが継承できるかという問題。ちょっと難しい言い方ですが、要は、生徒指導や進路指導、高校進学など、生徒が直面する課題に、外部指導者たちがどの程度関わってくれるのか、関わられるのか。逆の言い方をすれば、中学生の部活動、ジュニアスポーツクラブの活動に対する青田買いの場になってし

まわらないかという不安要素があると、はらんでいると思われます。

その他、メリット、デメリットあると思われますが、中学校部活動が果たした役割というのは、非常に大きいものがあると思われますので、これからの検討委員会でもしっかりと協議検討する必要があると感じているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） メリット、デメリット、詳しく御説明いただいてありがとうございます。

さて、ちょっとこの要旨の中には入ってございませんが、先行して行っています小学校のクラブチーム等の現状について教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 小学校のジュニアスポーツクラブの状況についてですけれども、今現在、10競技13団体が登録されておりまして、それぞれのクラブにおいて運営がなされておりますが、2つのクラブにおいては、部員不足により休止している状況があります。

小学校のジュニアスポーツクラブにおいても指導員の確保ですとか、資金的な運営面において問題を抱えているところもありますので、今現在、町においては、使用料の減免や道具等の備品購入の支援を行っている現状がございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。それでは、質問の要旨3つ目なんですけど、お話の中にも、答弁の中にもございましたが、学校の働き方改革の影響についてお話いただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

教職員の働き方改革が叫ばれて、既に様々な取組が行われています。

この部活動の地域移行もその一環で、地域移行することによる影響は大きいものがあると思われます。単純に考えますと、部活動を指導する教職員は、夕方4時過ぎから6時、7時までの約2時間余りを生徒の部活動指導に当たりますので、1週間にすると約10時間の時間外労働を行うことになり、1ヶ月では約40時間となります。

部活動の指導が終わってから翌日の授業の準備や教材研究、テストの採点などの時間を必要とするため、おのずと40時間プラス追加の時間外労働となりますので、場合によっては、80時間や100時間越えの超過労働時間となることとなります。そのようなことから、できることならば、部活動の地域移行を確実に行って、教職員の超過労働時間を減らす努力を図るべきと考えますが、現実としては、難しいというのが実情です。

今後、中学校の部活動地域移行ができることとなれば、余った時間を教材研究や授業の準備に充てることにより、より効率的な教科指導、授業展開ができるというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。様々な課題、クリアしなければならない事項あると思います。鋭意検討いただきたいのですが、私の気持ちといたしましては、先ほど申し上げましたけど、学校教育の中での部活動は、自己肯定感とか連帯感、多種多様な学びの場として教育的意義が大きいと思っておりますので、その働き改革との両てんびんになるかと思うんですけど、是非検討いただきまして錦町にとっていい方向に向けばなというふ

うに思っております。

それでは、続きまして、2つ目の質問事項に移らせていただきます。

いわゆる社会現象となっている広義の引きこもりについてお話ししたいと思います。

まあ、質問の要旨にございますが、不登校とか引きこもり、その2つの言葉をとってもどうしてもマイナスのイメージが出てくると思うんです。私は、引きこもりだと、不登校であると。

例えば、これは、私が今さっき考えたことなんです、不登校は積極的自主学习期間、例えば、そういうふうと呼んだり、引きこもりは、積極的自主待機期間、こう呼ぶことで、少し自分の気持ちも暗くならないで、明るくなることもあるかもしれませんが、それは名前の呼び方として、そういう呼び方がございますので、致し方ないことではございますが、そういうことも一つ考えるべきところではないかというふうに思います。

質問の要旨1、不登校の現状と課題ということでございます。

前提といたしまして、社会現象となっているその引きこもりについては、内閣府の調査で、全国で146万人いるという推計が出ております。その一人一人に理由はあるんですけど、一番多いのは、新型コロナウイルス、この流行によって、引きこもりになってしまったというのが大きい理由と書いています。

私はこの場で、錦町にこの引きこもり、不登校を置き換えて解決しましょうとか、引きこもりから脱しましょうということを言いたいのではなく、自治体として、まずはその現状をしっかりと認識して、我々にできること、これからできることは何だろうということを考える、問題提起をしたいということでございます。

私個人の意見といたしましては、ここ何十年続いている核家族化であったり、日本経済のこの30年の低迷、インターネットや情報社会、これがどんどん広がっていったということも大きな要因の一つと考えます。

また前置きが長くなりましたが、不登校の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

不登校の現状と課題ということで、まず不登校の定義について若干、御説明した上で、本町内の小中学校における不登校の現状を御説明します。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的或いは社会的要因背景により、登校しない或いはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者というふうに定義されております。

本町においては、10月末現在で、西小学校5人、一武小学校6人、木上小学校1人、錦中学校3人の合計15人となっております。

何らかの理由があるということで、その原因究明や解消に向けた取組を行う対策協議会を学校内外の関係者と協力して開催し、少しずつ学校に登校できるようになった者もこの中にはいますが、欠席が30日以上になってしまうと不登校という定義に該当するため、この人数になっているということでございます。したがって、不登校ということで、全く学校に来れない児童生徒の数というふうに理解されると誤解があると思います。

先ほど申し上げました15人のうち、13人は学校と保護者、関係機関である県のソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、療育等の福祉関係者や診療内科等の医療関係者で行う会議等において一人一人に合った対応策を決定し、情報を共有しながら学校に足が向くような取組を行っております。しかし、2人だけは、保護者の理解が得られないため対策会議ができないことから、学校独自での登校への呼びかけなどを行っている状況です。

また、学校へ登校はできても自分の教室に入れない児童生徒も若干名おり、教室の雰囲気や声や音などの騒がしさ

が苦手な子どもたちが教室を避ける傾向にあり、その児童生徒は、保健室や相談室などの別室にて勉強することもあります。心配ではありますが、養護教師や相談員などが見守りながら学校での生活を送れるよう努めております。

次に、課題としましては、まず学習機会の均等な提供ができないという点だと思います。

子どもたちは、義務教育9年間で終了し、高等学校等への進学、就職と社会に出ていくこととなりますが、不登校ということで、学習機会を減らすことになってしまい、せっかくのチャンスを逃していることとなります。できる限り学習できるよう、教科テキストや練習問題等の配付を行っても学校の授業とは一線を画すため、学力保障、能力向上につながりにくいと思われます。

2つ目に、学校運営側の問題です。学校に來れない状況をどのように克服していくか、教師のみならず、関係機関と連携を取り、情報を共有しながら児童生徒一人一人に対応することとなっているため、本来の学校における通常の授業とは別に、その対応も必要となることから、担任の教師のほか、教務主任、学年主任などの教師に係る負担が大きくなることが挙げられます。教職員不足の中、ぎりぎりの状況で学校運営が行われていることから、これが超過勤務の原因になることも考えられます。

最後に、3つ目に、児童生徒、家庭の問題が挙げられます。児童生徒及び保護者の意識の変化もあると思いますが、令和2年からのコロナ感染症により、休校や学級閉鎖、学年閉鎖などが行われ、学校を休むことへの抵抗が低くなっていると思われます。保護者の意識も同様だと思われます。同調機運と言いますか、周りもそうだからというような意識が高くなっているのではないかと思います。

文部科学省が発表した令和4年度の不登校の要因調査では、一番多いのが無気力、不安等。2番目が生活リズムの乱れ、遊び、非行となっており、この2つで約75%を占めています。本町の場合も同様な状況です。

以上、3点挙げましたが、課題はたくさんあり、児童生徒一人一人に最適な対応を行うべく、教育委員会と保護者、関係機関が連携していくことが必要だと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 詳しい御説明、本当にありがとうございました。いろんな課題があるということと、先生たちの働き方改革の中にも非常に大きな影響を与えている課題だと思います。本当に大変、毎日御苦労さまでございます。

11月30日の熊日新聞に、天草に私立中開校計画という記事がございました。

これは新たに、熊本県初なんですけど、学校法人を設立して不登校の子どもらを対象に特別なカリキュラムを組める学びの多様化学校。2025年春の開校を目指すということです。

その記事の中に、文科省の調査によると、全国的に不登校の子どもは増加していると。2022年度の熊本県内では6,130人、小中高でございまして、6,130人の不登校の方がいらっしやって、過去15年で最も多かったという記事がございました。色々今後も大変だと思いますけど、ここの部分、しっかり頑張ってください、解消することが第一義ではないかと思うんですけど、いろんなそれぞれ個々の問題に取り組む。ここが重要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2番目のいわゆる広義の引きこもりについて御質問させていただきます。

錦町において、現状は、把握されているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

錦町では、令和元年10月に調査が行われております。対象年齢は15歳から64歳までとなっております。調査結果は町内で10人という結果でした。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。今現在で考えられているところの施策等はございますでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

令和2年の社会福祉法の改正で、重層的支援体制の整備事業が定義されております。地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を図ることとされておまして、引きこもり等の課題解消につきましては、専門職が時間をかけて調査を行い、問題を解きほぐすと共に本人と世帯の状況の変化に寄り添う継続的な支援と、地域の居場所などにおける様々な活動を通じて、日常の暮らしの中で行われる地域住民同士の支え合いや見守り活動、この2つの視点を重視する必要があり、地域におけるセーフティーネットを重層的にしていくことが国の目標としているところです。

具体的には、コーディネートをする人材を養成して家で絵を描いている人であれば、その人の絵の展示を人の集まるサロン等で行い、サロン会場へその方の参加を促すことや農業と福祉を連携した事業所があればアルバイトの斡旋を行うなど、参加支援を行い、徐々に社会とのつながりをつくっていく支援体制が求められております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。2ヶ月ぐらい前ですが、私が球磨村の川の清掃のボランティアに参加したときに、熊本市から親子がいらっしゃって、お父さん58歳、息子が二十何歳。いわゆる、息子さんが引きこもりになっていらっしゃる。

お父さんは、製薬会社にお勤めなんだけど、退職されて今、農業簿記のお勉強をされているという話を聞きました。息子のために農業法人を立ち上げ、引きこもりの方、特に若年層を集めて農業法人を立ち上げたいという構想を持っていらっしゃいました。

これは一家族のお話かもしれませんが、いろんな支援、これはもう決まりはないこととございますので、地域の皆さんのさっきの不登校も含めてなんですけど、協力体制、これが必要じゃないかというふうに思いますので、今後ともどうぞ、この辺については、御意見を言わせていただきますし、検討いただく部分も多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、教育長に今回、私が質問しました全般でもよろしいんですが、御意見頂ければというふうに思います、お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

課長の答弁にもありましたが、児童生徒の学力保障について。学力保障というのは、広い意味での学力、生きていくための力を育み伸ばすうえで、やはり、学校に登校し授業を受けるということ、授業を含めた教育活動の中で様々な力を身につけることが、非常に重要であるということを基本に考えております。

錦町の子どもたちの現状、育ちの環境の中で、知育、徳育、体育に学校教育が果たす役割、この比重は非常に大きく、まず学校に登校することが最大の学力保障であるということを前提に考えています。

ただ、現状、登校の状況にある子どもたちについて、個々に一人一人を見ていきますと、もちろん登校に向けた取組、働きかけは継続していきませんが、必ずしも登校することを絶対視することなく、本人の将来的な自立に向けて何ができるのかという観点に立ってその対策を講じることが肝要だと考えます。

一人一人の家庭の状況や育ちの状況、これをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を交えて的確に把握し、医療や或いは療育施設等の関係機関への働きかけも含めまして、各学校で対策委員会を中心にチームで取り組んでいただいているところです。

具体的に言いますと、長いスパンでの目標は設定はしますが、今、その子に何ができるか、何が有効かという、モールステップで目標や方策を考えて、そして改善の取組を継続的に重ねていくこと。これが非常に大事だと思っておりますし、学校でもそのような取組をしていただいております。

不登校に関しては、一つ一つの事例に深く関わらなければ改善の方向が見えない、そういうようなものもあります。ただ、家庭と連携、協力することで、早期な対応によって、不登校の状況解消に至る場合も多くあることです。

いずれにしろ、登校することだけにこだわるのではなく、関係機関としっかり連携協力し、将来の自立につながる力をつけていくために柔軟に、そして継続した取組を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第4回錦町議会定例会2日目の会議を散会します。

午後3時41分散会

令和5年 第4回 錦町議会定例会議録 (第3号)

招集年月日	令和5年12月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和5年12月 7日 令和5年12月 7日	午前10時00分 午後 4時14分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
凡例	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
出 出席	4	〃 早 田 和 彦			
欠 欠席	5	〃 吉 田 眞 二			
公欠 公務欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	11	高 田 孝 徳	1 谷 口 一 也		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 長	山 園 琢 磨	農林振興課 長	有 瀬 耕 二
副 町 長		保険政策課 長	吉 田 誠 二	地域整備課 長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課 長	森 山 毅 宏	農業委員会 事務局長	高 波 昌 一
教育 長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課 長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課 長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和5年第4回錦町議会定例会の3日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、9番、池田秀晴議員、1番、谷口一也議員、5番、吉田眞二議員、10番、金山民幸議員、6番、石松まゆ子議員の予定です。

9番、池田秀晴議員の一般質問を許可します。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 町民の皆様、おはようございます。毎日の仕事、御苦労さまです。9番議員の池田です。

今年も、はや12月に入り、残すところ1ヶ月足らずとなりましたが、いかがお過ごしでしょうか。今年は3年ぶりに町民体育祭及びふるさと祭が開催され、町民の皆様方の喜びもひとしおではなかったでしょうかと推察いたします。スポーツでの活気には、私も感動いたしました。また、ふるさと祭りでの気合もさることながら、大いに盛り上がった祭りにおいても、執行部の適正な判断であり、分館委員役員はじめ、皆様の御協力の賜物ではないでしょうか。心より町民の皆様方にこの場をお借りいたしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、新型コロナの感染拡大について、第5類に移行するようになってから、少し落ち着いてきたような気がいたします。まだまだ油断を許すことができませんし、私たちも少しずつ前を向いていかなければなりません。迎える年が皆様方にとってよい年でありますように御祈念申し上げます。

それでは、ただ今から議長の許可をいただきましたので、令和5年第4回定例議会一般質問を行いたいと思います。

まず最初に質問事項1、食物アレルギーを持つ児童・生徒の現状について。

質問要旨1、除去食及び安心安全な代替食の提供ができているのか。まずは、年々増加傾向にある各小中学校の食物アレルギーを持つ児童数と生徒数についてお尋ねし、次から質問席より質問しますので、執行部の明快な答弁を期待いたします。

そこで、アレルギーの生徒に対する意向調査は毎年なされているのか、保護者からの報告で対応を決めているのか、お尋ねいたします。食わず嫌いというケースは考えられないでしょうか。担当課長、お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、食物アレルギーを持つ児童・生徒数についてですけれども、対象の児童・生徒数につきましては、令和5年度、小学生10人、中学生2人の計12人、令和4年度が小学生13人、中学生3人、計16人で、若干減少しているということで把握しております。

次に、意向調査について、食わず嫌いではないかという点についてでございますが、毎年1月から3月にかけて給食センターから学校を通じて保護者に照会を行い、報告を頂くよう調査を行っており、その際に病院等の診断結果表を添付いただきます。そのことから食わず嫌いというケースはないと解釈しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。アレルギーの生徒が多いのかなと思いましたが、全然少ないという形でお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

質問要旨2につきまして、給食費の全額補助に対して、アレルギー児童、もしくは生徒の弁当に対する補助についてお尋ねします。令和5年度から給食費が全額補助となりましたが、アレルギー生徒の弁当の対応に対する補助はどのように考えておられるか、担当課長と教育長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今年度、対象児童生徒数のうち給食を全く食べない、弁当持参の方は一人で、その他の11人はその日ごとの献立表を見て対応、牛乳だけを飲まないなどそれぞれであり、献立の状況に応じて、給食以外のおかずをその日の状況に応じて持参されたり、給食の一部のみを除去されたりという状況のようです。児童生徒のそれぞれの状況によって給食1食当たりの摂取量等を把握することとなり、単価の算出が困難であることから、アレルギー症対象の児童生徒への弁当持参に対する補助に対しては、今のところ考えていないという状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） 私も今、課長の答弁にありましてとおりでございます。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。そこでちょっと、質問要旨に入っていなかったんですけど、弁当持参の方の給食費の支払い、おかず持参の方の給食費の支払い、今全部補助ですので、その分の方たちは抜いてあるんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

給食費の算定上に関しましては、先ほど来のお一方、給食を全く食べない方に関しては牛乳だけは飲まれるということになっておりますので、その方の分の給食費は算定には含まれませんし、牛乳の単価分だけを給食費として算定しております。それ以外の方につきましては、単価がなかなか算出できませんので、給食費総額の中には含めたところでの計算ということになっていると思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。実際、食べない子どもの分まで補助しているのはちょっとおかしいかなと思いましたが、そこまで計算していただいてありがとうございます。

次に、子どもたちは誰も給食を毎日楽しみにしていると自身経験から推察するのですが、いかがでしょうか。献立の違いで食べることができないときには、辛く思うときもあるものではないでしょうか。また、保護者の立場からすると、子どもの弁当を作るときは楽しみもあるかもしれませんが、給食のことを考えると生活費のこともあるし、

1ヶ月に何回弁当があるのか、負担が重いように推察いたします。いかがでしょうか。そこで、弁当対応に対する補助はできないか、町長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

給食費全般の補助ということで、議員の皆さん方の理解を得ながら、そして補助をしているところでございます。先ほど担当課長が話しましたように、なかなか算定というのも難しゅうございまして、それぞれに対応するというのは本当はベストかもしれませんけれども、今のところは現在のようやり方を進めているところでございます。今後におきましても、そのようなやり方がベストかなと思っております。

ただ、御指摘いただきました件につきましては、今後しっかりと検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。検討していただくということでありがとうございます。

次に質問要旨3、現状の設備について、今後の対策はどのように考えておられるかお尋ねします。令和4年度決算書の主要な施策の成果に記載されています。現状の設備では、アレルギーの除去食及び代替食を提供することは困難であるとあります。この文書は令和3年度も記載されていましたが、これは成果でなくて今後の課題、もしくは訴えではないでしょうか。担当課長にお尋ねします。また、教育長の考えもお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現状の設備では、アレルギー症対応の除去食、代替食の提供はできていませんので、御指摘のとおり、施設の改修や増築が必要というような考えになります。施策の成果における記載の方法には不適切な部分はあったかもしれませんが、私どもとしては、アレルギー除去対応がうまくいったという意味での記載をやっていたつもりであります。

そういったことから、今後どのような対応をとるかというのは、まだ検討ができておりません。施設を改修するか増築するのかできておりませんので、当分は保護者の御理解をいただきながら、現在行っている対応方法で進めていくこととなるかと思っております。

また、今後検討できることとしては、アレルギー対応除去食対象者の児童・生徒の方の分だけ外注といたしますか、給食配食サービスの業者さんをお願いをするというのも、今後検討する必要はあるのかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問に対しましては、課長が答弁したとおりであります。給食センターの施設設備につきましては、かなり経年劣化がみられるものもあって、そちらについては毎年、修理とか修繕、補修をしながら、或いは一部取り換えながら運営しているところであります。

ですので、将来的には議員御指摘のとおり施設を立て替える際には当然ながら除去食、それから代替食が提供できるような施設に立て替えることの必要性は強く感じております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。実は、改築するにしても施設がちよっと狭いんじゃないかなと考えますし、増

築が妥当かなとも考えますけれども、いかんせん、やっぱり将来を担う子どもたちが病気になったりとか、そうでなくて、やっぱり楽しい給食を得るためには、そういうふうな方向で新しく別な除去食だけを作っていたかどうかという経費を何年間も続けていくよりも、新しく作っていただきたいということを考えます。

そこで町長にお尋ねします。町長が作るぞと言われれば、恐らく教育長も担当課長も一生懸命になって財源を探すと思うんです。そののちをちょっとお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 現在の給食センターが築20年、金山議員の時代に作ったところでございますけれども、その当時はそういうアレルギー問題等も発生をしておりませんし、すんなりその当時はその当時で来たところでございます。ただ今おっしゃった分を別立ててまた作るということになりますと、施設の規模もまた違うことになりましょし、この後の財政問題も質問がっておりますけれども、そういうのから感に合わせていきますとですね、その感といいますか、どうしてもその対応年数を過ぎて、築30年とか40年とかになってきた場合については、もう全面的に改修になるでしょうけれども、しばらくは先ほど担当課長が言いました、うちだけの問題じゃありませんから、これは球磨郡全体の話でありますので、そういうのをみんなで考えながら、どのように対応していくかというのを考えていく必要があると思っておりますので、しばらくの間は、そういう非常にアレルギーを持って厳しいということであったりすれば、今担当課長が言いましたような外注に頼っていくという方法もいい方法ではないかなと考えております。したがって、当分の間は改築の予定はないということでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。当分の間と言いますが、本当にまだ築年数を数えると、ああそういうもんかって考えます。ただ、子どもたちのアレルギーが、年々増加してきたら、やっぱり考えるべきところは考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に質問事項2、図書館の耐震化対策についてお尋ねします。

質問要旨1、耐震化判定基準（耐震診断）を満たしていない施設の今後の対策は、図書館が入っている昭和50年建築の青年会館の耐震診断業務に実施されたが、耐震判定基準を満たしていないとの指摘が決算審査意見書に記載されておりました。その意見に対してどのような見解をお持ちか、担当課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和3年度に実施した耐震診断調査において、判定基準を満たしていないという結果が出たことに関しては、建築から約50年近くが経過しておりますので、致し方ないと感じております。

平成28年の熊本地震の際、この地方では震度4相当レベルだったと思っておりますので、願わくばそれ以上の強度の地震が来ないことを祈るばかりです。できる限り早期の建て替えを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 是非そのような前進した考えでお願いいたします。

図書館といえば、町民の皆様が利用される場所であり、熊本地震のような地震が昼間発生した場合は、甚大な被害が出るかもしれません。前回は夜間であったので、被害が少なく済んだように記憶しております。日本はアジア有数の地震国です。地震は突然発生します。大規模地震が発生するか予測は不可能であり、日頃の備えが大切と熊本県

のハンドブックにあります。このことからどのような対策をとらえるか、教育長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

現状で行っている書架の固定状況の確認、定期的な点検、それから地震や火災を想定した避難誘導、退避行動等の確認をしてもらっているところですが、耐震基準を満たしていない現状におきましては、補強していくというのも非常に困難というような状況にあるということですので、抜本的な対策といいますと、もう立て替えしかないというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。築48年が経過するも、大規模地震がこれまで発生したことなく、阪神淡路大震災、東日本大震災などの大きな地震が発生して、国土強靱化の諸問題を国の耐震化に対する考えが変更するに至ったことから、自治体自身でも独自に検討を重ねなければならないのではないかと思います。

そこで町長に伺います。給食センターの問題同様、喫緊の課題として前に進めてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 私事でございますけれども、私の平屋の家が築100年以上でございます、それに比べますと図書館そのものも平屋で、そして四方八方といいますか、窓で囲まれている。そして年間の利用者がたしか5,000人から6,000人程度でございます。蔵書も3万冊以上ですか、あるような図書館でもございますけれども、私、今担当課長が言いましたように、公共施設ですので、耐震をちゃんと準備せなんということはもう十分分かっております。ただすぐすぐということはできませんので、地震が日頃から来ても大丈夫なように、日頃からあそこの職員の避難訓練とか、そういうのは十分にやっておく必要があると思っております。

その上で、実は消防組合の下球磨と上球磨の合併を今進めておりまして、その中でこの東分署の移設といいますか、それを今考えております。そうしたときに、あそこにスペースが空くわけでございますので、そういうのを考えながら、図書館そのものも、私は今後考えていく必要があると常日頃から思っておりますので、すぐすぐということでは相成りませんが、そういう東分署の移設に合わせたこのスペースを考えながら、そして図書館をつくっていくということを今考えております。したがって、先ほど言いますように、今後しっかりとそういうことも考えながら進めていこうと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。町長が私事を言われましたように、私もこの場をお借りして私事ですけども、今の青年会館でこの48年前に式を挙げさせてもらった経緯があって、まだまだ自分の記念の建物だなということもひしひしと感じておりますので、できますればそういう形も考えながら、前に進めていただきたいと思っております。

次に移ります。質問事項3、これ町民の声ですけど、質問要旨1、高齢者支援への将来的な考えは万全かについてお尋ねします。

現在、各分館で、いきいきサロンや地域の縁がわの行事が開催されていると思いますが、どのような状況で実施されているか教えてください。なぜならば、18分館では高齢者が発案して、高齢者を受け入れしているのが見受けられます。また、行事に参加される高齢者が少ないのではと思います。確固たるデータを取り、情報収集等、実際出向

くが肝要です。開催状況を把握されておられれば教えてください。担当課長、お願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、いきいきサロン36ヶ所、地域の縁がわ35ヶ所で開催されております。開催状況は、毎週の開催であったり、月1回の開催であったり、偶数月の開催であったりと、その場所場所で様々でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。私は仕事の関係上、行事には参加しておりませんが、大半の方が生き生きサロンや地域の縁がわを開催されても、家に帰って1人になると孤独に陥ったり、国民年金受給では将来的に病院に入院することもできないのではないかと、いろんな孤独死するのではないだろうか、1人で悶々と考えているのではないのでしょうか。そこで現在、70歳以上の国民年金受給者は、3地区別に何名の方がおられるかお尋ねします。ましてや、独居老人の世帯も差し支えなければお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

70歳以上の3地区別の国民年金の受給者の件ですが、年金事務所のほうにお尋ねしましたところ、分からないということでした。なお、令和4年度末の錦町全体の国民年金の老齢基礎年金の受給者数は3,338人という状況です。

また、独居老人の世帯数につきましては、令和5年3月末時点の数字になりますが、712世帯ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。私は、もう年々々々体力が落ちてきまして、この頃肩やら震うごとになったんです。お金を拾うときにぱっと止まるんですけど。どうしてもやっぱり高齢になるとそういう病気が発症するといえますか。本当に不安ばかりで今、毎日過ごしておりますけども。そこで、現在の高齢者の方たちは日本の厳しい生活環境の中、若い頃より一生懸命働かれて家族を守り、子どもを育ててこられた方たちです。少子高齢化の波に揉まれて国は子どもたちを守り、高齢者からは納税の義務を押し付け、医療費の支払いを押し付けています。そこで、私が考えるに高齢者に対して、特に国民年金受給者の独居老人の皆様方に寄り添うことで、老いても安心して暮らせるまちづくりの言葉が当てはまるのではないのでしょうか。

先日、錦町郵便局と多良木警察署の近くで独居老人の方が急に倒れられた方のところに遭遇いたしました。手助けをしましたが、私たちが将来のことを思うと色々考えさせられました。また、ある家庭では高齢のお母さんが10月中旬に入院されていて、課税世帯であることから1ヶ月大体12万円の食事代含みで請求があったとのことでした。11月に手術を受けられているとのこと、11月の請求がどのくらいになるのか心配であり、障がい者のお姉さんと子どもを抱えているので支払いできるのかということでした。担当課にお尋ねし、色々とお教えいただきましたが、今後、こういう家庭が増えてくる可能性は否定できないと思います。

そこで町長にお尋ねします。少なくとも事情があつて働くことのできない70歳以上、せめて75歳以上の高齢者で国民年金受給者の方たちに対し年金基金を立ち上げ、年金受給月に基金の中から支援することを考えてはいかがでしょうか。特に独居老人の方たちには必要ではないでしょうか。

また、課税世帯であっても支払いが厳しいときは一旦町が立替払いをして、分割で支払いをすることができる制度の導入ができないかをお尋ねします。それが実現できれば、高齢者の方たちは少しは安堵されると思います。町長どうぞお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 非常に難しい質問を投げかけられましたが、はっきり言って難しいと思っております。質問議員よりも私のほうが高齢でありますので、体力の衰えというのは、これは誰でも年をとって、1年1年稼いでいけば体力の劣れは感じるわけでございますけれども、やはり将来に対する不安というのは誰でもできてくると思っておりますし、かつまたこのような高齢化が進む、少子化が進むような世の中では、やはり本当に自分でその点を覚悟しながら、私は日頃から生活をしていくということが一番だろうと思っております。その上で助けていくのが国だろうと思っております。町独自で基金を作ったりすることにつきましては、先ほど言いますように考えておらないということをお答えさせていただきます。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。農業者または商工業者の補助も大切ですが、生活苦で声を上げることができない高齢者へも支援することが大切ではないかなと本当に考えます。農業者にしても商工者にしても経営者なんです。町長も本町の経営者なんです。そこを踏まえて、色々な予算を考えながら支援させていただいておりますけれども、やっぱり農業者も商工者も経営者であれば、自分なりに考えていただければありがたいかなと私は個人的に思います。そこでやっぱり高齢者の方が本当に、一人で住まれているところは孤独死ということも考えられますので、そのところも色々な手立てをしていただければと思います。よろしくお祈りいたします。

次に、質問要旨2、障がい者への補装具、義手、義足、補聴器、眼鏡等の定期的支援はできないかということでお聞きします。西地区の障がいをお持ちの方から相談がありまして、以前、義足で仕事をしていましたが、3年ぐらいで装具を交換していかないと仕事に支障を来すことがあるとのことでした。県のホームページで調べたところ、1から5年の中の耐用年数は3年と記載されておりました。ただし、耐用年数はない、破損及び故障に際しては、原則として修理または調整を行うこととなっているそうです。また、18歳未満の成長に合わせて4ヶ月から1年6ヶ月の使用年数となっています。そこで、本町ではどのような間隔で補助できるのか、担当課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

補装具の耐用年数等につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。補装具につきましては国の制度であり、種目ごとに基準額と耐用年数が定められております。錦町におきましても、その対応年数によって支援を行っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。全額補助ということは難しいと考えます。家族の話では、現在も町民税等も支払っているそうです。全額補助があれば大変ありがたいと考えますが、仕事への復帰も前向きに取り組んでおられます。このことに対して担当課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えします。

利用者の方は、原則1割負担をいただいております。非課税世帯、生活保護世帯は負担はございません。障害福祉サービスの支援につきましては、ほかに自立支援医療、介護給付、障害児通所給付、重度心身障害者医療費助成など種類がございますが、それぞれ収入に応じた応分の負担をいただいているところでございます。議員が言われますように、利用者負担ゼロが一番よいということはよく理解できますが、町の財源が必要になることから、検討が必要だと思われまます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。できるだけ負担を軽くなるようにお願いできればと思います。

次に、高齢になると耳の聞こえが鈍くなるんです。私もキーの高いのはだめですよと健診のときに言われました。そこで、様々な形がありますが、本当に職業病かもしれませんが私も耳の聞こえが悪くなり、夜はセミの鳴き声が入るような感じが、周りが静かになると耳にします。そこで、個人的に難聴といえればそういう感じになります。まだ補聴器にまで頼ることはないのですが、補聴器の価格の話になると高額の話になります。そこで、補聴器を購入するに当たり補助をお願いすることは可能か、お願いいたします。

ここに先日、課長にもお渡ししましたけれども、平成30年度の購入基準で、補聴器は6万7,300円から13万7,000円、眼鏡のほうは1万5,400円、これだけ高額なものですから、ものすごく個人的には苦しい生活になってくると思います。そのところも含んだところでお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

高齢者補聴器購入補助をする場合は新たな財源が必要となることから、現在のところ、現行の医療制度での対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。調べてみますと、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によって通常の話声を解することは不可能または一時困難な程度のものと、60というと、普通の話をしたときにそれが聞こえないというのが難聴になるということが書いてありました。私なんかもそうなのかなと考えますけど、1年1年耳の聞こえが悪くなっていくような状況ですので、やっぱりお年寄りの方は色々な形で心配されている部分もあると思いますので、どうぞよき方向に向かうように努力していただきたいと思います。

次に、質問要旨3、副町長の人事について町長にお尋ねします。本年4月に改選があり、はや7ヶ月が過ぎましたが、町民の皆様方は副町長のことをお尋ねになられる方がおられます。町長のお考えをお尋ねします。町長の人事については色々な考えがあると思いますが、嘉島町の荒木町長は公務多忙の中、御病気を発症し他界されました。また、私たち議員は先輩議員を含め、同日選挙を選択、可決した経緯もあり、もしものときは同日選挙ができない可能性がありますので、そのことも念頭に入れられてまして御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） この質問は以前もございまして、一つに考えますが、いわゆる現在において副町長がいないことによって、住民の方が何か不利益を生じているのかというのを一番考えますし、或いはサービスが低下してい

るのかというのを考えます。

今、私も5期目に入りまして、この間、1期から4期の中で副町長を置いてきました。でも、その当時はその当時に色々な諸問題を解決してくれておりましたけれども、現在において、職員、担当課長が今頑張っております。今回はちょっと私も頭にきましたけれども、そのようにしっかり日頃から頑張っておりますので、即々、副町長が置く必要は今のところないかなと。やはり1人置きますと1,000万円単位の費用がかかってきますので、そういうのを逆に考えていけば、住民サービスのほうに回せばいい話でありますので、そういうことを考えながら、現在のところ置かないような方向で今頑張っているところでございます。また、皆さん方と繰り上げとかそういうことがないように頑張っていく所存でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。ありがとうございます。できるだけ御多忙の中ですので自分の健康を留意しながら、必要なときは副町長の人事も考えていただければと思います。ありがとうございました。

これで私も、今年残り少なくなってきましたが、町民の皆様方にとりまして、新しき年がよい年でありますことを御祈念申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。御静聴ありがとうございました。20分ほど残りまして、申し訳ございません。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田秀晴議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午前10時50分から開議します。

午前10時40分休憩

午前10時50分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

1番、谷口一也議員の一般質問を許可します。1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 皆様、こんにちは。議長より許可を頂きましたので、令和5年第4回錦町議会定例会の一般質問をさせていただきます。

質問の前に、先日、近くの集落から要望が上がっておりました排水路の幅を広げる工事の説明会を、集落センターで開いていただきました。これまで不安に思われていた地元住民の方も、要望が上がって対応していただくということで非常に安心をされておられました。

その中で、説明会を開いていただいたということが重要だと考えます。要望が出た、そして予算化されて工事があったという単純な考えではなくて、地元住民の方にいついつから始めますよというような感じで説明会をされて、そしてその中で色々な要望が上がって、よりよいその事業になるのではないかなというふうに思っておりますので、これからも色々な事業される場合に、地元住民の方への説明をよろしくお願ひしたいと思っております。

本日は3点だけ質問をさせていただきます。

1つ目は、今後のくま川鉄道のことについて、2つ目に木上コミュニティセンターについて、3つ目に機能別消防団についてを質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただき順に質問を行います。

○議長（荒川 孝一君） 1番、1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。くま川鉄道も令和2年の水害によりまして多大な被害を受けて、ただ今復旧に向けて頑張っておられます。国の支援を受け入れるために上下分離方式を取り入れられて、現在、再生協議会が組まれておりますけれども、それから来年度をめどに一般社団法人ということになっておるように報道で聞いておりますけれども、その一般社団法人になった場合の関係自治体の役割といたしますか、それは錦町の対話はどのようなものになるのかをまず最初に伺いたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和2年7月豪雨によりまして被災しましたくま川鉄道につきましては、被災翌年の令和3年3月に熊本県、管内10市町村及びくま川鉄道株式会社により、くま川鉄道の復旧に関する確認書が取り交わされております。

確認書では、災害復旧事業に関することと上下分離方式導入に関することの大きく2点が定められております。上下分離方式につきましては、議員がおっしゃいましたように、大規模災害の特例措置を受ける上で上下分離方式の採用が前提となっております、このことも規定をされております。

内容につきましては、熊本県と球磨郡市10市町村が設立する新法人が第三種鉄道事業者となり、鉄道施設、鉄道用地を保有すること。くま川鉄道株式会社は第二種鉄道事業者として、新法人が保有する資産以外の列車の運行に必要な資産を保有することとされております。

くま川鉄道株式会社は、新法人に全区間の鉄道施設、鉄道用地を無償譲渡する一方、新法人は譲渡を受けた鉄道施設、鉄道用地をくま川鉄道株式会社に無償貸与することとなります。

新法人による鉄道施設に係る設備投資の費用については、熊本県及び球磨郡市10市町村が負担をすることになります。また、新法人による鉄道施設に係る維持管理の費用については、球磨郡市10市町村が負担をすることになります。

この球磨郡市10市町村の負担分につきましては、市町村間において別途協議の上、負担割合を決定し負担するということとなります。

以上から、関係自治体は上下分離方式において設立される新法人に参加し、鉄道施設に係る設備投資費用や維持管理費用を負担割合に応じて負担していくということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。現在、再生協議会のほうには、自治体のほうから職員の方が出向されておられるところがありますけれども、例えばこの社団法人になった場合でも職員の方が出向される、例えば錦町から出向されるという可能性もあるのでしょうか。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今現在、再生協議会のほうには湯前町、あさぎり町、人吉から職員の方が派遣をされております。この新法人につきましては、これから協議段階になるかと思っておりますけれども、職員の派遣については、可能性はないことはないかなと思っております。

ただ、この辺についてはまた協議を今からしていくという段階でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。実は、地元の沿線の住民の方から相談がありまして、「JRのときには非常に線路敷地内はきちんと除草がされていた、管理されていた。けれども、くま川鉄道になってから管理があまりよくない」ということで、沿線の住民の方はその関係する除草で苦労しているというような相談を受けました。

つい先ほども、ボランティア活動で線路の除草を行ったところがありますけれども、この線路に関しては、この法人の管轄ということでよろしいのでしょうか。自治体が管理するということがよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

現在の維持管理につきましては、くま川鉄道のほうでも実施はされているようではございますけれども、ただ地域の方々の御協力に負っている部分もやはり大きいかなというふうに思っております。

町の公共施設の除草作業につきましては、現在シルバー人材センターなどに委託するケースも多いですけれども、上下分離後につきましては、新法人が委託費用などを計上しながら対応していくことになるかなと思っております。

先ほどのくま川鉄道の復旧に関する確認書、こちら3番目にありましたように、鉄道施設の維持管理費用につきましては、球磨郡市10市町村が負担することになっておりますので、各市町村の負担割合に応じて負担をしていくことになるかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございました。自治体が負担割合、それをそれぞれ対応していくということで了解いたしました。

しかしながら、やっぱり現状そのJRのときには、「敷地内にも入んな」と、「入ってくれるな」と、「その管理は私たちのほうでやって責任は負いません」という感じで対応されていたんですけども、くま川鉄道になってからどうしても除草のほうがかまうまいというふうにも聞いております。

なかなか時代は変化して行って、きちんとできる方もいらっしゃいますけれども、高齢になって管理したかけれども、夏は非常に倒れるような暑さで、その中で除草作業となりますとどうしても後回しにしたりして、今度はかえって美観が荒れてよくないという部分もありまして、是非ともこれからその管理をされていくときに、敷地内はやっていただきたいなというふうに思っております。

それとまた、きちんと行われないその線路敷地内を、その中でということで除草作業に入ってもしげがをされたら、くま川鉄道のせいではけがをしたというような訴訟のリスクもある可能性があると思います。今後、敷地内の除草はくま川鉄道のほう、管理社団法人のほうで是非対応していただきたいなというふうに考えております。

それから、このくま川鉄道ですけども、私個人的には昔からグリーンツーリズムとか、そういったのが嫌いでした、田舎がテーマパーク化するの本来は嫌いでしたけれども、どうしてもやっぱりどう考えても球磨郡は山といえますか、田舎なわけで、この球磨、人吉の方たちが裕福になる、発展する、そういったことにはこのくま川鉄道は観光面で欠かせないものだというふうに感じております。

この人吉球磨地域公共交通計画というものの、資料をコピーしてまいりましたけれども、公共交通計画について各市町村でこれから先どういうふうを考えていくかというのがまとめられておりますけれども、この中でくま川鉄道も重要な位置づけがなされております。

錦町のほうでも、線路周辺の開発整備というのが載っておりますけれども、直接沿線に接した商店街とかはありま

せんけれども、錦町とこのくま川鉄道に関する考え方を、町長、もしお持ちであれば教えていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 御質問のように、令和2年7月の豪雨を受けて第四橋ですか、あれが崩落した、落橋したということで今建設中でございます。予定では来年度、令和6年度には完成する予定でございます。

ただ、先ほど担当課長が話しましたように、その落橋した橋を元に戻すと、いわゆる復旧復興するというためには、上下分離方式を採用したほうが、地元負担の実質負担が2.5%で済むと、97.5%は国の補助が来るということで、上下分離方式を採用したところでございます。

平たく言えば、レールまではその関係自治体が管理していく、それから上の列車に関してはくま川鉄道が新会社をつくっていくというような方式でございます。

今後その下の部分については、我々がしっかりしていきますけれども、上のほうについては、私はくま川鉄道にしっかりと努力をしてほしいと。全てが我々10市町村に赤字だからと言ってそれを求めるということは、やはり今後は相ならんと思っております。

しかしながら、その上の部分を赤字から黒字に転換するというのは、本当に御存じのように至難の技であります。今おっしゃったような計画の中でこのくま川鉄道については、錦町を通るルートと、沿線というのが一番長うございまして、負担金もそれだけ錦町は納めるわけでございますけれども、この沿線を使った活性化というのも当然していかないと、赤字からいつまでもだらだらと脱却できないということから計画をしているところです。

本来ならば、沿線沿いに商店圏域といいますか、それができてきたほうが一番理想ではございますけれども、御存じのように平成28年、9年でしたかね、8万8,000人ほどいた人口も、現在では7万7,000人、もう既に1万人減っております。

今後また人口をさらに高齢化しながら減少していくというような中で、この列車を利用する、今の列車人口を増やすというのは本当に厳しいかなと思っておりますけれども、やはり錦町には、今球磨中央高校というのがございまして、この球磨中央高校を生かしたようなやり方って言いますか、それが必要かなと思っております。

そういうことも相まって、多良木にも多良木高校はありましたけれども、やはり高校がなくなるというのは、その地域にとっては非常にマイナスという活力が失われていきます。

御存じのような高校のいろんな問題があつて、幸いにして球磨中央高校を残していただきましたけれども、やはり今後子どもたちもまだまだ減っていきます。そうするとき、この高校も今4つほどありますけれども、今後また一つ減っていくんじゃないかなと、その候補にならないように頑張つて、今の中央高校を残すという意味でこのくま川鉄道をしっかりと支援していこうと思つている。

その一つとして、球磨中央高校に対しまして今町独自で支援活動をやっております、企画が今担当しておりますけど、そういうことをすることによって子どもたちもこの列車を使ってくる、そして中央高校も今後しっかりと地域に根差して残っていくということにつながるだろうと思つておまして、その一つとして、先ほど言いますように球磨中央高校の活性というのを側面的に今やっているところでございます。

今後におかれましては、行政だけではできない話でございますので、地域の方ができるだけ列車を使っていただくということに尽きると思っております。

先ほど言いますように、第四橋も来年度で大体完成して通行できるように、令和7年度から通行できるようになりますので、人吉までは行けるということになります。

そして、今問題になっておりますのが肥薩線ですね、この肥薩線につきましても、今後非常に県は踏み込んで我々の地元の、この12市町村ですね、八代まで含めたところの負担金も本当に極力提言をしてくれております。今後この肥薩に関しましては、JRがどこだけ、どれだけ答えを出してくれるかだろうと思っております。

そういうのを含めながら、くま川鉄道、肥薩線、そしてあわよくば私考えておりますのが新幹線ですね、今回宮崎県が新幹線ルートが大分ルートの方を断念したと。今後その八代からの新幹線を調査したいという話でありましたので、八代から人吉ルートを通して宮崎のほうに抜けていくようなルートはできないかということで、先だって知事に相談したばかりでございました。

そういうふうには、人吉球磨全体をこの観光地にしていくようなくま川鉄道の在り方というのも、私はこの皆さん方と一緒に考えていきたいと思っている、現在のところはそういうような状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございます。くま川鉄道と中央高校を関連させて支援をしていくということで、ありがとうございました。

それから、今新幹線の話も出ましたけれども、人吉駅に新幹線の駅ができれば、本当に素晴らしいことだなと思っております。そのときに、くま川鉄道は人吉駅までじゃなくて球磨村まで、球磨村から湯前の沿線になって、人吉球磨の観光に寄与していただければ非常にいいなというふうに考えます。

それでは、1番目の質問は以上にいたします。

2番目の木上コミュニティセンターについてを質問させていただきます。

やはりこれもあの水害のときでしたけれども、木上の方が木上コミュニティセンターに避難をされていましたが、その写真をお願いいたします。

後ろのほうは崩れまして、木上コミュニティセンターから木上小学体育館のほうに避難を変わられました。現在は、きれいに修復の工事がされていて復旧しておりますけれども、錦町のホームページで錦町のハザードマップを拝見させていただきますと、1次避難所が各集落の公民館、2次避難所が木上は木上小学校体育館、3次は人吉海軍航空ひみつ基地ですかね、あそこのほうになっておりますけれども、やっぱり教育施設でありますし、その避難を小学校よりも前の木上コミュニティセンターのほうがいいと私は思うんですけれども、これからは避難場所は木上小学校の体育館となるのか、まずそれをお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、令和2年豪雨災害を契機としまして、現在も木上小学校体育館を避難所として指定をさせていただいております。令和2年豪雨災害など、やはり大規模災害を想定いたしますと、避難していただく上でより安全性の高い施設ということで木上小学校体育館が適していると考えておりますので、今後も木上小学校体育館を避難所とする考えでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。木上の中心となります木上コミュニティセンターですけれども、色々な行事が行われまして、木上コミュニティセンターの横には緊急時の食料の備蓄庫もありまして、広い敷地もあります。

中心となりますこの木上コミュニティセンターですけれども、もう造られて結構たつと思うんですけれども、改修

の計画等とかあるのかお聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

木上コミュニティセンターの改修計画等については、今のところございません。平成元年の施設整備から既に30年以上経過しているものの、施設自体の耐震化等も問題はなく、現段階では施設利用の制限は行っておりませんので、今後においても地域の皆様に御利用いただける施設として解釈しております。

また、今現在も音楽グループやダンスグループ、婦人会など御利用いただいております。

しかし、先ほど質問議員からお話がありましたハザードマップ等の中でも、木上コミュニティセンター裏側の地域は町の急傾斜地特別警戒区域に指定されていることから、梅雨期から9月末までの豪雨や台風等の襲来時期には、施設利用に関して注意が必要と判断しておりますので、御利用いただく利用者の方への周知などしっかりと対応することが重要と考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） はい、ありがとうございました。答弁にありました急傾斜地特別警戒区域、私もハザードマップを色々見させていただきまして、これはコピーをしておりますけれども、木上小学校の周りは全て急傾斜地特別警戒区域ですね。要するに、避難所の周りは全て急傾斜地特別警戒区域に指定されております。

先ほど写真も出しましたが、緊急の食料備蓄もそこにあります。これはちょっと私は不思議といいますか、納得いかないといいますか、避難所として設定されているところが全て周りは危険地帯だというのは不思議な感じがしますけれども、この点についてお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、確かにこの木上小学校体育館の周囲は急傾斜地域でありますとか、あとは浸水想定区域からも近い場所では実際ございます。この備蓄倉庫も、木上コミュニティセンターが避難所だったということに関連して、あそこにできているものではございます。

本当におっしゃいますように、そういった状況の中でございますが、もしこちらの避難が難しいようであれば、第3次が海軍航空基地資料館でございますので、そこ関連付けながら避難のほうは判断をしていければと思っております。今のところは、木上コミュニティセンターのすぐ上が木上小学校体育館ということで設定をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございます。実際問題、錦町のほうでも柔軟な対応されて、福祉センターでの避難とか行われておりますので、こういった災害の種類にも色々種類がありますので、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

それと、この危険地帯ですけれども、やっぱり教育施設を避難所ということですから、数家族、たくさんの家族が避難されている場合には体育館でもよかと思っておりますけれども、1家族の避難とかは、やっぱり体育館に1家族、トイレもちょっと移動しなければならないというような感じで、できればこの木上コミュニティセンターの裏側を崩落を防ぐような工事でもしていただいくのがいいんじゃないかなというふうに私は考えておりますので、是非この木

上地区の避難所を色々考えていただければなというふうに思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 木上小学校のプールも敷地の中にごさいますて、学校教育として使っているということも鑑み合わせて、今の御指摘がございました点につきましては、今後しっかりと工事施工、擁壁を伸ばしてくるとか、そういう方法もしっかりと検討をさせていただきたいと思っております。

今の御質問をされた分のごもつともな点もあると思っておりますので、今回は緊急の措置ということで小学校体育館ということでさせていただいておりますので、継続的ということになりますと、いろんな対応もしていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。今後検討していただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の機能別消防団についてを質問させていただきます。

機能別消防団、私も入っておりますけれども、現在の機能別消防団の状況についてお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の現在の機能別消防団の状況についてお答えいたします。

機能別消防団につきましては、平成26年度から担当区域における火災の初期消火及び後方支援を主な職務として活動をいただいております。ここ数年は、60名から70名程度の方々に機能別消防団として所属をいただいております。

機能別消防団員の活動状況でございますが、制度導入から火災や出水、台風など合計18件、延べ47名の方に出動を頂いております。今年で10年目の制度でございますので、年平均2件、4名から5名程度出動を頂いているという状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。私も平成26年に機能別消防団に入団させていただきまして、地元の災害のために頑張ろうと思っておりましたけれども、幸いなことにいろんな災害がなく、火事もなくて出動はしておりません。

これはいいことでありますけれども、なかなか同じ7分団、私は7分団ですけども、同じ分団に誰が機能別として入っておられるのかというのが時々分からんことが多くありまして、ですので、たまにはこの機能別消防団のほうも1年に1回なんか訓練に参加するとか、そういったことがあると、ああ、機能別消防団は今この人たちで、消防団員はこの人たちが頑張ってくれているんだというような感じで知ることができますので、分団による運営も違うと思えますけれども、そういった機会をなんか設けていただければなというふうに感じておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

機能別消防団員も、所属の方々につきましては各幹部の皆さんは名前等把握をしておられますけれども、ただ実際に入っていらっしゃる方々のなかなか横の連携でありますとか、現役団員との連携ですね、そういったところはなかなか出動機会も限られるということで、少ないかなというふうに今思ったところです。

そういったことにつきましては、ちょっと検討をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございます。本当に活躍の場がないことが一番でありますけれども、一生懸命頑張っていたいておりますので、消防団の方には本当に感謝をするところであります。

機能別消防団はおおむね70歳までというふうになっておりますけれども、なかなか私も入ったときには、まだ若くて村の集落の役職等ありませんでしたけれども、やっぱり色々高齢になっていくと集落の役職に就いたり、自主防災組織の中に組み込まれたりとか、実際災害になったとき、機能別消防団で動けばいいのかな、自主防災組織で動けばいいのかなとか、色々考えたりするものですから、やっぱり退団の方も新しく入っていただく、で退団するというふうな、この入れ替えの仕組みといたしますか、それも必要ではないかなと思っております。

これは退団の場合には、どういった手続が必要なんでしょうか、お聞きします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 退団につきましては、やはり自己都合といたしますか、自分の申出によって退団という形にはなるのかなと思っております。

去年は、実際に退団者数はゼロということで、今年は退団者の方4名の方いらっしゃいましたけれども、そういったことでここ数年はずっと増える形が多かったんで、その仕組みづくりについてもちょっと考えないといけないかなと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口議員。

○議員（1番 谷口 一也君） 1番。ありがとうございます。そうですね、仕組みづくりといたしますか、ちゃんと入っていただくときも入っていただいて、やめるときにもきちんとやめていただくような入れ替えの、そのルールづくりというのは必要だと思っております。

錦町では機能別消防団ですね、消防業務に関する要項とか規則とかがちゃんと定められておりますけれども、その部分も追加していただければなというふうに考えております。

貴重な時間を頂きましたけれども、時間が余ってしまいました。申し訳ありません。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 1番、谷口一也議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時28分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆さん、こんにちは。5番議員の吉田眞二です。ただ今、議長の許可を頂きましたので、令和5年第4回錦町議会定例会の一般質問をさせていただきます。

町民の皆様はもう御存じでしょうが、町民にとりまして大変うれしく、また農業者、畜産業者にとりまして大変名誉な天皇杯を西の有田牧場さんが受賞されました。錦町町民にとりまして誇りであり、また励みになる受賞であると

思います。心より受賞のお喜びを申し上げます。

また、10月30日に、九州農地水環境フォーラム in 熊本が熊本城メインホールにて開催され、本町の農地・水、宮崎会長をはじめ役職員の方々が、1,600人の聴衆を前に堂々と発表されました。共に錦町の名を広めていただき、日頃の御尽力に対しまして改めてお礼とお祝いを申し上げます。

あいねっと放送をお聞きの皆様には、12月の師走になり慌ただしい日々をお送りのことと思います。健康に十分に留意され、新年をお迎えいただきたいというふうに思っております。

さて、今回は2つの質問事項を上げさせていただいております。通告書に沿って質問席にて質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ただ今言いましたように、2つの質問事項で上げております。

まず最初に、農業の振興と住民の安心、安全について、そして2つ目に過去の質問からということで上げております。

それでは、最初に農業の振興と住民の安心、安全について。

要旨1としまして、国の遊水地計画に対する町の対応はについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

本町において計画されております遊水地については、9月定例会において答弁しましたように、西、一武、木上地区で計4ヶ所となっております。また、これまで住民向けの説明会も、6月と9月に2回ずつ開催されたところです。

説明会に来られた方々の御意見としては、「計画される地域一帯が優良農地であること、地役権での保証は1回きりであり、地権者のみである。遊水地へ流れ込んだゴミや流木が入り込んだ場合の耕作者の意欲の低下などで、錦町の農業が衰退する。周囲堤ができたことによって日光や風当たりなどが変わり、作物の収量や質の低下に影響があるのではないか。遊水地ができると風光明媚な田園風景が壊され、先代が守ってきた歴史ある地域に子どもたちが住みたいと思わなくなる」など、農業や生活に対する不安が多くあったように感じられます。

また、先日行われた国土交通省との意見交換会においても、反対意見が相次いだものと認識しております。

町としては、球磨川流域の復旧・復興は進めていかなければならない一方で、遊水地事業によって本町の基幹産業である農林業が衰退するようなことになってはならないと思っております。

引き続き、国に対して地元関係者に対して丁寧の説明し、意見をよく確認するよう伝えていくとともに、これまでの説明会への御意見や、説明会に来られなかった住民をはじめ、関係する方々の御意見、下流域に計画されている遊水地の状況を見ながら判断を行う必要があると思われま。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。地域一帯が優良農地、もう地域の方たちは十分御存じかと思えます。「日光や風当たりで収量が落ちる」、それとか「風光明媚な田園風景が壊される」というような意見が相次いだということでございます。

球磨川流域の復旧、復興も進めていかなければならない、そして本町の基幹産業である農業も守っていかなければならない、これ大変難しい判断を迫られるというふうには思いますけども、「今後住民の方々、関係する方々の御意見を聞き、或いは、また下流域の遊水地の状況を見ながら判断をしていく」というような答弁だったかというふう

思っております。

このことについて町長の御意見、お考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 今、担当課長が説明したとおりでございます。まだこの球磨川流域全体の整備計画、基本は川辺川ダムになるわけですが、その川辺川ダムのダムサイトである相良村、それからその影響を大きく受ける五木村の最終的なまだ判断、決断といえますかね、それもなされていないところであります。

昨日、知事はあのような発言をされましたけれども、我々にとっては、ちゃんとその筋道をつけてほしいという思いもありましたので、今後、今遊水地の話も出ておりますけれども、今のところ、遊水地ができるということについては、私は個人的な見解ですけれども、否定的な考えを持っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。大変難しい答弁だったかなというふうに、否定的というような言葉もありましたけれども、本当に難しい答弁で、どういうふうに答えていいかというのも心配されたかと思うんですけれども、住民の方々は、私がお聞きするところでは、「町長はどういうふうに考えなっとな」と、それに従うというふうな方も多数おられますので、どうしても町長にお聞きしてもらえんのかなというふうな関係で、本当に答えづらいというところもあるかと思っておりますけれども、質問をさせていただいたわけでございます。

私も住民説明会に参加をさせていただきまして、生活に対する不安が多いと実感したわけです。地域住民の皆様の思いは、わざわざ球磨川の水を入れるのではなく、令和2年7月豪雨時にも浸水しない対策、今後そういう雨が降っても浸水しないと、令和2年の災害のようににはならない対策、それをやってほしいんだというのが、地域住民の方の切なる思いじゃないかなというふうに思っております。

これ参考までなんですけれども、大谷川の下を通るサイフォンの工事をされるということで、私も見に行ったときに、そのときに8区の住民の方々だったろうかと思えます。大変ですねという話もして、若干失礼にあたるかもしれないんですけれども、ちょっと年齢的には上がって、本当に大変だろうなというふうな思いもして、お話もしたんですけれども、重機を使って草刈りをされておりました。

その中の方がおっしゃるには、「守っていくのは自分たちしかいないんだ」と。「そして、この農地を守るだけじゃなくて、この堤防を切るというのは、本当は私たちがするのだからどうかは分からないんだけど、そこが鳥獣害のすみかにならないように、そういう関係で私たちはやっているんです」というような話をされて、本当にこの方たちが一生懸命地域を守って、田畑を守っていられるんだなというふうな思いをしたわけでございます。

この遊水地については、明日2人の議員のほうがお尋ねをするということですので、私のほうからはこれぐらいの質問にさせていただいて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

質問要旨2といたしまして、流域治水取組、田んぼダム、小中学生への周知と公共施設に雨庭設置の考えはについてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

田んぼダムについては、質問議員も農地・水関係で、田んぼの学校というところで、錦町で学習会を開催されているということをお聞きしております。町においても、田んぼダムの重要性を認識しておりますので、今後、こういった小中学生対象の説明会といえますか、体験会、そういったものを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 質問の要旨の②の後段の、公共施設に雨庭設置の考えはについて、私のほうからお答えさせていただきます。

こちらについては、今のところ具体的に雨庭設置について検討している段階ではございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。田んぼダムですけども、これ以前から取り上げて、私、土地改良区のほうの役もさせていただいているんですけども、7月31日に青年会館におきまして、田んぼの学校 in 錦というのが開催されて、小学校、一武、西、木上の5年生を対象にして開催されました。

そのとき、子どもたちの真剣な顔を見て思ったこともあるんですけども、そのときは県の方から、或いは土地改良連合会の本部のほうからも来ていただいて、説明をさせていただくとるわけなんですけれども、なぜ子どもたちというふうに言うのかと言いますと、私ども実証実験を15分館の方でやらせていただいております。

最初は、スムーズに田んぼダムを受け入れていただいたというふうには、私もなかなか難しいのがあったというのがあります。なぜかという、必要以上に水は要らないと。

今ご存じ皆さん水稲作物を作っておられる方は、「スクミリンゴガイ、ジャンボタニシ関係の被害も多いので、それはちょっと無理だよ」というようなお話もあったんですけども、色々な説明を聞いて、それに対する対策等もあったんですけども、今回の7月31日のその田んぼの学校をしまして、5年生に取組を紹介したときに、今度は私どもの地区の方なんですけれども、「子どもが或いは孫が、田んぼのダムは必要だよというふうに言えば、これはなかなかうんにやすぎゃんたつては言われん」というように、そういう関係もいんじやないかなと。

なぜ子どもたちとというか、やっぱり子どもたちは将来の地域を担っていただく方々ですので、そういうのを今のうちに取り組んでいただいたら、田んぼダムの普及にもつながるんじゃないかなと。

私ども今度は総務建設常任委員会のほうで研修に参加して、球磨川流域復興局ですかね、そこに行ったときも、田んぼダムの関係のお話をさせていただいて、県のほうも「流域治水ということの一つの来年から取り組める、すぐに取り組める事業であるので、どうかそういうのを普及を、反対にお願いしたい」というようなお話も来たもんだから、こういうお話をさせていただいたというふうなことでございます。

それと、雨庭設置の考えはということをお願いしております。これは熊日の新聞記事なんですけれども、南陵高校にて雨庭の研究所が完成したということでございます。私も恥ずかしながらまだ見に行っていないんですけども、見に行こうかということなんですけれども、これも県立大の教授の方が「どういものかを見ることができる場所ということを提供したい」というふうに言っておられます。

先ほど来お願いしております遊水地関係もでございますけれども、私個人的な意見としては、あそこで止めるんじゃなくて、それ以前で止めなきゃ意味がないんじゃないかなと。中流或いは上流で止めなければ、町長が言われるようにダムというのは上流で止める、或いは中流域で止めるのがベストなんじゃないかなと私個人では思うわけでございます。

町の公共施設、そういうところに雨庭を造っていただいて、どうか頑張っていると、町も頑張っているんだというを見せてほしいなというふうに思っているわけです。

これも新聞記事なんですけれども、もう皆さん御存じかと思ます。復興基金市町村に50億円と、復旧総仕上げ

というのが新聞記事で載っているわけでございます。この中の、使途は地震からの復旧・復興や地域の防災機能向上に限る。市町村の独自事業への充当額も2分の1までといった上限を撤廃し、全額を認められるようにする。市町村は復興や安全、安心の向上のために柔軟に生かしてほしいと。

私も新聞記事で読むだけで、中身についてはあまり理解していないんじゃないと言われてもそうなんですけれども、こういう基金を利用した災害から守るというのも必要なんじゃないかなというふうに思っているんで、今回質問に入れさせていただいたわけでございます。

くどいように言いますが、豪雨災害から地域住民を守ることを考えての取組ということで設置をできればなどというふうに思っておりますので、そういう予算の目途がいたら計画をお願いしたいというふうに思っております。

その次に要旨3といたしまして、農業共済組合、収入保険と、これ前回は御相談したことがあるんですけども、保険料等の補助の考えはないのかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

近年の台風、豪雨等の自然災害による甚大な被害や世界的情勢、記録的な円安による農業資材は高騰を続けており、農業経営を圧迫しております。これらのことは個人の経営努力で防ぐことは難しく、様々なリスクから農家の経営を守るセーフティーネットとしての農業保険への加入が推進されているところです。

県内では、約3分の1の自治体が掛け捨て部分の一部補助を行っておりまして、先般、県農業共済組合からも補助の実施についての要望があったところです。

人吉球磨管内で実施している市町村はありませんが、他の状況を見ますと、地方創生臨時交付金を財源とした補助や、実施期間を限定した補助などが様々あるようです。これまでも、町独自の支援策などを行ってきておりますので、今後、何らかの支援を検討すべき際には、状況を見ながら効果を比較し検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。今、県内の約3分の1の自治体が掛け捨ての部分の一部補助を行っている。農業共済組合からの補助の実施についての要望があったというような答弁でした。

今課長のほうから、人吉球磨管内では実施しているところはないというところで、これNOSA I熊本が発行します2023年秋の「ひのくに」というのにも載っております。収入保険で下のほうになんですけれども、課長が今答弁されたように、人吉球磨は載っておりません。

これどういうことかは分かりませんが、これは令和2年の7月豪雨でもありまして、農作物の被害、個人に掛けていても、なかなか普通の保険では補い切れない。しかし、収入保険、実際のところ、私も早くからこれに加入しておりまして、本当ありがたいというふうに思った一農家であります。

なぜこんなに言うかと、私が今言いましたように、本当に災害のときに役に立つ、本当に助かる、国が補助してくれる保険でございますので、どうか人吉球磨はないというような、私はちょっと寂しい思いもするわけでございますけれども、そここの補助等も考えていただきたいなというふうに思っております。

本当に人吉球磨は農業の地域、市町村であるというふうに思っておりますので、どうかこの収入保険、先ほど言いましたように2回目の質問をお願いでございますので、先ほど県の農業共済組合からの要望もあったということでございますので、このあいねっと放送をお聞きになっている農業者の方も、そういうのがあれば入ろうかなと、加入しようかなという方もおられると思いますので、どうか検討のほどよろしく願いまして、次の質問に入らせて

いただきます。

質問要旨4といたしまして、町内の農道、町道、県道に覆いかぶさる樹木についてということでお尋ねをいたします。

先月、木上の山下地区において樹木の倒壊事故が発生し、幸いにして人身事故がなかったということでございます。本当にそこだけじゃなく、色々なところで錦全体、道路上に覆いかぶさった樹木が多いと思います。

これは、町道の私の家のすぐ近くで完璧に覆いかぶさっております。これは、私、一点をちょっと調べてみようかということで、これは16分館、原から内村、名前を出したらカムラ自動車中古車センターがあるところに立って周りを見渡したところなんです。これは県道でございます。歩道は完璧に上に乗っかかり、車道のところにも出ております。

これは錦湯前線、通称町長御存じだと思いますが、陣ヶ坂というところが、上から錦役場方面を見たところなんですけれども、ここも左側のほうは個人の方で伐採をされております。

しかしながら、この件については道路の左側の県道に覆いかぶさっている手前のほうはないじゃないのというふうに思われるかもしれませんが、これは地元有志といいますか、子どもたちがどうしても危ないんじゃないかと。それを避けて大型の車両が右のほうに行くもんですから、これ自分たちで切ろうよということで伐採をしております。

無届けでやっているもんで大きな声では言えないんですけれども、細心の注意を払ったと私たちは思っているんですけれども、そういう感じで自分たちでやっても、やはりここは電線が通っております。業者の方も、電線があるからやらないということだったということで、私たちも素人がやるにはちょっと無理があるんだろうということで避けております。

もう本当、県道一面に広がっているというような状況です。ここは先ほども言いました中古車センターの一武八幡宮に行く道路ですけれども、ここも道路を完璧にふさいでおります。ここは、今度は原村の方面を219から反対に向いたところなんですけど、ここも道路上に樹木が生い茂っているというような状況です。

ここは小川地区になるかと思えますけれども、ここは直接地域の方が「どげんかできんのでしょうか」と。なぜかという、先ほども言いましたように大型トラック、ダンプといいますか、これを避けて、車体に当たるのを避けてはみ出てくると。ちょうどカーブになっているもので、ちょうど車が通行するときにヒヤッとしたことがあるというようなお話も聞いております。

こういう感じで、本当もう言い出したら切りがないと思います。私がそこで見たときの四方を見たときでこれだけぐらいです。ただ、町民の方が言われるのは、私も錦全体、もう本当に数え切れないぐらいのこういうところがありますと言うんですけれども、「事故があつてからでは遅かばい」と。「どんなことがあつてもやっぱり町民を守るといのが必要じゃないですか」というようなお話も聞いております。

本当に先ほどからも言えますけれども、大変な数だと。一々調べるのも大変じゃないかなというふうに思っております。

これも熊本市の記事に載っていたやつなんですけれども、4,900本が倒木の恐れがあるということで、4,500本を伐採すると。これは熊本市なんですけれども、こういう取組もされておるわけでございます。

でも、先ほどから言うように、町も本当に数え切れないぐらいの倒木の危険があるものもあるかと思えます。先ほども言いましたように、山下の倒木に関しても幸いにして人身事故がなかったというのが、不幸中の幸いじゃないかなというふうに考えておりますので、対策はもちろんやっておられると思うんですけれども、そのところですね、先ほど私たちの地区のお話をしたんですけれども、そういう何かをくれじゃないんです。地域は地域で守ろうと。間違なくそういう方たちがおられると思います。

そういう方たちに声をかけていただいて、そういうところで何々をくださいとか、そういうのは多分言われなと思います。個人一人では、よそ様の財産でございますので伐採することはできないと思いますけれども、地域で昔区役とかそういうふうに言っていたかと思えますけれども、そういう感じで伐採のほう、「本当に今道路を通るとき、前方後方の車だけじゃなく、上の樹木も用心せんばならんもん」というふうに言われますので、そういうところから守るというようなところで、町民の安心、安全につながればなというふうに思えますので、どうかですね、こうしたらいいんじゃないかという考えをお持ちの職員の方もいらっしゃると思えますので、そういう方々の知恵をお借りしながら、対策のほうをお願いしたいというふうに思っております。

それでは、要旨5に移りたいと思います。

道の駅近くに宿泊特化型ホテル誘致の考えはについてお尋ねをいたします。

これも新聞であったわけなんですけれども、アメリカのホテル大手マリオットインターナショナルとセキスイハウスが、阿蘇市黒川の道の駅阿蘇近くに宿泊特化型ホテルを開業したというふうな報道がありました。

全国の道の駅近くに展開する形態のホテルで、県内では初進出、地域経済の活性化を挙げ、2020年から展開するホテルブランド・レストランを設けず、浴室は原則シャワーで、宿泊客は周辺の飲食店や温泉などを利用する。ちなみに14都道府県29ヶ所が開業しているということでございます。

地元企業と連携した野外活動や農業体験といったイベントを展開し、道の駅や地元企業との連携を目指しているというふうにあります。

これ、道の駅の近くということでございますので、この業者の方が造られるということ、29も全国でやっておられるということですので、できれば錦にも道の駅がございますので、民間に来ていただけるなら、設置をしていただけるなら、民間の力をお借りしての建設というのをできないかということでお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

近年の本町における企業誘致に関する取組としましては、規模の大きい事業所等になりますと、どうしても人材確保や交通アクセス等の問題があったことから、就業センターを改修し、サテライトオフィスを整備しまして、少人数の規模で比較的誘致しやすいIT系の企業の誘致に比重を置いてきたところです。

質問議員がおっしゃいますホテル等の誘致でございますけれども、本町に宿泊施設が少ないことで、町内の事業所に本社等から期間限定の従業員を動員される際などに宿泊する場所があればといった御相談があったところです。

しかしながら、例えば質問議員がおっしゃいますように、民間事業所さん等から本町内にホテル等の建設を検討したいといいますようなお話がございましたら別でございますが、町としましては、今のところホテル等宿泊施設の誘致に関しましては考えていないところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。すみません、私ですね、先ほどの樹木の件で長々としゃべった関係で、答弁をしていただくのを忘れたかと思うんですけれども、申し訳ございません。答弁よろしいですか。

申し訳ございません。私が長々としゃべった関係で答弁をお聞きするのを忘れたということですので、おわびを申し上げます。

今お聞きしたら、計画はないということですが、これ先月28日にテレビで豪雨被災地の農業を支援、特集

として大学生が体験能力をアピールとありました。初めその大学生の方たちはですね、農業のイメージ、その方たちが言われたことなんですけれども、「きつい、自由がない、汚れる、そういうイメージがあった」と。

しかし、農業の現場に来て参加した若者のお話としては、「やればやるだけ返ってくるのが農家の魅力。また、忙しい時期はほかの農家も手伝ってくれる。周りとは協力してできるのは人間関係としていい」というようなお話があったわけでございます。「自由が高い、そういうことの魅力を感じた。個人ではなく、家族、地域で協力する姿が新鮮に映った」というようなお話があります。

今度は反対に、受け入れ農家は「天候に左右されるのは農業としては難しいが、難しさを越えた先にやりがいが見える」との意見が、これ西地区の方だったんですけれども、若い方が農業に対するイメージが変わった瞬間、現場に来て参加したことによる意見ではないかなというふうに思っております。

県央、県北に大型企業が進出し、もちろん錦町の誘致企業には頑張ってもらっているというふうには思っているんですけれども、どうしてもそういうところで宿泊施設がない。これよく言われるのが、「錦には宿泊施設がないもんな」と言われる。民泊で頑張っておられる方がおられますので、決してそれを否定するわけではないんですけれども、そういう関係で民間が造っていただけるといふのであれば、どうかというふうには思っているわけでございます。

考えていないというような答弁でしたけれども、できれば先ほど午前中の1番議員の答弁の中に、人吉球磨全体で観光に取り組んでいかなければならないというふうなお話もありました。

それなら人吉があるじゃないかというふうなお話をいただくかもしれませんが、個人的にはよく聞くのが、先ほども言いました泊まる場所がないと、そういう関係がありますので、私個人としては、こういう道の駅の近くに造って開業して、地域の貢献をしたいという企業が、もしも錦のほうにも来ていただけるようであれば、検討、要望していただきたいというふうには思っているわけなんですけれども、町長、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） なかなか厳しい問題といますかね、難しい問題かと思っております。やはりそういう宿泊、ホテル業者が来るということになりますと、先ほど言われますように、この人吉球磨全体の観光を含めたところ、農業も含めた俗に言う産業構造がどうなっていくかというようなことが、そのホテル業者が最初に考えることだろうと思っております。

ただ、そうしたときに、そのような人吉球磨全体の中で、そういう環境にあるのかなとやっぱり思うわけですね。以前は水上にもありましたし、本町にもまだ民間もありますけれども、やはり全体的に来客者、来場者といいますかね、少なくなってきたということでございますので、行政が、町が積極的に誘致をするということは、ちょっと難しいなということでございます。

ただ、民間の方がそういうふうに来たいと、頑張りたいということであれば、それは歓迎し、そして町としても手伝いをさせていただきたいというようなスタンスでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。言われるとおりのことでもありますけれども、このホテルは、地元企業と連携した野外活動や農業体験といったイベントを展開しているということでございます。

農業の振興と、農家で今言われることが人手不足だというようなこともありますので、そういうやりたい、手伝いに行きたいなというときに、民間の民宿等もあるんですけれども、こういう気兼ねがなく、そういうところで泊まれるというふうなところもあるので、こういうのもいいんじゃないかなというふうに思っております。

なぜ阿蘇にできたかという、阿蘇神社や中岳河口といった観光地を巡る熱気球、乗馬のようなものもあるというよな、乗馬も木上のほうでやられているような話も聞きました。当てはめろと思えば当てはまるのかなと、そこはもう積極的なあれはないかもしれませんが、なかなか企業は来ないと思うんですけど、できればそういうふうにはできないかな、来ていただけないかなというようなのが私の思いでもあります。

以前も、木上知敷原にバイオマス発電所ができる、そこでできる焼却灰、或いはゼンカイミートから出るであろうと思われます牛骨、これを肥料にして、また山形種鶏場から出る鶏ふんなどを使用して知敷原で研究してもらい、作物の研究をしてもらう。そのためには、先ほども言いました大学関係に協力を頂く、農学部がある大学になるのかなというふうに思っております。

そういうところで研究を頂いて、どうにか利用できないかなというようなものもありますし、その場合、宿泊施設、錦があれば助かりますというようなこともあろうかと思えます。また、錦に泊まってくださいというようなものもできるんじゃないかなというふうに思っております。

それと、よく言われるのが、ふるさと納税で水上村の金額が上がった。「あそこはよかもんな、青山学院大が、監督とかが一生懸命やってくれる」と、そういうのもいいと思います。しかし、よそを羨んでばかりではなく、そういう今度は錦にもあるかと思うんです。そういうのも利用して行って、高校生、大学の若い方たちの考えも取り入れて、こういうのにも使えるんだというふうなものもできるんじゃないかなと思いますし、益城町にはポテトチップスの湖池屋ですかね、も進出しております。

あっちばかり、県央、県北ばかりと、本当かもしれませんけれども、嘆いてばかりは、それでは前に進まないんじゃないかなと。そういう関係も取り入れて行って、広めて行って、錦町だけじゃなく人吉球磨全体で持っていけたら、本当にいいんじゃないかなと思うし、そのときに泊まっていただく場所の一つにそういうところがあって、できればなというふうな思いで、議員一人の思いの質問ということで聞いていただきたいというふうに思っております。

長くしゃべりましたけれども、続きまして質問事項2といたしまして、過去の質問……。

○議長（荒川 孝一君） 吉田議員。質問の要旨の4の答弁とかはよろしいんですか。質問の要旨4、かぶさりについて、この答弁は求めなくてよろしいんですか。

○議員（5番 吉田 眞二君） 先ほど私がですね、こうちょっと飛ばしたもんですから、担当課に聞いたらいいうことだったもんですから。

○議長（荒川 孝一君） どうしますか、求めますか。

○議員（5番 吉田 眞二君） よろしいですか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） まず、町道新立山下線におけます倒木事故につきましては、10月29日の日曜日に発生しておりまして、走行中の自動車を巻き込む事故となっております。被害に遭われた方については、幸いにして死亡事故に至らず安堵しているところです。

また、現在も通行止めとなっております、地域住民の方々をはじめ、町民の皆様、それから当該道路御利用の皆様には大変御不便をおかけしております。

今回の事故を受けまして、質問に言われますように危険など言いますか、倒木の恐れのある箇所というのがたくさんあります。今回危険性のある路線を洗い出しまして、対象となる所有者に対して伐採の依頼をしなければならないというふうに考えております。

その調査についても、しばらく期間がかかりますので、来年度ぐらいになるかもしれませんが、調査を実施し

まして、対象者の方には伐採の依頼を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。申し訳ありませんでした。本当に私の不注意でこういうことになってしまいました。

今言われたように、先ほどの写真の中にもありましたように、4.5メートルと2.5メートルと、本当にこれに当てはめたら、大部分の地区が違法とは言いませんけれども、ちょっと危険性があるんじゃないかなというふうに思っております。写真までつけていただいて大変ありがたいんですけども、本当にこういうところが一日もなくなるように、できるならば地域住民の方の協力を頂いて、少しでも撤去できるような感じに持っていったらなというふうな思いでおるわけでございます。

それでは、質問事項2の過去の質問からに入らせていただきます。

要旨1、木上高原地区の茶園横の防風林の落葉による異物混入対策、その後についてということでお尋ねいたします。

これは令和4年12月、1年前なんですけども、やはり質問をしておりますけども、これ非常にどうにかならないのかなという意見を聞きますので、よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

当該場所は相良村有地になるということで、前回御質問いただいた際にも相良村へ連絡し、何らか手当てができないか相談したところですが、やはり防風保安林ということで根元からの伐採は不可能ということでした。

相良村では、防風林に係る相談はかなり前から件数も多いとのことでしたが、現在も相談があれば枝打ちの許可を出し、農業者に行っているとのことでした。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。相良村の議員さんとの話の中でなんですけども、「要望があれば切ることはできるかもしれませんが。その代わりに全部じゃないですよ。要望を聞いてこちらで調査をして、可能であれば切ることができるとのことだったです」というようなお話だったものですから、それを農家の方に言ったら拡大解釈されて、全部よかげなというふうになってきますので、そういうところは農家の方から要望があると思いますので、そういうときにここからここまでという要望があれば、相良村さんのほうにお願いしていただいて、できるだけお茶農家が異物混入にならないように対策を取っていただきたいというふうに思っております。

次に、要旨2、県道錦湯前線と町道工業団地線交差点内の段差と横断歩道設置について、県への要望その後について、これは令和4年3月にお尋ねをしている件ですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

私からは、質問議員言われます県道錦湯前線と町道工業団地線交差点内の段差についてお答えいたします。

令和2年度より熊本県へ舗装打ち替えの要望をしております、現地確認も行ってもらっております。令和6年度に向けた要望内容としましては、道路改良事業が9件、舗装打ち替えが7件、側溝整備が7件、外3事業25件の要望を行っております、熊本県が優先順位をつけて順次実施することになりますが、ほかの自治体からの要望もござ

いますので、すぐすぐの対応は困難かと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） 質問の要旨の後段の横断歩道新設については、所管が総務課になっておりますのでお答えいたします。

横断歩道新設につきましては、県公安委員会所管ということで、人吉警察署のほうに昨年横断歩道と、後は歩行者用信号機の増設設置について要望書のほうを提出しております。

その後、進捗状況につきましても、先月末も含めて何度か確認をしておりますけれども、調査中との回答を得ております。今後も引き続き進捗状況の確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 5番。ありがとうございます。県道錦湯前線、町道工業団地線の段差なんですけれども、これ昨年の座談会の折にも地域住民の方からの質問があって、聞かれるのは「あれからどぎゃんなっつと」というようなお話を聞くもんですから、今回質問させていただいたんですけれども、なかなか県道ということで要望をしてもなかなか県の方も人吉球磨全体を見るということで、色々な先行順位等もあろうかというのは十重に理解しているところなんですけれども、非常に見ていただいたら分かるように、タイヤ痕が残っておりますので、本当に事故がないのが不幸中の幸いかなというふうに思っておりますので、そここのところの継続した要望のほうをお願いしたいというふうに思っております。

それと、横断歩道の新設、本当に進捗で要望しているということなんですけれども、前回は昨年の3月にも言ったんですけれども、中学生がコの字に曲がっていかなきゃならないということで、本当に親御さん、或いは中学生から「まだできないんですか」というようなお話もお聞きするわけでございます。見ていておやっと思ったのが、一般の方はあれを乗り越えて走って通られているというのを目撃したこともあるんですけれども、本当に危ないなというように思っているわけでございます。

それで要望のほうですね、できる限りの要望をしていただいて、安全に、安心に通れるようお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今回も地域住民の方々からの御意見、御要望を頂いての一般質問でありました。国であったり、県の管理等の質問があったわけでございますけれども、お忙しい中に調査いただき、丁寧な答弁を頂いたことに感謝を申し上げ、来る年が皆様にとりましてよい年になることをお願いし、また災害がないようにお祈りいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時30分から開議します。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

10番、金山民幸議員の一般質問を許可します。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 皆様、こんにちは。10番議員の金山民幸です。議長の許可を頂きましたので、ただ今から令和5年第4回議会定例会一般質問を行います。

私は、今回、質問事項1、6月定例議会一般質問答弁後における状況について、質問事項2、財政運営について質問いたします。

後は質問席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） まず、質問事項1、6月定例議会一般質問答弁後における状況について。

質問要旨1、ふるさと錦寄附金に係る新たな返礼品開発と効果についてですが、答弁では4月以降、新たな返礼品を19品追加し、さらに委託会社と新商品開発に取り組んでいくというような答弁でございました。その後の状況と効果について企画観光課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品としましては、令和5年10月末現在で302種類の返礼品を掲載しております。返礼品につきましては常時更新を行っており、本年度に新たに掲載を行いました返礼品は同じく10月末現在で163で、その寄附額としましては6,867万6,000円となっております。

返礼品の開発につきましては、事業者が市場調査を行い、需要を把握した上でアイデアを出し、口コミ等の顧客情報を収集し商品の改善や変更を行うことが必要となりますが、本町としましては、このような事業者さんの取り組みを支援するため、ポータルサイトへの掲載費用や決済手数料、返礼品の送料等を負担するとともに、あらゆる媒体でプロモーションを実施してきたところです。

その結果、ふるさと納税に出品することに関してのコスト面におけるハードルが下がり、事業者さんの取組も活発になられたと考えております。

また、今年度より本町のふるさと納税業務委託事業者をサテライトオフィスに誘致できたことで、委託事業者の専門的ノウハウも受けやすい環境となりましたことから、新商品の開発に取り組まれる事業者を積極的に支援し、新たな特産品の開発に結びつけたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） ただ今詳しく説明いただきました。10月末現在で言われましたように、返礼品302商品を掲載し、常に更新をしながら進めるということですので、その中で本年度新たに掲載した返礼品は163商品で、寄附額は約6,800万円の効果があるということで、このことにつきましては分かりました。ありがとうございました。

次に、質問要旨2、町道松里線速度規制に係る協議結果についてですが、速度規制の公安委員会への要望については、区長や学校など関係機関と協議の場を設けるという答弁でしたが、その協議結果について総務課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まずは、学校・警察・行政の関係者で構成されます通学路交通安全推進会議が先日開催されまして、要対策箇所の上り下り状況や追加検討箇所について報告などなされております。

その中で、松里線については交差点や路側帯のカラー舗装化により安全対策が着実に実施をされていること、警察署からは30キロ規制と合わせて車止めを設置したり、狭い車道を設けるなど物理的措置を講じるゾーン30プラスの御紹介があり、こちら設定するには交通事故の発生状況や地域関係者からの要望など把握が必要とのことでした。

以上の対策状況などを踏まえまして、地元区長さんと意見交換を行いました。まず、松里線の交通量ですが、平日朝夕の一定の時間帯については特に通勤等車両が多く通行していると感じられており、運転者の大部分の人は子どもが通行していれば徐行するなど、安全に配慮した運転をされるが、やはり中には制限速度を超過した車両も見受けられるとのことでした。

速度抑制の方策として、「速度規制の方法もあるかもしれないが、現在の40キロ規制においても子どもたちの横を通行する際は、多くの人が制限速度以下で走行しているものの、一部の人は守らない人もおり効果はあまり期待できないものではないか」「松里線は生活道路でもあり、速度規制により通行が不便になる。道路の速度規制より警察署の取り締まりが効果的ではないか」「通勤者に対する速度抑制の協力を会社にお問い合わせはどうか」といった意見が出ました。

まずは、地元区長さん方からのこういった御意見を参考に、事業所への通勤者に対する安全運転協力依頼、警察署は取締りの実施やパトロールの強化をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ただ今町道松里線の速度規制に関わる協議等の結果につきましては、詳しく協議内容について説明を頂いたところです。

要約しますと、まずは地元区長等からの意見を参考に、今後事業所への安全運転の協力依頼と、警察へは取締りやパトロールの強化をお願いしていくということでしたが、私は質問時にも申し上げましたように、今日あの松里線の状況を見たときお願いをしたわけですので、今後におきましても町道松里線における交通や歩行者の安全確保については、実は町長も令和4年度の所信表明でも、「お年寄りや子ども、児童生徒の通学の安全確保については、関係機関と協議をして進める」ということも言うておられますので、今後につきましてもその線の現状を把握され、県公安委員会への速度規制要望を含めた対策をされるよう要望しておきます。

次に、質問事項2、財政運営について質問いたします。

この質問趣旨は、ふるさと錦寄附金がいかに貴重でありがたい寄附金であるかということをおもですが、町民の皆様方にも御理解いただければと思い、今質問をする次第です。

令和4年度の本町各会計の決算認定は、9月に認定の議決を終えているところです。一般会計につきましては、11月の広報紙により町民の皆様へ決算内容が報告されております。その中に、財政の硬直度を図る指標である経常収支比率や財政の健全性を図る実質公債比率や、将来負担比率がありますが、各指標から本町の財政は基準内に収まり健全性を確保しているものと判断されることです。

その前の10月には、県が令和4年度の県下45市町村の決算概要を新聞で発表しておりましたが、その中で経常収支率が県平均で88.3%となり、前年に比べて2.4ポイント上昇し、財政の硬直化が進んでいたという内容で、45市町村のうち39市町村が上昇し、1つの町が横ばい、残りの5市町村が低下しております。

本町は広報紙にもありましたように、県平均より8.9ポイント低い79.4%で、前年度本町比率より1.8ポイント低下し、低下した5市町村の一つになっており、しかも県内で低い方から3番目となっております。

この比率が高くなると、政策的経費に自由に使えるお金が少なくなり、また低くなりますと自由に使えるお金が増

えるということになると言われております。本町は過疎地域指定でなく、指定市町村より財政的に厳しい状況であると私は認識しておりましたが、この経常収支比率のみの状況を見ますと、令和4年度は政策的に使うお金に本町は余裕があったということが言われると思います。

そこで、質問要旨1、経常収支比率が県内で低位にある状況分析について、総務課長にお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

経常収支比率は、分子が経常経費のうち一般財源相当額、分母が経常的な一般財源収入と臨時財政対策債の合計となっており、これを%で示した値になります。

一般的には、この経常収支比率が高ければ人件費・扶助費・公債費等の義務的経費負担割合が多く、投資的な事業や積立金に回せる余裕がないことを示すとされており、低い方が財政面ではよいと言われております。

議員おっしゃいますように、県内自治体の令和4年度速報値平均が88.3%に対し、本町は79.4%であり、県内自治体の中では3番目に低い数値となっております。その要因としては、人件費と公債費が少ないことが挙げられます。

経常経費のうち最も大きな割合を占める経費は、多くの自治体で人件費になります。公表されている最新の確報値である令和3年度データでは、経常経費のうち人件費の占める割合は、熊本県内市町村平均26.0%に対し、本町の割合は18.3%と県内平均を7.7%下回っております。

次に、経常経費のうち2番目に大きい公債費の占める割合は、県内平均17.4%に対し、本町は10.7%と、こちらも県内平均を6.7%下回っております。

この要因は、熊本地震被災自治体では、災害復旧事業債等の元利償還据置き期間終了により、本格償還の期間に入った一方、本町は過疎地域から除外されており、過疎債の発行ができないことや、地方債を財源とする事業を抑制し、過度な投資とならないように努めてきたこと、本町における令和2年7月豪雨災害の元利償還が据置き期間中であることが挙げられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） ただ今説明いただきました本町経常収支比率が県内で低位にある状況分析につきましては、人件費及び公債費、つまり起債の償還額が県平均より大幅に下回っていることと、本町は過疎地域指定外であるので、地方債を財源とする、いわゆる過疎債を財源とする事業の抑制によるものであると説明ありましたが、私は低下の要因として令和4年度はふるさと納税寄附金が、錦寄附金が約4億3,600万円とあっておりましたので、その影響もあったのではないかと尋ねた次第です。

ただ、今説明を聞きますと、分析によりますと、その経常収支比率の低下の要因には、人件費、公債費についてはあまり効果はなかったということですが、直接にはですね。全体的には錦寄附金は影響がなかったという説明ですので、このことについては終わります。

次に、質問要旨2、経常収支比率低下要因について広報紙では、経費節減によるものとあります。何で下がったかという、経費節減で下がったんですよという報告がありますが、そのほかの要因についてありましたら総務課長お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

この低下要因につきましては、経常的な事務経費削減や人件費が減少した以外の他の要因として、ふるさと納税を原資としましたふるさと錦ゆかり基金を活用したことが挙げられると思います。

令和4年度におきましては、この基金から3億円取り崩し、子ども医療費助成事業、汚泥再生処理等に係る人吉球磨広域行政組合への負担金、新型コロナ以外の予防接種、子宝祝い金、小中学校のICT教育などに幅広く活用しております。

これらの毎年必要となる経常経費にも、ふるさと納税基金から充当することで一般財源を押し出す形となりまして、分子の一般財源所要額が減少して、経常収支比率低下の要因となったと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。前年度より比率した低下要因は、経常経費と人件費の削減のほか、ふるさと納税を原資としたふるさと錦ゆかり基金を3億円取り崩し、もろもろの子育て支援や予防接種、教育関係等に活用したことにより、充当一般財源が減少し比率低下の要因になったということでございます。

先ほど言いましたように、このことを見ますときに、このふるさと錦ゆかり基金、繰入金をしてありますが、本当に貴重な財源ということが分かるわけです。

次に、質問要旨3、余裕財源の充当政策的経緯についてですが、いわゆる先ほど言いましたように、経常収支比率の算定の計算の中でですが、余裕財源は経常収支比率から経常一般財源の20%強の約7億5,000万円が推計されますが、その7億5,000万円を充当された主な経費をお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらの約20%分、7億5,000万円相当分の財源をどのように活用しているかという御質問でございますが、まず投資的経費である道路橋梁をはじめとした公共施設のハード整備や災害復旧事業の決算額18億2,800万円のうち、国、県補助金や町債等の特定財源で措置できない町負担分や町単独の道路改良等に3億9,300万円、残りは減債基金及び財政調整基金への積立金4億2,000万円のうちの3億6,000万円などに活用しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 余裕金約7億5,000万円の充当経費につきましては、説明ありましたけれども重複しますが、道路等の普通建設事業の補助及び単独分野災害復旧事業の町負担分として約3億9,000万円、将来といいますか、後年度の財政運営に備えた減債基金及び財政調整基金積立金のうち、約3億5,000万円が充当されるということで、充当先の経費につきましては分かりました。

次に、質問要旨4、健全財政運営にはふるさと錦寄附金が私は不可欠と思いますが、直近のふるさと錦寄附金の状況と今後の確保方策についてですが、本町は過疎地域指定外で指定市町村より厳しい財政状況にあるということは先ほども述べましたが、町長は常に国、県に対して指定外小規模自治体の財政支援や各種事業の財政支援について要望活動され、住民サービスを低下させることなく、町民の理解と協力により本町財政の運営に努められておりますが、そのような中でふるさと錦寄附金は、財政運営に欠かすことのできない、先ほども何回も言いますが、貴重で本当にありがたい財源と思っているところです。

先ほどもありましたように、令和4年度はふるさと錦ゆかり基金から3億円繰り入れを行い、総合計画実施計画の実績等にもありますように、福祉、少子化対策、或いは農業や教育振興事業等の財源となっているところです。

9月の全員協議会において、皆様御承知のとおり、10月から国のふるさと納税制度が色々な事情により変更されることになり、町では主力返礼品であったお茶・伊右衛門が対象外になり、これまで寄附額の約45%を占めていた寄附額への影響が深刻な状況になることから、返礼品である牛肉やフルーツ等の強化と新たな返礼品開発に努めているという説明を受けたところであります。

そこで、直近のふるさと錦寄附金の状況と今後の確保方策について企画観光課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ふるさと錦寄附金、いわゆるふるさと納税の寄附額につきましては、直近ということで昨年度、令和4年の4月から10月までの受入れが1億8,651万6,000円、今年度5年の4月から10月末までの寄附額が3億265万1,000円ということで、4月から10月の比較でいきますと、本年度が1億1,613万5,000円前年度を上回ったところです。

しかしながら、本年の5年の10月一月分の寄附額は370万1,000円となっており、前年同月比で12.8%の受入れとなっております。これは、今年10月1日の制度改革によります実質的な返礼品の値上げに寄附者の方が敏感に反応された結果、令和5年9月の一月で1億4,784万3,000円、こちらが昨年12月並みの寄附額を受け入れ、前年同月比でいきますと、64.9%となった結果によるもので、担当課としましても非常に危機感を持っているところです。

現在の主な取組としましては、ポータルサイトの画像や紹介文の見直しを行い、魅力化を図っているほか、広告運用の面につきましては、ふるさと納税業務委託事業者の専門チームによります全面的なバックアップ体制が構築されており、逐次市場の動向を監視し、費用対効果を最大化する取組を進めているところです。

今後の方針といたしましては、町全体の魅力発信に努めることが重要と考えており、返礼品の特徴や生産者のこだわりを伝えたり、観光事業等と連携しつつ、本町を心の底から応援したいと思ってもらえるような取組を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。直近のふるさと錦寄附金の状況と今後の確保方策について答弁ありましたが、言われますように、10月末現在における寄附金の状況は約3億200万円で、前年同月を約1億1,600万円上回りということで、ありがたいことと思っておりますが、ただ10月分のみ限っては、別に新聞報道等でもあっておりますように、制度変更による返礼品の値上げを見込んだ寄附者が駆け込み対応した結果だろうというふうに思いますが、前年同月の12.8%の約370万円と大幅に減少し、危機感を持っているということですが、今後どのような状況になるか予測がつかない状況ではありますが、本町財政運営には欠かすことのできない、何回も言いますが財源ですので、引き続き地域間の競争もあり、ふるさと錦寄附金確保については大変な御苦労があるとは思いますが、これまでの伊右衛門の実績を補完するためには、町はもちろん返礼品提供者をはじめ、仲介業者等の連携を図られ取組を進めていただきたいと思っております。

それから、ここで一つ通告書に書いておりませんでしたけれども、小さいことといいますが、その案が浮かびましたので、ちょっと申し述べさせていただきますが、1点返礼品の開発についてですが、さきのふるさと祭りの会場でのことですが、御承知とは思いますが、町内で私はツノムシと言っておりますが、それぞれ地域で呼び方が違うようですが、外国のツノムシを幼虫から成虫まで育てられ、通販等により事業展開をされている町内の方がおられます。

私、ちょっと調べましたところ、やっぱり世の中には同じような人がおるんだなと思いましたが、全国で少しですけど5団体、5自治体がそのことを実施しておりましたので、返礼品として取り扱うことができないものか、これは検討を要望しておきます。

次に、質問要旨5、私はいただくことばかり収集しておるようでございますが、質問要旨5として、ふるさと納税制度により本町の町民税収への影響について、税務課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田税務課長。

○税務課長（箕田 俊哉君） ただ今の質問についてお答えいたします。

町内在住者のふるさと納税については年々増加しています。令和5年度町民税課税においては、ふるさと納税による影響額としては町民税分で約360万円が減少しております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。分かりました。本町の場合は、なるだけ出さんほうがと言いますとなんですけども、360万円の影響があっているということで初めて分かりました。ありがとうございました。

次に、質問要旨6として、ふるさと錦寄附金及び行財政改革推進を図るためのプロジェクトチーム設置についてですが、御承知のとおり財政運営の原則は最小の経費で最大の効果を上げることにはありますが、また財源の確保も重要なことであります。

日々町長をはじめ執行部におかれての努力につきましては、十分理解しているところであり、我々も同じ方向性を持って議会活動に務めなければならないと認識しているところであります。

そこで、さきに役場の若手職員による海軍航空基地資料館への来館者増へ向けてプロジェクトが発足しという記事を見たところです。ということで、ふるさと錦寄附金及び行財政改革推進により財源確保を図るためのプロジェクトチーム設置を要望するわけですが、このことについて総務課長にお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今のふるさと錦寄附額及び行財政改革推進を図るためのプロジェクトチームの設置についてということでお答えいたします。

まず、ふるさと納税の事業推進につきましては、既に担当課と町の誘致企業であるレッドホースが連携を強化し、事業を進めているところでございます。

行財政改革推進につきましても、まず行財政改革大綱の策定過程におきまして、各課長、係長を中心として全体の意見を集約する形で素案を策定しております。また、その効果測定プロセスにおきましても、各課での見直し、改善する仕組み、いわゆるPDCAサイクルを活用しており、職員の総力によって計画作成・実行が進められております。

さらに、行財政改革委員会からの答申、監査委員さんからの御意見等を勘案しながら推進をしているところです。また、必要に応じて旧就業センターの活用、大王原仮設住宅の利活用など、具体的な課題に対するプロジェクトチームを設け、財政に対する影響や期待される効果などを調査検討しております。

この具体的課題プロジェクトが効率的であることから、行財政改革推進プロジェクトの設置については、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。私はふるさと納税寄附金とか、そういった財源確保をまだまだ進めてほし

いという観点から質問した、要望したわけですが、先ほど説明ありましたように、ふるさと納税に関しては担当課と業務委託業者との連携強化による事業や、職員の皆様の総力により行財政改革の推進等を行っているという状況でありましたので、今のところまた新たにプロジェクトチーム設置は考えていないということで分かりました。

それから、最後にですが、駆け足で来ましたので時間があるわけですが、最後にですが町長にお尋ねします。

先ほど来述べましたように、本町の財政運営は財政の健全性を図る各指標から健全性を確保しているところですが、財政の膠着化を図る経常収支の比率のみを見れば、令和4年度の本町財政は余裕があるように見えますが、当該年度のみの実質的な収支、令和4年度の収入支出の実質的な収支から見れば、いわゆる実質単年度収支は約5,000万円の赤字になっておることから、厳しい状況に変わりはないということが言われると思います。

財政運営の健全に向けた自主財源の確保と経費の縮減が必要かと考えます。そのような中で、目前の対策としましては、たびたび申し上げておりますが、ふるさと錦寄附金の確保が最たるものであると考えます。

これまで町長の財政運営についてのお考えは伺っておりますが、改めてふるさと錦寄附金確保についての町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

最初の質問の中で本年度、それから昨年度からですけれども、ふるさとの納税の寄附金が増えたということにつきましては、レッドホースを担当も言いましたように、錦町のサテライトに誘致しておりますので、その関係が強化されてうまい具合に行っているのかなというのも一因があるんじゃないかなと思っております。

それから、2番目のその松里線の話でございますけれども、今回一つ私が心配しますのは、JAのスタンドから馬場自転車に向かってきます、俗にそれ南北線になりますかね、あそこの今度改修工事を計画しております、既に家屋の撤去をしております。

今後、スタンドまで幅広く歩道をつけていきますので、その影響でいわゆる車の流れ、交通量の流れがどう動くのかなと思っております。状況次第では、先ほど言いますように速度規制もやっぱりちゃんとしていかなければならない点があるのかなと思っておりますので、その点につきましては、今後の状況を見させていただきたいと思っております。

御質問のその財政のお話でございます。実は先ほど経常収支比率を争点にした考え方でございますけれども、私が町長になりましたのは平成19年でございました。前年の平成18年度の決算が、経常収支比率は100.3%でした。起債残高が65億円からありました。そして、その財政調整基金もたしか1億8,000万円程度しかなかったと。

平成19年度の予算を組むときに、ほとんど金も通常経費に使ってしまって、あと残るのは3,500万円しかありませんでした。その当時からです、これじゃやっていけんなどいつも思っております、皆さん方にはすみませんけれども、なかなか要望に対して私はできるだけ担当にも首を縦に振るなどというようなことをやってきました、その後4年を過ぎまして一区切りしましてから、経常収支比率も少しく98%とか80代の後半とかになって、財調も2億円、3億円ほど積み増しができて、今回御存じのように77、8だったかな、経常収支、それから財調も全体で37億円まで積み増しております。

ただ、起債残高も増えておまして、57億円程度でしたかね、増えてきておりますので、私はその収支比率のみを考えてみますと、それは余裕があるかなと思いますけれども、やはり私は財政担当には、高齢化が進みながら人が減っていく、この影響は我々みたいな小さな田舎、これが一番早くそして強い影響があると担当には言っております。

て、だからこそ将来を見据えたその金の動かし方、これを絶対にせろと、しなさいという指示を予算編成の段階でも、常日頃から言っております。

やはり今後のその財政を考えたときに、本当に私は世界の流れ、日本の経済の流れを見ますと、絶対油断はできないと思っております。そういう観点から、やはりしっかりとした運営をしていく。

その中には、今質問議員おっしゃったふるさと納税、皆さんからいただきながら、それを上手に運営していく、次の時代にプールしていくというのは絶対必要かなと思って、ただこれも先ほど質問議員おっしゃいましたように、今年の10月から見直しがあつて、なかなか本町においては厳しい状況かなと思っています。

昨年度が4億2,000万円ほど程度のふるさと納税の寄附金を頂きましたけれども、今回はその中の一番寄附金が多かったいわゆるお茶関係、これがもう駄目になったということが、これだけで1億5,000万円ほどありましたので、場合によっては本年度のふるさと納税は2億から2億5,000万円程度になるんじゃないかなと、そのくらいの危機感を持っております。そのくらい考えていかないと次にできないということを思っております。

ここはしっかりと財政運営を本当に辛抱しながら、職員も一生懸命頑張って知恵を出してくれておりますので、どうかそれを乗り切っていかなければならないと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ただ今町長から今後の財政将来の見込み、それからそれについての考え方についてお話を伺ったところです。

併せまして、ふるさと納税のことについて説明、考えをお聞きしました。これはどこがする、どこがしないじゃなくて、町一体となって取り組むべき問題だろうと私が言わんでも一緒ですけども、そういう考えでおります。

どうか大変担当はプロと言えばプロですけども、みんなで頑張っていくような、そういった情勢も必要かなという気がしたもんですから、今回このような、なかなか財政を1時間、2時間で話そうと思うこと自体、私が大変皆さんに対して失礼なんですから、あえて自分が今分かっているだけの知識等で現状についてお尋ねしたところでございます。十分聞いた範囲内では分かりました。

今後におきましても、財政運営については大変御苦労がつきものだと思いますが、町長をはじめ執行部の先ほど言いましたように、議員我々も一緒ですけども、推進されることを要望を申し上げまして私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山民幸議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 石松議員にお伺いします。予定より15分ほど早く始まりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩します。休憩後は午後3時25分から開議します。

午後3時15分休憩

午後3時25分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き会議します。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中に傍聴に足を運んでいただき、心より感謝申し上げます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様に心より感謝申し上げます。

最近、農業委員を長く務めていたこともあり、地域の人や知人から「もう田んぼは作りきらんけん、田んぼを作ってくれる人はいないだろうか」とか、「もうほったらかすしかないかな」と言って相談されることが多くなりました。

高齢化が進み、今まで耕作してもらっていた人も「農業機械が故障したし、田んぼを作っても赤字だし、稲作を続けるのは難しくなってきたから作り切らん」と言われるそうです。売りたいくても売れなくて、1枚また1枚と耕作放棄地が増えているのが現状でございます。

世界で紛争が絶えない中、唯一自給できる米が窮地に陥っております。米で育ち、米を作って生活してきた私にとって、田が荒れていくのは言いようがない気持ちになります。

全国では、河川の治水事業や宅地造成などで2023年の耕地面積は429万7,000ヘクタール、前年より2万8,000ヘクタール、0.6%減少しているそうです。九州では4,800ヘクタール、0.9%が減っているそうです。そのような中、錦町でも国による遊水地の整備計画が上がっております。錦町の農地、水田の約18%、それも優良農地であります。農地を守り集落地域を守らなければ、食糧安全保障の基本はできません。つまり食糧危機になります。

今、農業委員会では、人・農地プランから将来の農地利用の姿をどう進めるか、将来にかけて守りたい農地を地域のみinnで考えていく地域計画策定に向け頑張っておられます。錦町の基幹産業の農業を守るためにも、遊水地の問題も地域住民のみinnで考えていかなければならない問題だと思っております。

今回の一般質問通告書には、農林・地域・福祉に関わる4項目を掲げております。

事項1、過去の質問より3点、その後の対応と進捗状況はというところで、1点目、錦南部農免道路及び町道の管理について、事項2、球磨村大王原公園仮設団地について、事項3、畑地化支援について、事項4、不登校の支援について質問をさせていただきます。

まず、登壇席より1項目めを質疑し、ほかは質問席より順次質疑させていただきます。

事項1、錦南部農免道路の道路及び町道の管理について。

錦南部農免道路の進捗状況についてお尋ねをいたします。錦南部地区の農道整備事業が平成7年から始まり、最初の計画では5年ぐらいでふるさと農道を含む9,297メートルが完成・貫通すると見込まれておりましたが、27年たった今も開通しておりません。私の家がふるさと農道の横にあります。人吉、宮崎、鹿児島に行くアクセス道路として非常に車の交通量も多く、早く開通すれば利用価値もあり、地域の活性化につながると思っております。

前回の一般質問の答弁の中で、「事業完了年度は令和5年」と答弁されておりますが、県の事業ではありますが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

錦南部五期地区における進捗状況につきましては、延長2,750メートルに対しまして舗装工44.7%、路床工99.3%、事業費90%の進捗となっております。令和5年度におきまして舗装工406メートルを計画されており、本年度において完了予定でしたが、用地交渉の難航により令和6年度完了予定と伺っております。

用地につきましては、現在法的手続による取得のための調停手続に入られたと伺っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。県の事業でありますので、なかなか大変かと思いますが、町民の皆様方が「いつになったら通れるだろうかな」といつも言われておりますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

また、今答弁の中で令和6年開通予定と言われましたけれども、当初より大幅に遅れておりますので、県に強く要望をしていただきまして、一日も早い開通を願っているところであります。

次に、南部農免道路の管理についてお尋ねをいたします。

前回は質問しておりますが、人吉市の上田代の起点から錦町一武横山の終点の中で、完了しております6,517メートルにつきましては、人吉市もですけれども、錦町もシルバー人材センターなどで除草作業など委託をさせていただいておりますし、今回は側溝についても業者に委託をされて、土砂なども上げて管理をさせていただいておりますが、まだまだ大きな木が茂って見通しが悪いところもありますし、中央線の白線が消えて、本当に分からないところが多くなってきております。

先ほど5番議員も、木が茂って見通しが悪くて危ないところがあると言われたように、非常に多くなってきておりますので、今後の適切な管理をどのようにしていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

既に供用が開始されている部分につきましては、町の管理となり農林振興課、地域整備課で対応しており、予算の範囲内で除草の委託を行ったり、職員で作業したりしておりますが、こまめな対応ができていないのが現状であります。

今後につきましては、当初の段階で十分な予算を確保の上、対処していくとともに、県から譲与を受ける前に、県において維持管理の軽減に向けた対応を取っていただくよう要望してまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。令和6年開通予定であるというふうに答弁を頂きましたが、開通する前に県にも維持管理の予算を少しでも要望していただきまして、管理費の軽減に向けて対応していただければと思っているところであります。

次に、町道に関わる所有者不明や管理不能な民地の対応についてお尋ねをいたします。

先ほども5番議員が言われましたが、10月に町道で民地からの倒木により車両事故が発生しております。聞いておりますが、これは所有者だけの負担だけではなく、町にも道路管理者の責任としてついてくるかと思いますが、今は土地を相続しても相続登記は任意でございますので、なかなかその価値がないところはされないというのがあると思いますので、所有者の所在が分からないということが、私も農業委員をしていたときに多くありました。

所有者不明の民地や高齢者による管理ができない民地が原因で災害が起こるケースが増えてくると考えますが、どのように対応していかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

まず、町としては町道に隣接します山林等の管理については、基本的に所有者の管理というふうに思っております。町有地であれば、町のほうで予算化いたしまして伐採することになりますけれども、民有地であれば緊急の場合を除

きまして所有者を調査しまして、伐採の依頼をすることになります。

しかしながら、所有者不明、例えば相続登記がなされていない山林などの場合は、相続人の調査を行ってその代表者の方と連絡を取って、伐採の交渉をするなどの対応をすることになるかと思えます。もし相続人が不明の場合は、町で伐採するなどの対応をするしか方法はないと思われま。

また、高齢化などの理由で管理不能な民地の場合は、緊急を要するのであれば、ただ今モニターにありますように、建築限界と言われております道路敷内の車道の場合は路面上4.5メートル、歩道の場合は2.5メートルの範囲のみ伐採することになりますが、建築限界の範囲外に倒木の恐れがある樹木がある場合などには、5条森林と言われてます都道府県知事が立てる地域森林計画の対象森林であれば、森林譲与税の活用も考えられます。

しかしながら、基本的に所有者の責任で伐採する必要がありますことから、自分で伐採ができない、手配もできない場合は、町から業者を紹介したり、或いは支障木伐採補助金の活用を進めるなど、できる限り所有者本人で伐採いただくよう対応することになるかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。今言われたように、所有者が管理をしなければならぬとは私も思っておりますけれども、所有者不明の農地が増えておりますので、これは町で対応というのはなかなか難しくはなると思えます。

今相続登記をしなければならぬという義務化を、来年の4月にはされるようでございますので、できればそういうのを3年以内にしないと10万円の罰金をしなければならぬと言われておりますので、そういう周知を皆さん方にしながら、なるだけ相続をしたら登記をされるように、所有者の不明が少しでも減るような対策も考えていかなければならぬんじゃないかなと考えております。

次に、事項2といたしまして、球磨村大王原公園仮設団地のその後についてお尋ねいたします。

令和2年7月4日の豪雨災害によりまして、人吉球磨などの県内地域では甚大な被害が大きく、多くの方が仮設住宅等で不自由な暮らしを余儀なくされました。

被災から3年5ヶ月が過ぎ、被災者の皆様方の生活再建も済み、災害公営住宅など恒久的な住まいもできておりますので、そこに球磨村の大王原の皆さん方も移設が進んでいるようでございますが、前回一般質問の中で、この大王原に建てられた住宅は耐用年数も一般住宅と同様でありますので、県でも木造住宅に関しては役目が終わった後は、無償譲渡で払い下げてもらえるということを知りましたので、払い下げてもらって活用することはできないかとお尋ねをいたしましたところ、時期も1年半ぐらいでございましたので、時期尚早という答弁でございましたけれども、今の現在の状況と今後の方針についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

球磨村大王原公園仮設団地は、敷地面積が1万4,700平米、住宅等が23棟、戸数は88戸で集会所が2棟ございます。

11月末時点で6世帯の方が入居されており、令和6年3月末までには球磨村の災害公営住宅への入居を予定されております。仮設団地の今後の利活用については、全て譲渡を受けるのか、一部譲渡か、また譲渡を全く受けないのか、国、県のアドバイスを頂きながら、また職員で組織するプロジェクトチームを立ち上げて検討をしております。

仮設団地ではありますが、住宅構造が簡易的なものではなく頑丈な造りですので、譲渡を受けて町有住宅として整備したいと考えております。

次に、譲り受ける戸数ですが、敷地面積が1万4,700平米あることから、全て譲渡を受けるとなると開発行為に該当し、敷地の排水処理などの計画や調整池の整備が必要になるとの指摘を県のほうから受けました。また、周辺に民間アパートが多く建設されていることも含めまして、諸般の事情を総合的に勘案しまして、西側の集会所1棟と住宅の8棟28戸、こちらを除きました敷地面積9,000平米、15棟60戸、集会所1棟を譲り受けて整備する方向で考えております。

住宅の改修につきましては、必要最小限に抑えながら安全性の向上やプライバシー保護対策のための改修工事を行います。併せて外構工事として、出入口の新設、敷地内舗装の打ち替え、排水口設置、駐車場整備等を計画しているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。非常に詳しい答弁を頂きました。15棟60戸ということで、これを譲り受けて整備をする方法で考えているということですが、私は今後の活用の1つの提案をさせていただきたいなと思っております。

今企業や農業分野でも色々な分野で、人手不足となっております。そういう中で、今農業分野でも外国人の技能実習生、来年になるとこの技能実習生というのはなくなるそうなのですが、今非常に外人の雇用拡大が進んでおります。これ住宅の問題が1つのネックとなっていることを聞いておりますので、町営住宅並みの家賃で支援をしていただきますと、農家や企業などの負担が減るのではないかなと思っておりますので、そういう活用もしていただければと思っております。

また、先日、厚生文教経済常任委員会の研修で、宇城市不知火の美術館と図書館を視察研修してきましたけれども、そのときに横にこどもセンターというのを建てられておりました。そこが1日2,000人から2,500人が活用されておりましたけれども、これが復興住宅を移設改築して建てられたと説明を受けました。

すばらしい施設に生まれ変わっておりましたので、そのような多目的な取組を進めたらと考えますが、町としての対応はどのような利用を考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） お答えいたします。

譲り受けた後は、町としましてはまず町有の住宅として活用したいというふうを考えております。用途といたしましては、町営住宅の補完的な利用でありますとか、町内企業の従業員の方向けの社宅的な活用、移住・定住のための施設や被災者をはじめとした一時入居のための住宅など想定して検討をしているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。非常に前向きな答弁を頂きました。どうぞよろしく願いいたします。

本当にいろんなアイデアを生かして活用していただければいいんじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、事項3といたしまして、畑地化支援についてお尋ねいたします。

このことについては、前回は質問をしております。水田活用直接支払い交付金の見直しにより、国は畦畔や用水路を有しない農地及び今後5年間一度も水張りをしない農地は、交付金の対象から外すという方針が出されました。

また、転換作物が固定している水田は畑地化を促すとされました。前回、見直しについて錦町の見解はということでお尋ねをいたしましたところ、水稻と畑作の輪作ができる場合はブロックローテーションですと。

また、畑地化した農地については、令和5年度までの時限処置ではありますが、反当たり17万5,000円の畑地化促進事業も選択の筋の一つではないかという答弁を頂いておりますが、畑地化の申請状況についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） 畑地化の申請状況についてお答えいたします。

令和5年度において申請者数45名、面積は45.9ヘクタールになります。面積の内訳は、野菜等の高収益作物が4.57ヘクタール、飼料作物とその他の作物が41.33ヘクタールとなっております。配分予定額は7,540万円となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。今答弁の中で、申請者数が45名、面積が45.9ヘクタールということですが、前答弁を頂いたときには、畑地化した農地が183ヘクタールあるという答弁を頂いておりますけれども、この畑地化を支援したらということで私も勧めてみましたところ、畑地化支援ができなかったと言われる方もおられます。一般転作でしてくださいということだったということですが、この一般転作というのはいつまで考えておられるのか。

また、新聞などを見ておきますと、当初予算が不足23年度補正予算で確保するとあるが、令和6年以降の支援単価など現状を、国の現状でございますが、それを把握されているのか、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

畑地化支援につきましては、国の予算を上回る申請が全国であったため、配分が保留されておりましたが、国の補正予算が成立したことにより、対象者には今年度中に配分される予定となっております。

また、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策では、畑作物の本格化対策として今後も畑地化は推進されることと思います。最新の情報で令和6年度では、これまで反当たり17万5,000円だった単価が14万円と報道されておりますが、畑地化推進のためには単価を上げるべきとの声もあり、まだ流動的となっております。全ての対象者の意向調査を行い、今後も進めてまいります。

また、一般転作につきましても、令和8年度までの水張り5年ルールの猶予期間を考慮しながら、個々の実情に応じて柔軟に取り組むことができるよう行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。この畑地化支援についても、今答弁の中で説明されたように、本当に国の事業もころころ変わっております。

10万円にしたり14万円にしたりということで変わってきておりますけれども、令和6年以降の支援単価というのは、基本単価を示しながら毎年予算編成過程において検討するというを言われておりますので、錦町としては

この畑地化支援事業をどのように進められるのか、私としては少しでも早く進めたいんじゃないかなと思いますけれども、町としてはどういう考えでされているのかお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、単価の見直し等の話も出ているようですが、来年度も制度は引き続き実施される予定ですので、例年のスケジュールでいきますと2月くらいから要望調査を行うことになろうかと思えます。引き続き水田の水張り5年ルール等の国の方針の周知を行い、農業者へ不利益がないよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。今答弁の中で、農家の不利にならないように進めるということでございますので、どうぞ的確な申請ができますようによろしくお願いいたして、次の質問に入ります。

事項4といたしまして、不登校の支援についてお尋ねをいたします。

質問の前に、我が家の日常を少しだけ話をさせていただきます。

我が家は8人家族であります。私たち夫婦と息子たち夫婦、そして孫が6年生、3年生、1年生、そして5歳の子どもがおります。8人で住んでおります。もう毎日学校に行くときには、学校があるときには、「早よ起きらんか」ということで私が起こします。

早よ起きらんば学校に遅れるたいというふうには、早よ御飯食べんば、早よ歯磨きしたねって言いながら、水筒は詰めたかい、ハンカチは入れたね、帽子はかぶったねというふうに言いますけれども、私の声が聞こえるか聞こえないか分かりませんが、バタバタと「学校に行ってきます」というふうに行っていきます。

そして、夕方になりますとそれぞれに学校から帰ってきます。学校から帰ってくる子、塾から帰ってくる子、そして保育所から帰ってくる子、そういう子どもたちにはお帰ると言いながらおやつをやって、宿題はしたね、はいご飯ば食べんばねと、ゲームばっかしとらず早よ風呂入らんねと言いながらやっておりますけれども、その中でやはり親に学校のこと、友達のこと、そしてその学校であったことなどを楽しそうに言う子どもたちの声を聞きながら、私も本当に孫に元気をもらいながら頑張っているところであります。

今回の不登校の支援については、2番議員の質問と重複しているところもありますが、私の視点で質問をさせていただきます。

今回不登校について質問をしなければと思ったのは、あるお母さんから「子どもがどうしても学校に行けない、錦町にフリースクールはできないのですか」ということを聞かれました。また、あるおばあさんからは、「よの子が、仕事をしていると隣の道を笑いながら通って行く。うちの孫はただいまって学校から帰ってくることもあるのだろうか」というふうに言われたときに、私は本当に学校に行くのが当たり前、もう本当に親から早よ学校行かんかって言われて、でも学校に行くまという日はなかったように感じております。

そういう私がこう冷静に本当に孫がそういうなったときに対応ができるだろうかと思ったときに、これはやはり子どもたちが楽しいと言える環境づくりというのをつくっていかねばならない。また、社会で生きていく力を育むためにも、学ぶ環境というのは大切ではないだろうかと思いましたので、今回錦町の現状と取組についてお尋ねをするところであります。

文部科学省の発表によりますと、不登校の児童生徒は年々増加しており、全国の国公私立小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は、10年連続の増加となり、29万9,048人、熊本県で5,358人と過去最多を更新

したと発表されております。

傾向といたしまして、少しずつ増加していたところに新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、学校が休業となった期間に不登校気味だった生徒が不登校になるなど、コロナ禍が不登校の原因の要因になったと言われていると聞いております。

周りの市町村に友達を通じながら聞いてみますと、不登校の児童生徒の数は増加していると聞いておりますが、錦町における小中学校での不登校の児童生徒の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

錦町の不登校の現状ということで、昨日の2番議員の答弁と重複する部分もありますが、本町においては10月末現在で西小学校5人、一武小学校6人、木上小学校1人、錦中学校3人の合計15人となっています。

15人のうち、13人は学校と保護者、関係機関である県のソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、療育等の福祉関係者や診療内科等の医療関係者で行う会議等において、一人一人に合った対応策を決定し情報を共有しながら学校に登校できるような取組を行っています。

しかし、2人だけは保護者の理解が得られないため、対策会議ができないことから学校独自での登校への呼びかけなどを行っている状況です。

また、学校へ登校はできても、自分の教室に入れない児童生徒も若干名おり、教室の雰囲気や声、音などの騒がしさが苦手な子どもたちが教室を避ける傾向にあり、その児童生徒は保健室や相談室などの別室にて勉強をしており、養護教師や相談員などが見守りながら学校での生活を送れるよう努めているところ です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。この現状を踏まえて、教育長にお尋ねをいたします。

教育長は教育長になられたときに、「学ぶ環境を整える。子どもたちは人としっかりとつながり社会で生きていく力を育ててほしい。まずは学校と地域で連携し、地域で学べる環境を整えたい」と言われております。家族を含め本当に苦しんで悩んでおられる状況が伺えます。不登校を放置すると、子どもたちの教育や進学、そして就職の機会を失うこととなります。

1点目、不登校の実態をどのように捉えておられるのか。2点目、不登校の原因の把握と解消に向けた取組はどのようにされておられるのか。3点目、今全生徒にタブレットは持っておられますが、このリモートでの学習は考えられないのか、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

質問議員御指摘のとおり、令和2年のコロナ禍から全国的に非常に不登校の子どもたちは増えております。令和2年度の段階では、文科省全国の調査では20万人届かなかったぐらいの数字だったと思いますが、この2年間で令和4年度に30万人近くということで、2年間で10万人増えたという実態です。

人吉球磨管内におきましても、令和2年度までは大体80人ぐらいの不登校の児童生徒だったわけですが、それがちょっと確認したら令和3年度が139人、令和4年度は166人、つまり2年間で倍増しております。令和5年度、本年度は10月末現在で157人ということで、昨年度の数字に並ぼうとしています。恐らく本年度は

200人を超えていくような数字になるのではないかなと思っております。

コロナ禍の影響というのは確かにあります。学校を休むことに関してのハードルが低くなったというのももちろんありますし、昨日2番議員のお話にあったように、核家族化や、それから家庭での過ごし方の変化、オンラインゲーム等も非常に夜遅くまでというようなところで、実際そういうことが要因で不登校につながるケースも多分に見聞きしているところです。

そういうような状況にあつて、錦町においては先ほど言いましたけれども、コロナ禍以降に特に多く増えたという状況ではありません。そういう中で、課長の答弁にもありましたとおり、不登校の状況にある子どもたち一人一人に関係機関、各学校を中心に対策を考えながら、外部機関との連携を密に図りまして改善と、それから未然防止というところに特に力を入れながら取り組んでいただいているところです。

子どもたちの育ちの環境が多様化していく中にありますので、そういう中で昨日も答弁しましたが、最終的にどのような力をつけていくか、最終的な学力保障、自立していく力をどうやってつけるかということを学校とともに今考えているところです。

子ども一人一人によって状況は違いますので、それに合った学校だけでできる取り組みというものも確かに限られている部分もありますし、どうすることが一番現時点で有効なのかというようなことを、対策会議等で練りながら、連絡し合いながら共に考えているところです。

それから、3点目については課長のほうにお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） それでは、質問要旨の2番目の原因の把握と解消に向けた取組、それからタブレットリモート学習等についてどのように考えておられるかについてお答えいたします。

まず、不登校児童生徒の原因の把握につきましては、学校と保護者の連携が欠かせませんので、まずは保護者との面談や悩み相談を聞き、児童生徒が抱える課題を共通認識することに努めています。

文部科学省が発表した令和4年度の不登校の要因調査では、一番多いのが無気力・不安等、2番目が生活リズムの乱れ・遊びなど、先ほど教育長が申し上げたオンラインゲームやパソコン等を使ったゲーム等への没頭というのがあるかと思います。この2つで約75%を占めています。本町の場合も同様な状況です。

また、コロナ感染症拡大以降は、学校を休むことへの抵抗が薄れてきていることも一つの要因と感じているところです。

次に、解消に向けた取組についてですけれども、学校と保護者だけでは原因の把握が十分でない場合は、児童生徒一人一人に対して対策会議を開催し、その中で県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、療育等の福祉関係者や診療内科等の医療関係者を招き、個別課題に対する対処方法や今後の取り組み方を段階的に協議検討することとしております。

場合によっては、医療機関の受診を勧めたり、療育施設への見学や体験入所などの措置をお願いすることもございます。

関係機関との協議においては、まず第一に家を出ること、学校が理想ではありますが、学校以外でも構わないので家から離れた場所に足が向くような取組を行うことが大事であると話されますので、そのためにも福祉・医療機関との連携、理解と協力が不可欠となっているというのが現状です。

それから、3番目のタブレットリモート学習についてですけれども、希望がある御家庭にはタブレットを配布して、タブレットによる学習機会の提供を行うこととし、既に1件の家庭においては取り組んでいただいております。

教師がデータをタブレットの中に入力したものを児童生徒が家庭で学習課題として取り組むというような方法を既に取り入れております。

一方、リモートでの学習機会の創設に関しては、現段階では実施しておりませんが、インターネット環境が整った御家庭であれば実施も可能ですし、各学校にもカメラ等の設備一式等もそろえておりますので、今後学校と協議して取り組んでいけたらというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。本当に子どもたちのために、本当に一生懸命頑張っていただいておりますことは、本当に厚く御礼を申し上げます。

今3点について答弁を頂きました。不登校の児童生徒と保護者が孤立することがないように、本当に相談体制を強化しながら子どもたちの学ぶ環境は是非整えていただきたいと思います。

また、私も先ほど教育長も言われました、課長も言われましたとおり、原因は必ずしも1つとは限らないと思います。複雑ではないかなと思っておりますので、しかし初期対応というのが私は必要じゃないかなと思っております。不登校にならないよう家庭との連携も必要になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、フリースクールの取組についてお尋ねをいたします。

ある施設の理事長さんに話を伺いに行きました。その方は「いじめや色々な理由で保護者も学校に無理して行かなくてもよいと考えるのであれば、その先にしっかりと居場所をつくることも一つの支援ではないか。本人が望むなら、温かく迎え入れられる居場所があることでやり直し、自分らしく生きることが大切に思うし、できると思いますよ」と言われました。

フリースクールは、主に不登校の子どもが通う民間の教育施設であります。私が1期目のときに厚生文教経済常任委員会のほうで施設に行った熊本のフリースクールは、個別の学習カリキュラムや体験学習など、学校教育の枠にとられない自由な教育活動をする施設でありました。

不登校になる子どもがいる今の現状を現実として受け止め、本人の実態に応じた学びの場や居場所づくりは、今後必要になってくるのではないかと思います。フリースクールについて町長にお尋ねいたします。どのような考えを持っておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） フリースクールという言葉自体が、なかなか我々の年代からすれば理解がしにくい言葉でございます。平たく言えば、義務教育を課せない学校というようなことになろうかと思っております。

したがって、そこに町としてどれだけ学校として関与できるかというのは、非常に難しいなと思っております。俗に学校教育法ではありませんからですね。でも、その将来の未来の子どもたちをどうにか救ってやらにゃいかんということであれば、やはりここはしっかりと考えていく必要があるかなと思っております。

ただ、現時点においては、フリースクールということは私自体あまり望んではいないと思っております。

先ほど質問議員、我が家のことも話されましたけれども、もう私も自分たちの時代、孫がおりますから、それを浮かべてみますと、本当に今核家族でいろんな問題がっておりますので、そういうのをやっぱりなくしていく、核家族をなくしていくというようなことも、何らかの町として手助けをしていかなければ、こういう事態もまだまだ増えていくのかなという感じを持っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。そうですね、なかなか私たちには本当に学校に行くのが当たり前な時代に育ったものですから、なかなか理解ができないところも本当にあります。

しかし、2番議員も言われておりましたけれども、先日の新聞の中に、天草に私立中開校計画があり、25年の春にも県内初の不登校特例校になる予定とありました。私としてもフリースクールというのは、人吉球磨で1つは今から必要になってくるのではないかなと感じております。人吉球磨が連携して考えていかなければならない問題と思っております。是非未来の子どもたちのためによりしくお願いいたします。

最後でございますが、町長にお尋ねをいたします。この錦南部農免道路のなかなかできませんけれども、そのことについてと、この大王原公園の今からの多目的な取組というのを、どういうふうに町長は考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） まず、最初の錦南部の話ですけれども、これは私が当時の担当と課長として計画をして、今おっしゃったように7年か8年で完成するという話の中で、とにかく南部この山手のほうは道路がないと。錦町の農業の振興のためには、この農道が必要ということで県に申請してきたところでございます。

今回法的な手段を講じなければ用地賠償は交渉ができなかったということについては、非常に残念な思いでございますけれども、しっかりと5年度、6年度で終わらせていただいて、そして先ほど担当が言いますように、県に關しましてはもう今後の維持管理が絶対必要なところ、金がかかるころは、県でちゃんとしてから町に譲渡するよというように、県にも強く言っております。もう引き受けないと、言葉はちょっと荒いですが、そういうことまで今言っておりますので、しっかりとした対応を今後していこうと思っております。

それから、大王原につきましては、先ほど担当が言いましたように、多目的にやっぱし利用していくと。その前にうちの住宅のほうも町営住宅も古くなっておりますので、そこにもアンケートを入れて、そっちからこっちに移転できますかという調査もしております。そういう方をこちらのほうに引っ越しをさせていただいたり、或いは企業もアンケートを取って、企業もそういうできれば欲しいという方もいらっしゃいましたし、或いは、今おっしゃった外国向けにも、やっぱし今多種多様な生活がありますので、そちらのほうにも60戸余りですけれども、それをやっというと思って。

ただ、私はそう言いつつも、担当のほうには余分なことはもう絶対にするなど、必ず家は余っていくと。今度はその維持管理が大変と、そこをしっかりと頭に入れながら引き受けることはちゃんと引き受けていくよという指示を職員には出してありますので、そういう観点から私どももしっかりと対応していこうと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第4回錦町議会定例会3日目の会議を散会します。

午後4時14分散会

令和5年 第4回 錦町議会定例会議録 (第4号)

招集年月日	令和5年12月 5日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 閉会	令和5年12月 8日 令和5年12月 8日	午前10時00分 午後 2時37分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	11	高 田 孝 徳	1 谷 口 一 也		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	有 瀬 耕 二
副町長		保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	深 水 英 雄	健康増進課長	森 山 毅 宏	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第74号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）
 - 日程第3 議案第75号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第4 議案第76号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第5 議案第77号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第6 議案第78号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第7 議員派遣の件について
 - 日程第8 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案第74号 令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）
 - 日程第3 議案第75号 令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第4 議案第76号 令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第5 議案第77号 令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第6 議案第78号 令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第7 議員派遣の件について
 - 日程第8 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和5年第4回錦町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、8番、岡田武志議員、4番、早田和彦議員、12番、私、荒川孝一の予定です。

8番、岡田武志議員の一般質問を許可します。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） こんにちは。8番議員の岡田武志です。ただ今、議長のお許しが出ましたので、令和5年第4回錦町議会定例会の一般質問を行います。

一般質問の前に一言、御挨拶を申し上げます。今日は多数の傍聴の皆様、来ていただいて本当にありがとうございます。令和5年も残すところあと20日余りとなりました。ニュースや報道の割合は少なくなりましたが、現在でもコロナ禍、ウクライナとロシアの戦争は今も続いております。国を守る手段を持たぬ国は滅びます。これは武器や兵器だけに限らず、資源やエネルギー、食料の自給率のない国は滅ぶということになると私は考えております。

今回の一般質問の中で、私は質問事項の1として、本町に計画されている遊水地の問題について質問をいたします。質問要旨の1、なぜ本町にだけ集中をしているのかについて問います。

以下の質問は質問席より行います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

なぜ錦町だけに遊水地が計画されているかにつきましては、八代河川国道事務所に問合せたところ、次のような回答でございました。

遊水地の計画に当たっては、できるだけまとまった土地があること、河床勾配が緩やかであることが望ましいとされ、球磨川本線においては上流になるほど確保できる面積が小さく、まとまった土地が少ないこと、上流は急勾配で必要な容量を確保しづらくなることなどから、錦町を候補地としたとのこととございました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） この遊水地問題に関しては、昨日6番議員の質問がありましたし、この後4番議員も質問を予定しております。つまり3人の議員が質問をするということは、それだけ非常に関心が高い重要な問題だということでもあります。今、課長の答弁がありましたけれども、もともと遊水地というのは、錦町のどこに計画されているものか、どのような遊水地を計画されているのかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

錦町での遊水地計画につきましては、西地区のほうで1ヶ所、一武地区で1ヶ所、木上地区の方で2ヶ所ということで予定されております。錦町で整備される遊水地については、地役権方式と申しまして、平常時は農地としてそのまま利用し、洪水時のみ遊水地として利用する方式となります。ただし、周囲堤を設置する土地などにつきましては、一部用地買収を伴います。地役権が設定されますと、対象農地では耕作のみ行うことができますが、盛土や建物などを設置する行為はできません。また、土地の有効利用ができる反面、掘込み方式と比較して広い面積が必要となります。地役権方式においては地役権が設定されます1度のみ、地権者に対して補償費が支払われることとなります。

そのほかに掘込み方式というのもございまして、こちらは用地買収方式とも言われており、農地などの用地を買収し、遊水地を整備する方式となります。対象となる地域での土地利用はできなくなりますけれども、一般的に現在の地盤高から掘り下げるということで、より多くの調節容量が確保できると言われております。

以上が、掘込み方式と地役権方式との違いということになります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。今、課長の答弁の中で地役権方式、掘込み方式というのが出ましたけれども、今、錦町の中で4ヶ所計画されているということですが、その4ヶ所のうちの中に地役権方式と掘込み方式があるということなのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

錦町においては、掘込み方式の場所といたしましては、球磨川の西地区の下流域になりますけれども、柳詰地区、そちらのほうは掘込み方式で遊水地が整備されるということになっております。その他の地域につきましては、地役権方式での整備ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今回の遊水地計画、私たち議会も阿蘇のほうに遊水地の視察に行っていました。

そのときは今の地役権整備課長、総務課長も同席をしていたと思います。阿蘇は阿蘇火山、カルデラ、球磨郡に似たような土地ではありますが、その遊水地の設備自体は非常に考えられたものでありました。ただ川は黒川。黒川は小さな川です。錦町で言えば水無川とか高柱川くらいしかないんです。そういった川の氾濫を想定して巨大な遊水地が整備されておりました。洪水地にはある程度の上流域の堤防のある部分を避けておいて、そこから水が入るような仕組みになっておりました。

しかし、この球磨人吉は盆地でありまして、真ん中は球磨川が流れております。その他の資料に川辺川を筆頭に大小様々な川がたくさん流れ込む盆地であるわけです。これが令和2年7月の豪雨で大変な被害が出ました。その結果、白紙撤回されていた川辺川ダムが流水型ダムとして発表されました。そして球磨川の堆積した土砂の掘削であったり、川底を掘り下げたり、堤防を改良したり、様々な工事がなされております。その中で今度、市房ダムのかさ上げも計画されております。

様々な洪水対策の中の一つがこの遊水地ということになるわけではありますが、非常に疑問に思っているのは、錦町にその遊水地を作った場合に、その遊水地に溜める水というのは錦町に溜まってきた水ではなくて、錦町よりも上流の町村から流れてきた水を錦町で溜め置くということです。溜め置いて、その水をその分を下流域の人吉や球磨村地域に流す量を減らそうと。一時プールしようという考えの施設だと認識しております。実際今度、一武、西、木上で約150町から170町ぐらいだと思うんですけども、そういう面積です。そこに計画をされておりますが、実際、3年前の豪雨を思い浮かべますと、ものすごい雨が降って球磨川が満杯で、その中に流れ込む河川の水が球磨川には流れ込めない。当然止まるわけです。その結果、内水氾濫を起こして、その結果、錦町にも大きな被害をもたらしたと。これが錦町の起きた水害の経緯ではなかったかなというふうに思っています。

今回の遊水地計画では上流の水を錦町に溜める。錦町に溜めるべき水というのは、じゃあどこに溜めるのかというふうな疑問もあるわけです。当然この防災問題は、当然ああいう被害は二度と起こしてはならないと思いますが、そのためには、やはり球磨川郡全域が一丸となった防災をしていかなければならないと思っております。

今回のこの遊水地の問題に関しては、説明会も開かれております。私も西地区の遊水地予定地に耕作をしております。その水田は小作によるものです。地主さんからお借りして、そこに今WCSを栽培しております。当然、この遊水地問題の中には話の内容がまだ理解できていないという方もいらっしゃるし、できれば作っていただきたいという方もいらっしゃるかもしれません。でも多くの農家、私も含めてですが、現段階での今、錦町に持ってきてもらっている遊水地問題には承服しかねる、反対ということに思っています。

そういう意見が大多数を占めているのではないかなと思いますが、このことについて町長はお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

非常に厳しい、私にとっては厳しい判断でございまして、なかなかどうしたらいいのかというのが正直な感想でございまして。最終的には、私の判断というのは錦町にとって何がベストか、農家にとって何が一番いいのか、それを皆さん方の意見を聞きながら判断していくということになるかと思っております。

もともと、この昭和40年、或いは57年の大水害において、五木村のほうに貯留型のダムを作ろうというのが最初の計画だったわけでございまして。それが平成20年の現知事が計画があったんですけど、それを白紙撤回して、

ダムによらない治水というのを打ち出して、10年程度でしたか、協議を重ねてきたところです。その協議の或いは方向性も見えないうちに、今度は御存じのように、令和2年7月の大水害、もう一面大水害となったところです。それを受けて、今度は知事は一転してダム建設容認。本当に我々この地域住民は翻弄されたところです。我々も含めて五木、相良もダム建設予定地の住民も本当にどうしていいか分からないというようなところまで翻弄されてきました。

今回、私どもはやはりダムを作ることによって、ちょうど川辺川と球磨川が合流するところが錦町でございますので、どちらかといえば川辺川筋、球磨川筋にはもう既に市房ダムがありますから、川辺川筋にダムを作っていたら、それで洪水量を調節していただければ、錦町でのオーバーフローといいますか、それとか下流の人吉から八代池については、少しは調整、或いは被害も少なくなるのかなと思って、そのような要望をずっとしてきたところです。ところが先ほど言いますようなやり方の中で、今回流水型のダムを作ろうということで今進めているところでございます。流水型につきましては、いろんな専門家の意見もあるかと思えますけれども、私ども流域市町村については流域型の流水型のダムがベストであるということで、その建設を今お願いしているところでございます。

例えば、今回令和2年の7月の豪雨でダムがあったなら、想定の中でのシミュレーションですけれども、そうした場合、人吉では浸水地の6割が減少する、或いは3メートル以上あったところの9割は減少するというダムの効果というのが、国土交通省から発表しておられますので、であればそのような方向にしていってほしいが、この人吉球磨或いは八代まで含めた復旧復興も早く、そして発展もするということから、そのような方向に私どもは今は舵を切りながら進めているところです。

その一環として、調整する一環として、今回錦町、あさぎり、多良木、湯前、これが整備計画の中では遊水地候補の中に入っているわけです。決してうちだけじゃありません。今後どのような方法で調整するか分かりませんが、そのような整備計画の中では各町村が入っているというのが現状です。

ただ私はこの遊水地そのものの計画というのを、やっぱり反対をしております。と言いますが、この球磨川のような流速が毎秒7メートルから10メートルぐらいあると思います。この流速のあるその急勾配の水を本流から引き込んでその田んぼのほうに入れるというこの行為そのものは、私はとても難しいんじゃないかなと。やはり遊水地というのは緩勾配、本流が勾配が緩いところから引き入れて、そして遊水地にしているというのが本来の私は遊水地の作り方だろうと思っております。

それは7月の豪雨のとき、実際私は現場にも行っておりました。もうゼンカイミートが浸水する早く職員に土のうを持ってこい、積みと言って、振り返ったときにはもう水がどんとききましたから。そして球磨川の両サイドと、右岸左岸です。本流を見れば、本流のほう真ん中は2メートルから3メートル盛り上がって、どっと来るわけです。あれを、堤防を低くしてそれを遊水地に引き込む。私はとても現場実際経験しておりますから、そういうのは厳しいなと思っております。

計画では毎秒7,600トンでしたか、7,600トンの水が流れてくる。それをダムを作って、人吉地点が3,900トンしか流れませんので、その差をダムとそれから今おっしゃった遊水地、それから河床の掘削、堤防の拡張、堤防のかさ上げ、そして市房ダムの再整備、それを含めて毎秒600トンを調整しよう。その中の一環が、一つが遊水地なんです。私はダムが全体の調整量の8割ほど、3,100トンですか、ダム調整できますので、残りの先ほど言いました600トンは、遊水地を含めて全てでやっていくということになるかと思っております。今後、先ほど冒頭言いましたように、皆さん方の意見を聞きながら、国、県には話をしていこうと思っております。

先だって、球磨川流域の協議会がございました。そのときには、既に先ほど質問議員も言われましたけれども、何回か説明会があつておりますから、説明会のときの説明というのが非常に専門用語で分かりづらいということがあり

ましたから、そういう話を聞きましたから、流域協議会では、説明会には地元に分かりやすく説明してほしいということと、そして今の現状では錦町の賛同を得られるのは厳しいですよという話をしてくれております。そういうことから、しっかりと先ほど何回も言いますように、皆さん方の意見を聞きながら、そしてことを進めていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） ありがとうございます。ちょっと、質問が前後してしまいましたけれども、質問要旨の2として、計画されている場所は本町の優良農地である。農家は打撃を受ける。町としての考えはということで。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

農業所管課としましては、耕作者の思いを尊重して進めていただきたいと思いますし、ただし流域全体で洪水対策に取り組む必要はあると思いますので、現在も積極的に協力していただいている田んぼダムを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今回のこの遊水地に関しては、説明は国交省が行ったものであって、その建設予定地は農地であるのに対して、農水省はノータッチであったというふうに思っております。その時点で少し違和感があったというか、やはり地域農業の振興とか全てのものを鑑みながら進めるべきであって、これは球磨人吉全体の問題でありますし、それを例えば錦にお願いしますと。錦だけが球磨弁で言うとはちかぶる、そういうことがあってはいいのかなというふうに思うわけです。

当然、ああいった災害を未然に防げることにはこしたことはないのですが、ああいった尊い財産、人命が失われた大災害は二度と起きないように、最小限に被害を食い止める対策は講じていかなければならない。しかしそれは、この人吉球磨全体で、皆さん全体で考えていくべき問題だというふうに思っております。先ほども言いましたが、今度この西地区にある掘込み方式、あそこの予定地は非常に浸水する割合が高いわけです。ですから、よく数年に一回は必ず浸かるというようなところでありますので、あそこに掘込み方式を設けるというのは、地域住民の理解も得られるのではないかなというふうに思っております。

ですから、これから遊水地の件はどのように進むか分かりませんが、やはり錦町の地域住民や町民の理解を得るためには、丁寧な説明と今の段階では無理ということなので、納得のいくような方策を講じてほしいというふうに思っております。

ただ、今の農業情勢を鑑みますと、私が農業に従事してもう37年ほどになりますが、その当時は米1俵、30キロです、1万円ほどしておりました。それが今は6,000円ぐらいになってしまっていて、そのときの1万円と今の1万円では価値が違います。そして今はいろんな物価高で、ほかの資材関係や人件費などにもかも上がっております。そういうことで、昔は米を作れば、米が産業の基盤だったんです。米を作って牛を飼う、米を作って煙草を作る、米を作って梨を作る、米が基盤であったわけです。それが今の米作自体がなかなか今の基盤を失っている。錦町においても、今1,000町ぐらいの米の栽培面積がありますが、多分半分以上、超えたぐらいがWCSに変わっているのではないかなというふうに思っておりますが、課長はどのように把握しておりますか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

令和4年度におきましては、50%弱がWCSとなっておりましたが、令和5年度においてはもう半分を超えた状態になっているかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） このことは、今からその当時、小作料が反当たり3万円程度を私支払っておりました。今は1万5,000円支払っております。しかしながら、その当時3万円といってもまだたくさん、多く払っている方もいらっしゃいました。今はこの1万5,000円というのも今の状態では難しくなってきたかなというふうに考えております。

ただ、田んぼを所有されている方は、貸されている方は小作料も半分になった、でも実質はもう多分3分の1ぐらいになったと思っていんだと思うんです。そして、田んぼの価格も非常に下落をしております。これは私たち町民が云々というだけのレベルではありませんけれども、これは国勢のレベルではありますが、非常に農業の情勢も厳しくて、そういったものでこの地主さんも今回の遊水地問題、洪々というところもあるのかなというふうにも思っております。本当にこの遊水地問題はなおさらいろんな思いがありますので、慎重に進めていただく。そして、少なくとも錦町の町民、住民の理解を得られるような内容でなければならぬというふうにも思っております。

私の遊水地に関しては、これで終わりたいと思います。

続きまして、質問事項の2、ふるさと納税制度の改正が行われた影響について質問いたします。

質問要旨の①、制度改正の内容と問題点はについて質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税における寄附金の募集に要する費用の合計額につきましては、寄附金合計額の5割以内とするとされており、本年の10月1日からは、寄附金に係る受領証の発行事務に要する経費や、ふるさと納税に関する業務に係る職員の人件費など、ふるさと納税の募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用全て含まれることとなりました。また、地場産品基準につきましても改正が行われており、熟成肉と精米につきましても、原材料が当該自治体と同一の都道府県内産であるものに限り、返礼品として認められることとなりました。これは、制度本来の趣旨に沿った運用が適切に行われるよう改正されたもので、本町としましても、基準の範囲内で適切に取り組んでいきたいと考えております。この改正を踏まえまして、多くの自治体では募集経費を5割以内とするため寄附金額の見直しを行っており、本町におきましても、10月から新基準に対応した運用を行っております。これにより、寄附者様本来の御意向であります自治体を応援するお気持ちに沿って、寄附された額のうちより多くの割合を町の施策に活用できるようになると捉えているところです。

一方で、今回の改正により、これまで全国的に見受けられました自治体間での過度な返礼品競争に一定の抑制効果が期待できますが、実質的な返礼品の値上げによりまして、ふるさと納税市場の冷え込みが懸念される場所です。本年、サテライトオフィスに誘致いたしましたふるさと納税業務委託事業者と密な連携を図り、掲載しております返礼品及び町全体の魅力を発信し、寄附者様に喜ばれる自治体となれるよう努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（８番 岡田 武志君） 今、課長の説明がありましたけれども、このふるさと納税については昨日、１０番議員でしたか、質問されておりますので重複するところがあるかもしれませんが、具体的に、例えば、どういった品目が上位を占めていたのが、それができなくなって、こういった影響が出ると、今例えばマイナスじゃなくて、そういう影響が考えられるのかということに質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

まず、上位に関してですけれども、本年度でいきますと１位がペットボトルのお茶、２位が肉類、３位が梨、桃という順になっております。今回の制度改正によりまして、ペットボトルのお茶に関して総務省から指摘がございましたことから、９月末をもってペットボトルのお茶に関しては返礼品から除外したところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ８番、岡田議員。

○議員（８番 岡田 武志君） その上位を占めていたペットボトルのお茶が占める割合というのは何%ぐらいだったんですか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。４８%ほどを占めているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ８番、岡田議員。

○議員（８番 岡田 武志君） ４８%、約５割を占めていた品目が除外されたということで、これは大変な問題だとは思いますが、しかしながら、これは日本全国の自治体、そういった問題を抱えている方が多いのではないかとというふうに思います。ということは次の品目です。約残りの半分を占めていた品目の肉であったり梨、桃、さらにいろんなものがありますよね。産物、特産物があります。米もあります。それとか、無形のいろんな体験型であったり、いろんな商品の開発。これが急務であるというふうに思いますし、先ほど課長が言われたとおり、自治体を応援するということは自分の生まれ故郷とか、自分の育ったところを応援したいという気持ちが高いと思うんです。そういう人たちに、やっぱり自分の生まれたところ、自分の故郷の誇れるものを提供しなければなりませんので、さらなる商品の磨き上げというんですかね、ですから、納入業者さんにしても、どこに出しても恥ずかしくない、錦町のこれを食べてください、これを買ってください、そういう意識改革も必要かな、そういう時期でありますので、ピンチをチャンスに変えて頑張っていたいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（荒川 孝一君） ８番議員、答弁は要りますか。

岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

昨日の１０番議員さんからの御質問に対して申し上げたところでございますが、今、質問議員からも御提言いただきました点につきまして、しっかり委託業者等と協議を重ねながら、喜ばれる返礼品の開発に向けて尽力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ８番、岡田議員。

○議員（８番 岡田 武志君） 現在、ふるさと納税の今品目であったり、納税を確保する方法であったり、そういつ

たことをお話をしましたが、実際そのふるさとの納税が町に入ったことによって町はそれをどのような施策に使用しているのかを、ふるさと納税で入ったお金を何に使っているのかが分かればお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

充当先につきましては、子育て祝金でありますとか、そういった子育て施策とか、あとは教育関係のICT施策などに、業務事業全般に充当しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、町が行っている、課長が言われましたように、例えば給食の無償化でもあったり、就学前の就学補助であったり、修学旅行の助成であったり、様々錦町は、今、子育てということですか、教育に力を入れているということでもあります。さらなるそういった財源でありますので、その財源を確保することが非常に大切なことですので、これは各担当課の本当に責務であるので頑張ってくださいと。よろしくお願いします。

ふるさと納税に関しては、もう10番議員がかなり突っ込んだ質問をされておりますので、このぐらいにしておきたいと思います。

続きまして、質問要旨の3番、本町の有形無形文化財の保護について質問いたします。

質問要旨の1、本町にはどのような文化財があるのか質問いたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本町における指定文化財は、国、県、町の有形無形合わせて37の文化財が指定されております。お手元に資料をお配りしていると思いますが、国指定が2件、県指定が4件、町指定が31件となり、指定種別として建造物が11件、史跡が5件、彫刻5件、有形民俗2件、無形民俗11件、文書、古武道、書籍がそれぞれ1件というふうになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、課長の答弁にあったように、ここに資料をいただいておりますが、この中で当然、文化財には先ほども言いました有形文化財と無形文化財があるわけです。まず、文化という言葉がありました。辞書とか引いてみますといろんな解釈がありますが、文化とは、人間が社会の構成員として獲得する多数の振る舞いの全体のこと。また人間が自ら築き上げてきた有形無形の成果というふうに定義をされておりました。これは先人たちが築き上げたものを、我々が受け継ぎ、後世に残すというのが我々の責務ではありますが、この資料を見ますと、特にこの無形文化財ですね。郷土芸能関係がこれを見ますと11あるそうですが、その中で、郷土芸能補助金と書いてあります。そのほかには活動休止となっておりますが、これはどのように把握しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

質問議員からおっしゃられました無形民族文化財につきましては、本町内11件ございますけれども、そのうちの町指定の無形民族文化財につきましては、これまで郷土芸能保存継承補助金ということで、年額の2万5,000円ほどを補助した上で、伝統芸能の保存継承に役立てていただくように、毎年補助をしておりました。そういった関係で、補助金の申請等の手続をそれぞれの踊りの団体等に対して申請いただいて、決算等を見た上で補助をしていたわ

けですけれども、近年におきましては、その団体での活動実績がないということでの御報告に基づいて、令和4年度については3件のみの補助ということで、それ以外の7件分に関しては補助を交付していないということになっております。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 活動を休止をされているところは、たぶんこのコロナ禍とか色々な影響があつてのことだと思いますし、今多分人材不足、人手不足もあります。この文化継承郷土芸能、私は4分館に住んでおりますが、4分館にはこういった踊りとかは存在しません。隣の3分館には太鼓踊りがあると思います。これはこの間、錦町のふるさと祭りのときに3分館の踊り手の人と立ち話をしたときに聞いたんですけども、やっぱりコロナ禍でほとんど活動ができていなかったと。久しぶりの演舞なので練習を3回くらい入れてきてやったと。ただ人間もなかなか揃わず難しくってという感じで言われておりました。まず人手が少なくなったと。

それと一つは、昔は地域住民は賑わいを見せたので、お花代とか寄附とかそういったものも多かったそうです。でも今はなかなかそういうものも少なくなってきたということです。ということで、結局4分館にはそういうものはありませんから、例をとるといって、例えば小学生、中学生がこの郷土芸能に出場する。出るその郷土芸能がある分館は、その小中学生、高校生かもしれませんけれども、そこに時間を割くわけです。そのために、本番に出るために練習をしたり、そして時間を費やすわけです。

お金は大切なものですが、時間というのは非常に大切なものだと思っております。時は金なりという言葉がありますが、今の中で結局そういった郷土芸能を維持する地域の人たちは、その郷土芸能に対する時間を費やすわけです。それは大きなボランティア活動だと思いますし、文化後継者継承活動だと考えております。そういった意味でのお金が高い安いという考えではありませんけれども、年間2万5,000円。実際一回出るとクリーニング代とか、例えば太鼓踊りであればあの衣装がありますよね。あの衣装も結局激しい踊りをすると、やっぱり傷むわけです。そうすると手直しもせんばいかん。あと、木上の梶原議員からも聞いたんですけども、太鼓踊りの太鼓を修繕するだけで、かなり10万円くらい一つかかるんだよという話も聞きました。そういったことで、なかなかそういった声を拾い上げて、頑張っている、残していく地域を応援していかなければならないと思っております。

実際この錦町の中でも、この休止しているのがかなりあるわけですけども、実際これを復活させてくださいと言っても、簡単にはいかないんじゃないかなと思います。今残っている資料を残すとか、映像に残すとか、いろんな形でなんとか、後世に伝えていかなければなりません。

例を挙げれば、湯前町のように、湯前は郷土芸能が3つあったと思います。太鼓踊りと神楽と、もう一つ何かありましたが、湯前は地域での継承は断念というか、もう無理だということで、それを湯前中学校に委託というか、湯前中学校が郷土芸能をしております。1年生、2年生、3年生ともその3つを習うわけです。ですから、そういった意味での継承はできています。ただ、これをじゃあ錦町の錦中学校でやれとは言いませんけれども、実際にその郷土芸能がある地域の小学生、中学生はその郷土芸能に対してやっているわけですから、時間を費やしているわけですから、そういった中学生、小学生もいるというのも事実なわけです。ですから、そういった子どもたちの頑張りというか、そういう人たちの、地域の方々のそのために何らかの方策を講じてほしいと思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） ただ今の御質問にお答えします。

私も文化協会ほうの会長をさせていただいておりますし、そういう郷土芸能が何らかの形で残っていくということ

に関しては、これは町あげて支援しなければならないという思いは持っております。

ただ、何にしてもそうなんですけれども、一番大事なのはそれを進めていく核となる人材が実際どれだけ実働できる方がおられるかということところが、とても大きいと思います。例えば、仮に中学生あたりに継承させるにしても、やはり地域の方でそういうリーダーでそういう思いを持たれた方が主になって動いていただく、そういう形がなければ、学校から先というふうにはなかなかできないのが現状です。そういうところで、現状どういう形で継承できるかということになってくると、映像的な保存というのが現実的なところなのかなと思っております。

実際あるところに関しましては、先ほどありました衣装とか修復、そういうことについてはどういう補助ができるかというのは考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） ありがとうございます。何をやるにしても人とお金と時間が必要になってくるわけです。行政ができることって実はなかなか、そこに人を入れるとか時間を使うとかってなかなか難しい。手っ取り早いのはお金ということになりますが、その財源というのもその財源の確保が大前提でなければならぬわけです。やはり財源の確保、先ほど言いましたようにふるさと納税であったり、例えば錦町にも財源といえばタバコ税毎年1億円入っておりますが、このタバコ税はタバコを吸った人が納めておりますが、だから60%ぐらいですか、6割ぐらいの税金を納めております。そういったもので、財源というのはいろんな財源を確保しながらそのお金を何に使うかの決め方が大事だろうかなと思います。1億円の1%を使っても100万円ということになりますので、これは町長の手腕ということになりますけども、森本町長を支えながら、その財源確保に向けていろんな施策を講じられるように、皆さんと力を合わせて知恵を出し合って、この錦町を守り進めていきたいというふうに思っております。

時間が少々余りましたが、私の一般質問はこれで終わりだと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田武志議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午前11時から開議します。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。ただ今、議長より質問の許可をいただきましたので、令和5年第4回錦町議会定例会、一般質問を行います。

今回の質問では、事項1、農業の生活を脅かす遊水地計画について。事項2、性的マイノリティに関する理解と学校における対応は。事項3、南部道路からの町道の交通量増加についての3項目を通告しております。これよりは質問席にて順次行いますので、よろしくお願いをいたします。また、本日は多数の傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。それでは、これから質問席に移ります。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。それでは、質問に入ります。今回は遊水地の件について、事項1に通告しております。

まず、遊水地計画予定地について、本町の認識はどのようなことで認識をされておられるのか伺います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

候補地につきましては基盤整備が実施され、生産条件に恵まれた平坦地の優良農地で、また後継者不足が懸念される中、担い手への集積や集約化が期待される一団の農地であり、今後も確保していかなければならない農地と認識しております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。まさしく、今おっしゃったとおり優良農地ということで、誰もが認識している土地であります。そこで実は今、錦町には遊水地反対の団体が2つございまして、目的はもうまさしく白紙撤回を目指されておられます。その中で今回、反対の理由をこの場をお借りしまして読み上げたいと、そのように思います。

反対の理由の一つとしまして、浸水による生産量や品質の低下が起り収入減少となることから、生活不安のため耕作者や後継者がいなくなる。農地の荒廃化が進み、虫や病気が発生する。また景観も悪くなる。堤防に囲まれるため、居住環境や子育て環境が悪くなる。転売もできず、資産価値が下がると。そして最後に、錦町にとり有益性が全くないということが1つの団体。

あと1つの団体については、土砂や流木等の流入で農地の崩壊を招き、耕作不能となる恐れがあり、それに伴う災害保障もない。地役権方式のため、地役権設定契約により登記がなされるので、所有権移転等に影響が出る可能性がある。遊水地になることで耕作者が減少し、それに伴う利益権設定に影響が出てくる。小作契約のことであります。球磨川堤防の高さと同等のコンクリート壁で優良農地を囲むため、景観的な悪影響や農業車両などの農地への乗り入れ等にも影響が出てくる。主要農業施設へのアクセス等が困難になる恐れがある。特に平岩浜川地区は遊水地に囲まれ、北側に球磨川、南側から一武地区全体の汚水等が流入し排水不能となる。農地と共に集落全体が浸水する危険性がある。令和2年7月の豪雨災害では、平岩浜川地区も被災しており、浜川地区は全世帯が床上浸水する甚大な被害を受けているにもかかわらず、何の治水対策や説明もなく、なぜこの地域に遊水地を計画するのか納得できない等々の意見がたくさん出ております。

実際、今回の遊水地計画は2回の説明会、そして10月29日に行われました意見交換会が行われましたけれども、意見交換会については反対住民の意見を一方的に言うという会ではございました。しかしながら、いきつくところは白紙撤回以外にはもう皆さんないわけございまして、国に対してもその辺を要望してまいりたいと我々も考えておるところでございます。

それでは、築堤建設により考えられる農家への影響等についてどのように、農家の生活を脅かす恐れがあると思えますけど、その辺についてちょっと御質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬農林振興課長。

○農林振興課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

仮に、遊水地が建設された場合、葉タバコ、水稻、野菜などの作物の灌水による影響はもちろんですが、引き続き営農ができると言われている地役権方式の場合でも、遊水地を囲む周囲堤及び水の取組口となる越流堤部分の農地につきましては国が買収するため、営農を続けることができず農地が減ることになります。

次に、軽微な土砂の流入に関しては農業者自身で撤去することになり、さらに作物が被害を受けることにより営農意欲が減退し、離農による生活への影響や荒廃農地の発生も懸念されます。また、説明会の中でも意見が出ましたが、

築堤により美しい田園風景が見えなくなるなど景観への心配や、令和2年の豪雨で浸水した家屋が今後被災しないための解決策となっているのか、また新たに民家への影響が出てこないかなど心配される部分は多々あるかと思えます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今の答弁からも分かりますように、なかなか農業経営も厳しくなりそうということが予測されます。それで先般、農業担い手の方から話を聞くことができました。どうにか反対してくれと、我々若い担い手が農業生産欲、農業経営に対して意欲が高まっているときに水を差すようなことはやめていただきたいということが、もう生産者、耕作者の声でございます。

そしてちょっと紹介をしますと、これは埼玉県ですけれども、国の理不尽な洪水対策ということで、農家の方の声では農業をやめるといふのかというようなことで、そのような声がたくさん出ておるわけです、この対策に関してはなおかつ、ちょっと御紹介をしますと、農家の人たちが遊水地計画に反対する理由の1つが、生産農家に保障がない、まさしく地役権方式であるならば、地権者にはあっても耕作者にはないと。そしてまた保障に関しては国は面倒を見ずに、収入保障保険とか共済とか、もう第三者に丸投げということであって、これじゃあ農業の方々には納得できないと思います。先ほど、築堤のことで質問させていただきましたけれども、平岩地区に至っては5メートルから7メートルぐらいの高さの築堤になる。十日市地区に当たっては5メートルの築堤と、私が住んでおりますところのくま川鉄道沿いに関しては、なんと8メートルになるということであれば、これはもう塀の中で暮らすようなもので、刑務所ではありませんので景観もへったくれもないというようなところになります。このような状況からいきますと、やはり反対しかないなど私は思います。

そして、今朝ほどある方から連絡がありまして、球磨川の土砂というのは八代まで含めると600万立米、災害前600万立米ほどあったそうです。これを東京ドームに換算しますと8個分、東京ドーム56メートルですので、ちょっと想像つきませんが8個分で600万立米。この間の国交省の話にありますと、撤去が進んでも20万立米ぐらいでしょうかまだまだ580万立米を取らんといかんと。これを取るならば、こういう地役権方式での遊水地計画は要らないというふうに聞きました。

なおかつ、市房ダムが今、土砂の撤去が始まっておりますけれども、あそこでも約100万立米以上、まだまだ残っているということであれば、まだまだ治水対策、洪水対策はできるんじゃないかというような声も今日いただいたわけでございます。そういったところを踏まえまして、遊水地については質問をしていきますので、遊水地計画があつて今、署名運動も始まっておりますし、それぞれで頑張つて署名活動をされておられます。

一番の問題は、ずっと反対を続けたときに、国のほうが反対運動が広まったときにじゃあ断念してくれるのかというところがまたまた心配な部分であるわけです。本来であれば国もなかなか計画変更はしないというようなこともなってくると、我々も困りますので、そういった部分を考えてときに反対運動が広まったとき、このような計画が中止になるのか、それとも強制的に建設されるのかについて伺いたいと思います。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

遊水地の建設計画については、河川整備計画にて球磨村渡地区から市房ダム付近の区間において整備を行うことが明記されておまして、計画の対象期間となりますおおむね30年の間は中止になることはないと思っております。また、先般行われました意見交換会においても反対意見が相次ぐ中で国土交通省はこれまでにいただいた意見を受け止め今後も意見を交わす場を設けていくとしておまして、直接国交省に確認はしていませんけれども長いスパンで

計画を進めていくものと思っております。

また、強制的に建設されるかにつきましては、本来錦町で計画されている地役権方式でも土地収用法が適用されることとなっており、可能ではございますが、国土交通省は先般の説明会において、強制収用は考えていないと回答しておりまして、先ほど申しましたように、引き続き地域の理解が得られるよう意見を交わしていくものと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。長いスパンでやられる可能性もあるということですので、我々も長いスパンで白紙撤回を求めていかなきゃいかんというふうに思った次第でございます。

これは、反対住民の方々とまた話し合いをしながら、この運動を続けていかないといけないとそのように思います。先般、先ほどの8番議員の質問の中にもありましたが、町長が流水型ダム環境アセスのほうでも出席されまして、色々質問もされたようですが、そのときに遊水地計画について本町の考えを伝えていただいたと思います。この件につきまして町長の御意見と、それから思いをお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 先般、第8回の球磨川流域の治水協議会が県庁の地下でございまして、そのとき、何かこれは今の環境影響評価のレポート、準備レポートの件で協議がなされてきたところでございますけれども、最後の段階にきて意見を求められましたので、私のほうから、この球磨川流域の治水の整備計画そのものについてまず質問し、そしてその後、遊水地の話をしたところでございます。遊水地に関しましては、今皆さんが色々な、今日も会場に傍聴にみえていらっしゃるけれども、いろんなところで反対運動もあっておりますし、或いは木上地区ではもう既に看板を立てるといふようなところまで、発注したといふような話も聞いておりますので、そういう反対運動があつていふことを国、県に対し、そして本町においてはその遊水地計画そのものは厳しいのではないかなといふようなことは話をしております。今後において、それをその意見の場においても、皆さん方の意見をしっかりと吸い上げて、そして国、県には話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。この計画につきましては、住民の意思はもう固まっておりますので、是非町としても、町から推すわけにはいかないかもしれませんが、住民の意思、それから思いを十分国、県に伝えていただきまして、国、県の理解を得られるように努力していただきたいのと、そのように思います。

以前、私の叔母とかがよそから帰ってきたときに、家から眺める風景を見て、50年前の風景と全然変わっていないといふようなことを申しておりまして、都会で住んでいる関係上発展していくわけですけど、田舎に帰ると50年前の風景がそのまま見えたといふことで喜んで帰っていきましてけれども、そういう風景等も、やはり未代まで残さんといふことは私は思いますので、是非町のほうも頑張りたいと、そのように思います。

では続きまして、質問事項の2、性的マイノリティに関する理解と学校における対応はについて、お尋ねをいたします。これについては、ちょっとデリケートな部分等もありますが、実際法律改正になりまして、もう既に動いている町村もあつたりします。

私が聞くところによりますと、人吉球磨管内でも制服を変更して登校したいといふような生徒さんもいらっしゃるということで、これはもう早めに皆さんの理解とそれから対応、対応のその準備等もこれはしなくていけないと感

じた次第で、今回質問に上げさせていただきました。

今、学校における性同一障害にかかる対応に関する現状としまして、ちょっと文科省の資料では平成26年の分しかちょっと載ってませんでしたが、今はちょっとまた件数増えているかと思います。全国から606件の報告があったと、当時。その中では女性が366件、男性が237件、ほかは3件と。学校の段階では、小学校低学年が403件、それから小学校中学年で110件、小学校高学年で40件で、中学校で27件で、その他が26件。早い段階から、そういったことで自分とはというようなことに気づかれる生徒さんが多いようでございます。

それで、これにつきまして本町の教育現場での状況について、お伺いをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

本町における教育現場での状況については、学校に問合せましたところ、小学校においては特に何もありませんでした。中学校においては、過去に1人の方から制服に関して話があったと聞いております。また、保護者からの相談等についても全学校あっていないという状況のようです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。性的マイノリティに関する大きな課題としましては、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたからと。また少数派であるがために正常と思われず、場合によっては不当なことであるという認識が広まって、それぞれの方に影響が出ている。でも文科省のほうでは、これに対してはいじめ等を防止するためにいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本方針等も改定されまして、教職員や学校に対しては必要な対応を徹底するようにと、そういうように周知をしておるところでございます。

それぞれは、こういった問題、こういったことが出てくるとなると、やはり学校の設備等やそれから制服、服装、髪型等も今までと違いまして縛りも緩くしないといけないし、それから更衣室の使用、トイレの使用、相当そういった施設のことも考えていかないといけないだろうと、そのように思います。

それで、質問の要旨の2番、性同一性障害にかかる児童・生徒に対する支援についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

支援ということですが、まず対応等に関してですけれども、児童・生徒への授業や教職員への研修に関して、当然ながら人権問題として既に実施されております。特に教職員に関しましては、質問議員からも紹介ありましたとおり、文科省からある資料等の提要にも明記されておりますし、文科省及び県からの通知もあり、教職員間の理解と連携を図り、決していじめや差別につながらないように対応を心がけるよう研修を行っているところです。

支援ということですが、取組といったほうがよろしいかと思えます。小学校においては道徳や総合的学習の授業で、人権問題として授業が行われておりますが、特段の取組はほかには行われておりません。中学校においては既に取組がなされております。しかし支援の方法によっては物理的に困難なもの、特に施設の整備といったものもありますので、できることから実施しているというのが現状です。

錦中学校においては、令和4年度から人権尊重を目的に生徒心得、俗に言う校則の見直しを行っています。令和4年度は靴下の色について、令和5年度は制服と頭髪、眉についてを取り組まれ、生徒会執行部が提案する形で教職員と協議することとなっております。令和5年度の制服に関しては、すぐに実施できるわけではございませんが、検

討しながら今後段階的に実施に取り組んでいくこととなりそうです。頭髮、眉に関しては今年の9月から実施されております。来年度からも、継続的に性的マイノリティに関する取組を行っていくこととしており、制服の見直しに関する検討協議や男女混合名簿による呼称の工夫、改善などが計画され、人権教育における学習の明確化と位置づけを行い、実践していくこととなります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。そうですね、高校でもそうですけれども、やはり生徒会執行部等が中心となって制服の改善、それから改定とかそういう動きが高校、中学校で動いてくれると非常に自主的に改革もできるのではないかと、そのように思います。

この支援の中にもやはり、学校児童・生徒の支援については色々対策を練らないといけないと思いますが、教育委員会、学校でも支援チーム、あとはチーム支援会議等を開きながら対応をしていただきたいなと思います。いずれ何も対応、準備等をされなかった場合には、非常に急に来たときに困りますので、是非対応、対策を準備していただければと、そのように考えておるところでございます。

続きまして、質問の要旨の3、学校外における連携、協働について質問をいたします。これについては、保護者との関係等もありますでしょうけれども、当事者である児童・生徒の保護者との関係も大切であります。保護者が、その子どもの性同一性に関する悩みや不安などを需要している場合、需要していない場合もありますけれども、密に連携する必要があるかと思えます。学校における児童・生徒の悩みや不安を軽減して、問題行動の未然防止などを進めることを目的として、やはり学校、教育委員会も保護者と十分に話し合っただけで支援を行っていただきたいと思いますが、この学校以外における連携、協働についてどのようにお考えなのか質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

学校外における連携、協働についてですけれども、まず保護者と学校との連携が特に重要であり最優先課題だと思われれます。保護者の理解と協力がなくては児童・生徒の安心・安全な学校生活は送ることができませんので、性自認を理解し認める寛容な心を醸成するためにも、保護者の理解、そして学習していただくことも必要となります。PTAの総会などの保護者が集まる場所での研修会も行う必要があると考えているところです。

また、教育委員会や各種関係機関との連携も必要になると思われます。性自認に関しては、医療機関の医学的知見による診断が必要とされていますので、そのような案件に際しては御協力をいただくこととなります。また、学校の様々な問題に対して相談・協議・検討を行うスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどとの連携もより綿密に行うこととなります。支援チームの立ち上げや体制整備のマニュアルに関しては、私自身もまだまだ勉強不足ではありますので学習していく必要があるかと思えますし、現在は支援チームはできておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。支援チームはまだできていないということですが、支援チームの作成に向かって、やはり準備する必要があるかと私は個人的にも思いますし、またそういった児童さん、生徒さんたちを取りこぼすことはできないと思いますので、是非検討委員会等を開いていただきまして作っていただきたいなと思います。

そこで教育長に伺います。この性的マイノリティに関して、教育長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） お答えします。

少し私の思いも入りますけれども。実は私が教員になりたての頃、勤めていた学校に今で言う性的マイノリティの生徒がいました。中学生になって第二次成長が始まり、男性、女性のどちらの性を選択するのか、本人そして御家族の悩みは相当に深く、特にそのことが高校進学の際に希望する進路の大きな壁になっているということも知りました。私はその頃何の知識もなく、その生徒には遠慮がちに接していたことを今思い出しているところです。当時はごく一部のものしか知らない事実として、職員室でこの話題をすることもできないような状況でした。その頃からしますと、もう40年以上たっておりますけど、LGBTQなどの性的マイノリティ、性の多様性についての認知はかなり進み、メディアでも頻繁に取り上げられております。

数年前ですが、個人的ですがボヘミアンラブソディという映画がヒットして、そこで有名なロックボーカリストの性自認による葛藤や悩みが描かれております。私も何回も見ましたが、感動と共に当事者の悩みに寄り添うことの難しさというのを感じたところです。

今年4月か5月ぐらいの新聞記事だったと思います。東京大学の学術研究で性は2つではなく性スペクトラム、つまり連続したものであるという見解が示されました。男性、女性だけでなく、その間にいくつもの性が存在するのは自然のことであり、性の多様性についての見解です。たくさん子どもたちに接する中で感じていた私の違和感のようなものが、この見解を聞いてすっきりと消え、今は私はそういう理解をしております。

実際にそのような児童・生徒がいた場合の支援については、確かに制服やトイレ、更衣室などの物的な問題もありますが、私は最大の支援は周囲の理解だと思っています。初めに受け止め理解すれば、自ずと支援の方策というのは見えてくると思います。幸い今、それぞれの学校では校長先生を中心として先生方も研修を重ねていただいておりますし、スクールカウンセラーも配置されています。私の40年以上前の学校の環境とは随分違っている現状です。実際、何度も授業を重ねて周りの生徒たちの理解が進むことで、最終的に自分の悩みについてそれを周りの生徒に打ち明けたという事例も私自身も経験しております。今は管内の高校の制服も多様化している現状です。現在、もしそのような思いをお持ちのお子さんがおられましたら、学校もしくは教育委員会に是非御相談いただきたいと思っております。変えるべきところは躊躇なく対応して、しっかりと支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今、教育長から実体験に基づいて体験談、それから思い、熱い思いを聞かせていただいたわけでございます。このあいねっと放送をお聞きの保護者の方々、もしそういう相談があれば遠慮なく教育委員会のほうに、教育長のほうに相談をいただくと周りの理解も得られるアドバイスが受けられるのではないかと、そのように思います。

そしてまた、教育長の答弁の中から一番の支援は周囲の理解だと、この言葉は強く印象に残った言葉であります。やはりこういうことは町もそうですが、地域住民上げて理解を深めることが必要だと、そのように感じた次第でございます。非常に心に染みる答弁です。ありがとうございます。

我々も一生懸命、もう少し人権等の勉強もしていけないといけない、そのように思います。今月の10日までは、明日までですか、人権月間でありまして、県の人権同和政策課長は、教育振興課長の同級生でありますので、電話一本かけていただくと公演にも来てくれるんじゃないかと思っておりますので、どうかその辺のことも人脈も使っていただければと思います。

それでは質問事項の3、南部道路からの町道の交通量増加について質問をいたします。

質問の要旨の1、町道志戸内谷線の交通量増加についてを伺います。これにつきましては、南部道路を来年、令和6年度に開通するという予定だと伺っておりますが、南部道路、開通部分から枝線となる町道が交通量が増えているというふうに近隣の住民の方から相談がございました。先だって、またその方に確認に伺いましたところ、やはり朝夕の時間帯は以前よりも多くなっているのは事実だと。特に南部道路からは、中心に向かって下っておりますので速度超過もあると目立つと。道が狭い上にスピードが出ている車、或いは自転車等があれば非常に危ないんじゃないかという声がございました。その意見につきまして、地域整備課長に答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

大変申し訳なく思っておりますけれども、質問議員言われます町道志戸内谷線の交通量の増加については、私ども何度か現場にて確認しておりますが、今のところ把握に至っていない状況です。しかしながら考えられることとして、南部道路があさぎり町方面からまいりますと、町道志戸内谷線から先は未舗装で整備されておられませんので、そこから抜けるルートとして利用されていることが考えられます。また、九州武蔵やルネサスエレクトロニクスへの近道ルートとも考えられます。今後、定期的に現場を確認いたしまして、先ほど申されました朝夕もはじめ、状況把握等をしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。私もこの質問に関しては、要望書提出の案件ではあるとは重々承知しておりますけれども、やはり直接お声を聞く機会がございましたので、この件については今回取り上げた次第であります。今後は枝線、だんだん増えてくるかと思いますが、交通量も抜け道として使われる方が多くなってきますので増えるのは確実かなと思います。そういった交通量増加への対策については、どのような対策を取られていかれるのかお伺いをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えいたします。

今回の路線の交通量増加への対応としましては、通学路でもございますので、当面の対策としては注意喚起の看板設置等があるかと思いますが、もし道路幅や交通安全施設の設置など何らかの対策が必要な場合は、先ほど質問議員申しましたように相当の予算を伴いますので、まずは区長を通じまして要望書を提出していただき、その上で優先順位を考慮しながら計画的に進めていただければと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。要望書提出というのは重々承知をしておりますし、また要望も数多いということも重々承知しております。こういった要望の案件につきましては、やはり取り上げていく議員さんたちも今からあるかと思いますが、要望書案件とはもうせ直接聞いたからには取り上げるのが最善かと思ひまして、質問事項に入れさせていただきました。

今回の定例会での一般質問では、私が通告した分はこれで終わることになりますが、まず遊水地については、やはり地域住民の声を是非とも県、国にしっかりと伝えていただきたいのが、私の要望でございます。そして地域住民の方々の要望でもありますので、是非我々は白紙撤回を目指して運動、それから署名活動をさせていただきますので、

やはり錦町とすれば地域住民の理解が得られないということを是非伝えていただきたいと思います。

そしてまた、性的マイノリティの問題に関しては、やはり私も我々も含めまして、よりもうちょっとオープンに、地域住民の方にもオープンに勉強していただくような機会、それから支援の方法等々をやはり教育委員会のほうでもマニュアル化していただいて、住民の理解を得るようにし、そしてまた生徒さんたちを守っていくというようなことが必要ではないかと思った次第でございます。

今回の質問は少し時間が余りましたけれども、12月定例会の私の一般質問をこれで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のために休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時41分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

ここで議長を石松副議長と交代します。

○副議長（石松まゆ子さん） 議長を交代いたしました。

それでは、これより12番、荒川孝一議員の一般質問を許可します。12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） こんにちは。ただ今より令和5年12月定例会の荒川孝一の一般質問を始めます。

本定例会11番目、最後の質問者です。執行部におかれましてはお疲れだと思いますがよろしくお願ひいたします。

さて今回、質問内容は質問事項1、行政区（分館）の体育行事合同化について再度検証。要旨、本町の体育行事はほとんど分館対抗となっている。だが世帯が多い分館、少ない分館と世帯数が大きく違う。このままでいいのか。これは令和5年3月定例会の検証として提示しております。

質問事項2、人吉球磨10市町村の今後について。要旨1、定住自立圏共生ビジョン第2次までの検証と来年度策定の第3次に向けての検証。そして要旨2、市町村合併について、現在の町長の考えを通告しております。

まずは壇上からは事項1を質疑し、あとは質問席にて順次質問してまいりますので、町長及び執行部におかれましては御了承いただきたいと思ひます。

それでは質問事項1、行政区（分館）の体育行事合同化について再度検証。要旨、本町の体育行事はほとんどが分館対抗となっている。だが世帯数が多い分館、少ない分館と世帯数が大きく違う。このままでいいのか。令和5年3月定例会の検証となりますが、まずは所管課長に早期の応答に対して検討したいという答弁がっております。そこで検討協議をされたのか否か、また協議されたのであればどういう結論に達したのかをお聞きしたいと思ひます。あとは質問席にて順次行ってまいります。

○副議長（石松まゆ子さん） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

令和5年3月議会において、質問議員から御提言を頂き、分館対抗スポーツ行事の取組を検討したところです。令和5年度に入り、コロナ感染症も小康状態になったということもあり、令和2年度以前の行事計画に戻せるよう、分館長をはじめ分館役員の皆様に御協力をお願いしたところです。

今年度のスポーツ行事については、4月のソフトボール大会を皮切りに、10月の町民体育祭まで4つのスポーツ

大会を無事実施することができ、残すは2月の駅伝大会のみとなりました。分館長はじめ分館役員の皆様の御苦勞に
対し、この場を借りて感謝申し上げます。現在までの分館の参加状況を資料としてお配りしておりますが、質問議員
からお話のとおり、世帯数が少ない分館のスポーツ大会への参加が厳しい状況が見受けられます。100世帯未満の
分館が8つございますけれども……。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番。

○議員（12番 荒川 孝一君） 状況は分かりました。結果だけお願いします。

○副議長（石松まゆ子さん） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 検討協議に関しましては、各スポーツ行事の前に要項検討会というものを実施いた
します。その要項検討会には分館長会の代表者3名の方、会長様と副会長様お二方出席いただいて、スポーツ推進員
と事務局を含めた会議を行います。その際に開催するかどうか、開催の方法はどのようにするか、そういったことを
毎大会ごとに協議を行っているのが現状でございます。結果としまして、これまではコロナ感染症も落ち着いている
ということもありますし、令和2年以前の事業計画に戻すという協議の中での町の方針の下、分館長会の役員様の御
理解を頂いて開催するという結果になったということになります。結果としては、それぞれの競技、分館対抗の大
会、スポーツ行事において、要項の見直し等を行いながら実施したということになっております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。結果といっても、ただ今後また協議するだけであって、これから私が提示
したことにしましては結果が出ていないということではよろしいですか。

○副議長（石松まゆ子さん） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

結果としては、開催をする方向で結論が至ったと。協議の中では、分館の合同化或いは消防の組織編成グループで
の出場ということについても検討したという経緯がございます。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。以前私は質問席にずっと立っていたときに質問をし、大体1年ぐらいです
か、置いてというか寝かして、あれからどうなったと検討するという答弁に関しては、そういう方向でやってきまし
た。ただ今回、今年の3月ですから、1年はたっていないんですけども、担当課長が検討するということだったの
で、検討してそのあたりはどうするのかなど思ったんですが、今の話は結局聞いてみれば結果が出ていないというだ
けのことだと思えます。

今回質問することに当たって、なぜ3月にやったやつをまたこの年内にやるのかということに関してなんですが、
その理由が2点ほどあります。

まず1点目が、その後、体育行事で一番大きい町民体育祭というのが今回は無事開催されました。その分館行事を
対抗で、やはり先ほど担当課からも表を頂いたように、種目によって出ていないところも相変わらずあると。これは
3月の定例会でも申し上げましたが、その中でまた重複で出場している方が何名かいらっしやった。特に役場職員
の人が何回も出ていらっしやるのを拝見されて、職業上というか慚れないんだろうなと、大変だなと思いました。そ
ういったのもありましたし、このあたりで、先ほどの話ですけれども、前は体育行事というのは毎年あった。その
うち隔年になった、今度は午前中だけになったと。担当課が選手の使用数も考えているでしょうけど、私はこれはあ

くまでも消極的な選択をずっと続けているなど思っております。今回もそういう形で、結局出る人もだんだん決まってくる、そういったのもありましたので、今回もまた取り上げたと。

そして2点目が、今年ふるさと祭り。私もふるさと祭りの実行委員会の末座に座らせていただきましたのですが、その末座の中で会議の中で、サンバDEにしき、この参加チームもやはり減るかもしれないという議題になりました。そのとき、町長が一言言われたんです。もう分館どうのこうのじゃなくて団体、職場含めて、そういったのも参加を呼びかけてみたらと。やはり盛り上げていかにかいと言われたと思いますけど、私はこれをなるほどなど思いました。結果、錦ふるさと祭りの当日は、私はあさぎり町の20周年式典のほうに出席しなければなかったので現場は見えていなかったんですが、担当課に聞くと、確かに総数は減ったけど、そういう職場とか色々な団体も出場が増えた。これは本当に先ほどの消極的な選択とは違って、積極的な選択取組だと、なるほどなど思いました。

今回、このことも含めて、例えば体育祭でいろんな分館ということのほか、以前は私どもも昼休みですか、職場対抗リレーという形で議会のほうも出場しましたし、たしか森本町長も走られましたですね。そういった地域分館にいつまでもこだわっていくのも、これもまた今後のことを考えると憂うしかない。それよりも錦町、その中で職場、いろんな任意団体、そういう方も色々取り込んで、行事のときにはいろんなスポーツ、祭りもそうですが、取り込んで祭り、町を盛り上げていく。目的はあくまでも1番、2番、3番ということを決めることではないと思うんですよ。やはり皆さんが集まってきて、わいわい騒ぎながら、久々やなあと、そやん感じでもよかけん、笑顔になって、私のふるさとと錦町とそういう自覚を持っていただく。自然と持っていけると思うんですけど。そういった積極的な選択取組。私はこのままだと体育行事に関しては消極的な取組ばかりで、先々は見えないんじゃないかと思っています。町長、いかがでしょうか。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 経緯につきましては、担当課長が話したとおりでございます。今年になりまして、コロナの様相も明るく、明るいといえますか兆しがいい方向に見えてきたことから、町の行事全体を従来の方向に取り戻そうというようなことを皆さん方に呼びかけをしたところでございます。やはり水害があったりコロナがあったりしながらしたときに、住民同士のコミュニケーションといえますか、融和というのが崩れてきておりまして、なかなかみんな外に出たがらない、或いは出るのを極端にそれを理由にして出ないというようなことも聞き及んできたことから、やはりみんなでわいわいしながら頑張ろうということで、今年はいろんな行事を開催をしてきたところです。運動会をしましたけれども、「久しぶりに走って足が震えたばい」とか、そういう「息の切れたばい」、或いはサンバで踊られて、久しぶりにまた踊ってみた、楽しかったという、本当に皆さん方の明るい笑顔が印象的でございます。やっぱりやってよかったと、こういうのは町の活性化、振興のためには、いろんな難題もありましようけれども、それを越えてやっていくということが一番だなと、つくづく今年はそのことを考えたところです。分館の対抗も色々方法が、私も考え方によっては、やり方によってはあろうと思っております。今皆さんの意見というのが、分館対抗をすることによって分館を応援しやすいというのは、我が地域といえますか、鼻眞性といえますか、これがありますので、一応分館対抗にしたほうが盛り上がりはあるかなと思っております。ただ御指摘のように人も減ってくる、高齢化が進んでいく、そういう中で種目も考えながら、そしてみんなが寄り添いやすいようなやり方、これは時代の変化ですので、それに合ったようなやり方を今後していかなければならないと思っております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。今、町長がおっしゃったように、これから時代の中でやはり考えていかな

きやいけない。これは非常に重要なことだと思います。分館のことに關しては、私も申し上げましたが分館で盛り上がると、大事だと思うんですけども、それは前回の3月定例会でも申し上げましたが、出場していない分館は盛り上げることができないと、そういうところも出てきているということでもありますので、3月の定例会ではそういうおっしゃる意味も含めて、分館も盛り上がるためにはやっぱり出れないところも少ないのであったら、合同化をしていったらどうかというのを提言したんですけども、検討としてやはり分館の代表者の方もたくさんいらっしゃる中での協議ですから、俺の分館はせんでよかっていうふうになるかもしれません。ですからこのあたりに架け橋を張るのが担当ではないかというのが提言申し上げていたと思っております。

おっしゃるように、今、11分館に住んでいるんですが、やはり工場の近くに今外国の方もいらっしゃいます。では外国の方はどうするのかというと、やっぱり外国の方も入れましょよと。せつかく錦町に住んでもろとつとだけんて。やっぱりそういった意味も含めて工場もありますし、最初はやっぱりまだ仕事の兼ね合いであるでしょうけど、ただこういうのをちゃんと呼びかけていく、そのくらいまで取り組んでいくというのはやっぱり大事なことだと思うんです。あくまでも分館、分館長さんたちというだけでとらわれても、やはりこれは先ほどおっしゃったようにこれしかない、だんだん減っていくと。やはりそこは柔軟性をもって協議をするならする。私が提言したことは協議はされていないという项目的に頭に今聞こえましたので、そういったのは担当課は一般質問して提言したんですから、その後はしっかりと上げていただきたいなと思います。ただやりました、そういう結果は聞いておりませんのでよろしくお願ひいたします。

それでは、質問事項2に入っていきたいと思ひます。人吉球磨10市町村の今後について。

要旨1、定住自立圏共生ビジョン、第2次までの検証と来年度策定の第3に向けての検証ということで、まず上げております。ここに大事に第2次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンを持っていますけれども、1次から私は人吉市が中心市として宣言する、少し前から共生ビジョンのいろんなお話はあったので、このことに関わらせていただいて質問をさせていただきました。ちなみに、ここに關しては平成26年、今から9年前、定住自立圏構想の中心市宣言を人吉が発表し、翌年から地方からの人口流出を食いとめ、人吉市を中心に近隣9市町村で医療、教育、産業振興、地方交通などを連携し、人口定住の促進を目指すものとして、第1次定住自立圏ビジョン取組、そして現在第2次の最終年度であるということです。

私もこれは読み込んできましたんですが、ずっと読んでいたんですけども、今回、新聞報道しか私どもの情報は入ってこないんですけども、KPI、重要業績評価指標の進捗状況は事業数38で達成しそうな見込み45%とある、また今後計画として成り立たないのではないかとということも出ておりました。確かに45%達成率は低いですよ。ただ、コロナ禍もありましたし、第2次に関しては水害関係もあったのかなど。人口定住のために色々な委員会も開いていただきながらやっていますが、そういう影響もあったと思うんですが、大体この2次の指標が高すぎませんか。そういったのは私としては感想があったので、まずは担当課の方にお聞きしたいのは、この45%、担当としてはどういうふうに分析してやるか、そこをお聞きしたいと思います。

○副議長（石松まゆ子さん） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先月、定住自立圏の会議に出席した折に、担当の人吉市の復興支援課が事務局なんですけれども、事務局の見解としての言葉が、KPI38項目のうち45%が達成、達成できていない事業については、令和2年のやはり7月豪雨とコロナ禍の影響を受けている事業があるということで、今度コロナが5類に移行したことに伴って、今年度からイベント等も再開されている状況なので、各部会と連携しながら、これまで以上に事業を活性化していくという事務局

からの説明がございました。担当課といたしましても、令和2年度の7月豪雨とコロナ禍、令和2年3年度がオンラインでありましたり、この会議が書面決議でありましたり、そのようなものもあって、各部会のそれぞれの会議がなされなかったことも要因の一つかなと考えているところです。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） この共生ビジョンの中には定住を促進というか、現在、人吉球磨は定住を促進というか、今住んでいらっしゃる方々を流出させないというのが主な目的になっているのかなと。ただ、この中の項目の中に、例えば福祉医療、障がい者医療とか、いまだにそういう療育センターに関しても、人吉球磨には全然手をなしていないという状態もあります。この共生ビジョンに関しては、私も提言を9年前ですか、6年前の提言としてまず取り上げて、この内容次第によっては、人吉球磨がこれから先細り、人口含めてこういうビジョンを共同でやっていく、いろんな方が人吉球磨会員として参加し、協議し、そして目標を立て、そういう目標をどんどん皆さんの前に提示していったら、栄養ドリンク的な人吉球磨のものになるか、やっぱりやっちゃだめだという失望感に陥っていくかという毒饅頭、どっちかでしょうね、どっちかじゃないんですかと、この場で申し上げたことがあります。ただそのとき町長のほうは、交付金1,500万円でしたか、そのあたりが入ってくるのでという、まずはそこが第一として重点みたいには私は受け取ったんですが、結果的に今、先ほどの45%で内容も見えていくと、具体的なのは私どもは参加していないので、何がその残りを55%は何だろうと、達成できないと。そう思うと、やはりこの共生ビジョン、今後第3次、もちろんこれを国が認めるかどうかはまだ微妙な段階でしょうし、この数字はですね。これについて、まずは町長のこの数字を含めて、御意見をお聞きしたいと思います。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 前はこれは令和6年度までの計画の5ヶ年間でございますけれども、現時点において45%程度の達成率しかないということです。大きな原因は、今質問議員おっしゃいました令和2年の水害、これが一番大きな中心地が壊滅的なことでやられておりますので、その関係で一つ事務的な処理は進まなかったということ、その関係で連携もうまい具合に進まなかったというのは一つはあるのかなと思っております。加えて、コロナがあったということからの達成率の低さだろうと思っております。

それと問題は、それぞれ人吉を含めて中心市を含めて周りが9市町村で取り囲んでいるわけですので、この連携そのものもやはりそれぞれの町村があって、それぞれのメインにやる部分というのが行政がありますから、そういうのがあって、うまい具合にスクラムが、中心市がうまい具合にそれを取り込んでこなかったというのも、私は一つあるのかなと思っております。

ただ本町におきましては、冒頭、質問議員がおっしゃいましたように、うちには過疎債というのがありませんもんですから、中心市と私たちがやりたいことを組むことによって特別交付税というのがきます。これが私は、金の話になりますけれども、非常に魅力的でございましてですね、せっかく町が問題を抱えているならば、中心市と同じような組み方をすれば、うちの事業そのものも特別交付税が入ってくるというような考え方で今やっているわけでございます。

次が第3次ビジョンが令和7年度から始まり、令和6年度に計画をするわけですがけれども、その点につきましては、今御指摘ありましたようなことをしっかりと定めながら、やっぱりしていく必要があると思っております。共生ビジョンが始まったこの令和2年、今回の第2次ビジョンの中でも既に人口が6,000人ほど減っておりますから、この人口の減少というのは非常に厳しいですので、今後この共生ビジョンというのをやはりうまい具合にローリングし

ていくことは大事なことだと考えております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。今、町長から現在を含めて色々説明を頂いたんですが、やはりこの人吉球磨定住自立圏共生ビジョン、タイトルどおり定住して皆さんが住んでいける地域ですか、という形を取り組むためのこういう計画を立てて、国のほうからお金のことも含めて出ると。結果、先ほどはコロナもありますし、災害もありました。ただ、人吉市は今度は過疎地域指定までなってしまったと。ここが踏ん張りどころも来ているのかなと。おっしゃったように、人が何人でもだんだん減っていく。その中で、まずはこのビジョンを作るにしても、多くの方がいろんな委員会がありましたので、それに関わって多くの時間をつぶしているんな協議をやられている。でもやはり、どこかで何かの原因でこういう状態だった、先ほど言ったコロナ、災害もあったでしょうけど、やはりチームワーク的なものもあるのではないかなと思います。

これは質問の要旨2のほうにも入ってくるんですが、人吉球磨は一つ。いろんな方からいろんなそういう、特に政治家の方、私も末座にいるんですけども。人吉球磨は一つって、何が一つかなってもう聞き飽きたかなという考えが私はあります。というのが、掛け声だけで一つになって何をやるんだって、どういうふうにするんだというのがだんだん、見えてこない、活気づいてこない、逆に人吉球磨は一つだからみんなで一緒に錆びていきましょうという感じも捉えてしまうぐらい、今の状態ではないかと思っています。

そこでまずは質問要旨の2、端的にじゃなくて直球ですが、町長、人吉球磨合併について現在どういうふうに思っ

ていらっしゃるか、それをお聞きます。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 本町も昭和30年に西、一武、木上、この3村が合併をしてきて今50年近く、70年近くですか、70年近くみんなで頑張ってきたところでございます。ただ考えてみますと、当時の昭和30年代というのは戦後からの復興ということに国民一丸或いは町民一丸となって、その目標に向かって進んできた時代であったろうと思っています。人口もどんどん増えながら、合併当時たしか1万3,000人ぐらいの人口になってきた。そしてその町そのものも、その後勢いをずっととりながら、ほかの町村は落ちていきますけれども錦町は落ちはしているんですけども、ほかの町村よりも極端な落差はないというようなことで、今皆さん方とこのような町をつくってきているところでございます。

それと今を考え合わせてみますと、非常に私はその合併に関してはまず町民が幸せになることが一番でありますし、そして発展をしていくこと、それから合併した相手先と、どことするか分かりませんが、そのグループがまたその夢を見る、将来を展望できる、そういう状態になれば私は合併そのものは非常に難しいなと思っています。端的な考え方をしますと、先ほど質問議員もおっしゃいましたように、人吉市が過疎になった、ほかの町村も全て過疎、錦町だけが過疎じゃない。そしてその高齢化率もほかのところ40%とかその類ですから、うちが36%が一番、うちと山江村が若い程度ですか。そのようなこと、いろんなこと、或いは企業誘致とか錦町が今まで頑張ってきた背景を考えてよその町村としたときに、本当に先ほど言いますように、錦町の町民の方が合併して幸せになるだろうか、錦町が合併して優位性を保てることのできるのだろうか、或いは合併してその自治体全体が伸びていくだろうかということを考えてみますと、現時点の話になりますけれども、世界情勢も今後どうなっていくか分かりません。少子高齢化の先もなかなか見えないというのを、いろんなことを総合的に考えてみますと、現時点でのどうかということをお聞ければ、私は現時点では厳しいんじゃないかなと考えております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。先ほど町長からお話しありました、人吉市があって、これを周りに、これは先ほどの御意見の話になりますが、以前人吉の市長が個性的な市長がおられたときに、私はこの場で町長に申し上げたんですが、ちょうどそのとき、町長たち、ほかの首長さんたちと町長が色々、見てても雰囲気いいなというぐらい仲がいいような形に見えたものですから、だったらもう人吉市を除いて、みんなほかのところと同じように合併したらどうですかと、まあそのとき失笑を買いましたけど、あながち私は本気で言ってたつもりだったんですけどね。だから今回に関して、そういう広域の定住ビジョンに関してですけど、今町長がおっしゃったように幸せになるかどうかも含めてですけど、メリットとデメリット、それはあると思います。ただそのメリットとデメリットを論議するよりも、これは合併がどういう意義を持つのかというのが私は大事だと思うんです。というのが、今までは特例がありましたから、合併特例債とか、それもなくなってだんだんもうそういう形はなくなってきたんでしょうけど、まあそういう全国的にですね。ただ合併したときのメリット論を最大限に利用できるメリット論も、デメリットは最小限にやっぱりそういう形を抑えるような論議をしていく場所が必要じゃないかと思うんですよ。あくまでもメリットデメリット、現在のことを論議してもおっしゃったような感じになると思うんです。

例えば合併したときに、今、人吉球磨で取り組むべき行事がいっぱいあるわけじゃないですか。色々協議されてるじゃないですか。極端な話ですよ、これはちょっとあれかもしれませんが、前回もお話したように今、ダム推進協議会会長をやっている。新聞報道ではなんで関係なく町村の町長が会長をしょってやって文句は言われる。当の五木、相良の首長たちは曖昧で。これって私も考えながらですよ、いやこれを、なんかもう責任をあちゃこちゃにやってばらまいてるだけであって、本来一つのやつで、この人吉球磨の論議をすると。ときにおっしゃるように先ほどの遊水地の問題もそうですよ。これも、じゃあ面積が広いから、じゃなくて先ほど言ったように勾配とか、やっぱりそれは、メリット論、デメリット論を、メリットの最大を生かす意義、最小限に抑える、そういう論議の場も必要になってくるのではないかと思うんです。現在のメリット、デメリットでは、それは私も合併はと思います。ただ、県南は今、もうおっしゃるように、私からすれば危篤状態に入ってるんじゃないかと。特に、県北のT SMC進出で沸き立つ県北ですよ、県央、県北。それがあるだけにますますこちらのほうの進んでる方々ですよ。気分的にも精神的も、あっちばかりよかばいって。こっちは復旧、復興の話ばかり、ダムもまだどうなるか分からんと。私はこういった状態が続いてきたら、やはり人吉球磨の方々という、特に若い人たちですよ、どんどん出ていく。特に今、高校生に関して、もうやはり県北、県央のほうに勤めるなりしていったほうが楽しい生活も待ってるだろうし、給料もいいだろうし。ですから、だんだんそういう負のスパイラルに入っているのが、今じゃないかなと思ってます。

申し上げたいのが、町長は今難しいかもしれないけど、10年後のためにも、やはり今そういうテーブルを作るべきじゃないかと思うんです。合併協議会とかですよ。もう協議会であって見たら、ちょっと抵抗を持たれるかもしれませんが、やはりこれは大事なことだと思うんです。それは今の10市町村の首長さんたちがやるべきことではないかと思います。そういう協議会を作って、まずは論議して、言われたように現在のメリット、デメリット、合併したときのメリット、メリットと、将来的なメリット、メリット、そういったのを論議していくべきではないかと思うんですが、町長いかがですか。

○副議長（石松まゆ子さん） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 質問議員の言われようとするのは十分分かります。ただ私は最終的な判断というのを、これ町民が皆さん方にしてもらわなければならないんですけど、そのときの私の考えの判断というのは先ほど言いますような3項目。

その町が町民が本当に優位性が保たれるのか、幸せになるのか、或いは合併した全体が伸びていくのか、これがしっかりと作っていかねば、私はやっぱり合併に踏み込むというのは厳しいなと思っております。最終的には皆さん方の意見に従うわけですけれども、そういう考えの中で進めながら、やはり今、私もいろんな町村長と色々な話をしております。そういう機運が盛り上がってきたときには、やっぱりそういうほうに切っていこうと、これはタイミングですので、それを私がワンマンと言ってもまたいけませんし、中心市である人吉市、ここが本当は力をつけてくれればいいんですけども、なかなか力がないということもありますものですから、そういうのをうまく具合に絡み合わせながら、そういう方向に持っていくと。おっしゃるように、このままだったら人吉球磨は本当に私は厳しくなってくる。そういうのを頭に入れながら、今後活動をしていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川議員。

○議員（12番 荒川 孝一君） 12番。町長御存じだと、覚えてらっしゃるかと思うんですが、私ども若手というか、私、十何年前、人吉球磨の若手議員さんたちと勉強会で、明日の人吉球磨を考える議員連盟というのを作りまして、コロナもありましたし一時活動を休止したんですが、今年の9月、また皆さん集まって、今度はほかの町村の30代とか若い議員さんたちが集まって、女性の方もどんどん入ってきて、その中で色々な話をしたんですが、我々が作ったときに10年後にはもうそういう機運はあるのかなと、今おっしゃっているタイミングがそうなったときに、今現時点で人吉市長だし県議会議員も今なっていらいやいますけれども、我々がその議会の中でも色々なことを言えるような立場になってきたときには、そういう機運があったら、一気にまたそういうのをどんといこうという話を夢見ながら若手の議員たちが来たんですけど、私もその中でだんだん卒業生並みになってきましたんですけども。

ただ、タイミングはおっしゃるとおり、タイミングだと思います。それも、ただ、それが10年先なのか、私が思うには森本町長がリーダーだと思っていますので、今現在のですね。そういう強いリーダーがちゃんとうまいという、合併の話しようぜというリーダーが出てきたときに前に進むのかなと。そのタイミングが5年後なのか10年後なのか、ある意味では一生来ないのか、一生というか私が生きている間でですけども、そういうのは来ないのかなと。でもおっしゃるように、やっぱりそういうためにも、今そういう協議会なり、町長たちには申し訳ございませんが、やはりもう若い人たちもどんどん出てくるだろうし、そういう人たちのためにも、若い人たちの議員とか政治もそうですけれども、高校生とか、そういう若い人たちがここに進むためにも、そういったのもやはり一つの協議会なり、それなりを今スタートしたらどうですかと。今、来年合併しましょうとか、10年、5年後に合併します、それはもう絶対無理です。それはもちろんヒアリングもあるでしょうし、手続上もありますからですね。ただ、話合いは今のところただじゃないですか。その分はもういいんじゃないかなという形で申し上げました。是非あればそういったのを考えていただいて、特に先ほど申しましたが、町長のほうが、私は今、人吉球磨ではリーダーだと思っています。この前のダム協議会についても、やはりそういう一番辛いところに自分を置かれて、本来には違うところだろうと私も思いますけれども、そういうところをやりながら、でも皆さんがそういう信頼されているんじゃないかと思っていますので、今回、人吉球磨の合併、来年しましょうではなくて、何年後かにそういうチャンスがあるためにも今、ステージ作りをやって、だめだったらだめで、それはそれでまたしゃあないんですけど、ただそういうタイミングのときにできるようなことを今の首長さんたちにやっていただきたいなと思って今回、また何遍もやっていますけれども、人吉球磨の合併の話という形でお聞きしました。

時間が来ました。私も久々、現場というか、この場に立って、やっぱりいいですね、現場は。また機会があれば、

やはりこの現場が一番いいです。それを含めて、是非そういったのも検討いただいて、私の質問を終わりたいと思います。また、今回私の代わりに議長席に座っていただきました石松副議長には感謝申し上げます、終わります。

○副議長（石松まゆ子さん） 12番、荒川孝一議員の一般質問が終了いたしました。

ここで議長を、荒川議長と交代いたします。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時30分から開議します。

午後2時14分休憩

午後2時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第2. 議案第74号

日程第3. 議案第75号

日程第4. 議案第76号

日程第5. 議案第77号

日程第6. 議案第78号

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、議案第74号令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）から日程第6、議案第78号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）についての5議案を一括議題とします。

本案につきましては、去る5日に提案理由の説明が終わっております。

ただ今から本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。27ページの戸籍住民基本台帳の中で、今テレビで中国の女性がマイナンバーカードの申請をして捕まった経緯がありますが、この本町ではそういう経緯を見受けられませんか。それともそういう申請がある可能性が出てくるのがありますので、そこをちょっと、ちらっと教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

今議員がおっしゃるような案件は、町内ではありません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 11番。29ページの選挙運動各種公費負担金のところなんですけど、私も公費を使わせてもらった立場として、この新しい制度のことで成果ないし感想は総務課長どのように思っているか教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 深水総務課長。

○総務課長（深水 英雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

町長選挙、町議会議員選挙におきます選挙公営制度の拡充につきましては、今年4月の選挙から行っております。今回の選挙におきましては、予算執行状況を見ますと想定よりもやはり低い状況となっております。そういうところで今回、補正での減額をしたところでございます。ただ、この選挙公営制度の目的でございますお金のかからない選挙のため、また候補者間の選挙運動の機会均等を図るためという目的からは、今後も重要な制度であることには変わ

りないと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 11番、高田議員。

○議員（11番 高田 孝徳君） 今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。47ページと49ページについてお尋ねします、教育振興課長に。この TENT 購入品3張は各小学校ででしょうか。それとヘッドホン、ヘッドホンのボリュームによっては難聴になる危険性も伴うんじゃないかなと思いますので、どういった具合で使用されるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず47ページの小学校費におけるTENT購入は、各学校一張ずつということになります。

それからヘッドホンの件、小学校費、中学校費になりますけれども、小学校においては250個、5、6年生を対象としております。中学生に関しては全生徒を対象としております。これに関しましては英語のヒアリングですとか、タブレット端末等と連携して、授業の中で自分が発した英単語をそのヘッドホンを通して録音したものをタブレットに録音して、そのタブレットから今度はまた聞くというような反復練習等に利用できるような対応ができるということで、このヘッドホンが必要だということのようです。ですので、当然音量等に関してはしっかりと調整した上で確認をしながら利用していただくという形になるかと思ひます。

以上になります。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第74号令和5年度錦町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第75号令和5年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第76号令和5年度錦町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第77号令和5年度錦町下水道特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第78号令和5年度錦町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議員派遣の件について

○議長（荒川 孝一君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思います。御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については名簿のとおり派遣することに決定しました。

日程第8. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和5年第4回錦町議会定例会を閉会します。

午後2時37分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

